

新座市立小・中学校

学校防災マニュアル

【令和 2 年改訂】



令和 2 年 1 2 月

令和 4 年 8 月一部修正

令和 4 年 1 2 月一部修正

新座市教育委員会



あ い さ つ

新座市教育委員会教育長

金子 廣志

新座市教育委員会では、阪神・淡路大震災を踏まえ、平成１０年度に「学校防災初動マニュアル」を発行し、学校防災体制の整備を図るとともに、防災教育の推進に努めてまいりました。しかし、平成２３年３月１１日に起こった東日本大震災においては、「通信手段の遮断による保護者との連絡途絶」、「保護者への引渡しのある方」、「帰宅困難者に対する避難所としての対応」等、それまでのマニュアルでは対応できない様々な課題が生じました。そこで本市では、今後発生が予測される大地震等に対応できるマニュアルの必要性から、プロジェクトを立ち上げ、小・中学校の代表からなる委員とともに、県に先行して平成２３年１１月に、新たに、「新座市立小・中学校学校防災マニュアル」の作成を行いました。

その後、埼玉県東部地区、北部地区で発生した竜巻で、施設被害をはじめ、多数の児童生徒が負傷するなど、これまでに経験したことのない自然災害の驚異を目の当たりにすることとなりました。「大地震は起きるものである」と同様に「竜巻は発生するものである」という見地に立ち、常に児童生徒を取り巻くリスクを想定しつつ、各学校が学校安全を進めていかなければならないと再認識させられ、平成２７年に「第２編 異常気象等による災害」を策定し、防災マニュアルを改訂しました。

令和元年１０月に発生した台風１９号では、新座市内でも特別警報が発令され、避難所が開設されました。入間川や越辺川が決壊し、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しく、年々、台風や局地的大雨等の異常気象が勢力を増していると認識せざるを得ませんでした。今後も風水害への対応は避けられないものであり、学校が避難所となる機会も増えることが想定されます。風水害への迅速な対応及び学校が地域の防災拠点としての機能を果たすこと等が強く求められている現状を受け、この度防災マニュアルの更なる改訂を行う運びとなりました。

各学校においては、本マニュアルを基準とし、校種や各学校の職員体制、地理的状況等を踏まえて、より具体的な「学校防災計画」を策定していただくようお願いいたします。そして、日頃から避難訓練の実施及び安全指導の充実を図り、地震や異常気象による災害の発生に備えて本マニュアルを有効に活用されますようお願いいたします。

結びに、本マニュアルの改訂に当たり、多大な協力をいただきました新座市立新座小学校 斉藤 直之 校長先生、第二中学校 伊藤 進 校長先生をはじめとする委員の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

目 次

あいさつ 新 座 市 教 育 委 員 会 教 育 長 金 子 廣 志

第 1 編 地震による災害

第 1 章 学校防災のねらい

第 1 節 「新座市立小・中学校 学校防災マニュアル」作成の基本的ねらい	--	1
第 2 節 震災に対応する学校職員の基本的行動	-----	2
第 3 節 学校防災体制の整備	-----	3

第 2 章 震災時の初期対応について

第 1 節 震災時の初期対応における基本的な考え方	-----	4
第 2 節 震度 5 弱以上！ そのときどうする すばやく安全に		
第 3 節 災害発生時の教員の対応マニュアル		
1 発生時の基本対応	-----	5
2 在校時の対応		
(1) 普通教室	-----	7
(2) 特別教室	-----	8
(3) 休み時間	-----	9
(4) 体育館・プール	-----	10
(5) 校庭	-----	11
3 登下校時の対応	-----	12
4 学校外の諸活動の対応	-----	13

第 3 章 保護者との連絡・引渡し

第 1 節 保護者との連絡・引渡し	-----	14
第 2 節 保護者等への引渡し方法の例	-----	15
(引取調査票、地震発生から引取りまでの流れ)		

第 4 章 震災直後の対応

第 1 節 避難所としての運営	-----	21
第 2 節 地域及び諸機関、PTA との連携	-----	23
第 3 節 学校教育再開に向けての対応	-----	26

資料

防災教育のねらい及び推進計画	-----	29
防災教育に関する指導	-----	31
避難訓練の進め方		
緊急地震速報を活用した避難訓練実施計画例	-----	33
施設・設備のチェックポイント・薬品の管理	-----	38
安全点検と対策の具体例	-----	40
災害用伝言ダイヤル 171・web 171	-----	44
災害時における対応マニュアル（校内掲示用）	-----	46
非常時における受水槽の水源確保の手順	-----	47

第2編 異常気象等による災害 (特別警報、J-ALERT、竜巻・大雨・雷・台風対応等)

第1章 総論

第1節	第2編作成のねらい	-----	1
第2節	特別警報について	-----	2
第3節	全国瞬時警報システム(J-ALERT)による緊急情報の放送について	---	3
第4節	風水害時における避難所開設への対応について	-----	5

第2章 異常気象による災害発生時の対応

第1節	異常気象を知る	-----	6
第2節	竜巻発生時における各場面での対応	-----	7
第3節	台風接近等により「大雨・暴風・洪水」警報等が発令された 各場面での対応	-----	1 2

第3章 新たな危機事象(弾道ミサイル)の対応

第1節	弾道ミサイル発射に係る対応	-----	1 5
第2節	弾道ミサイルから身を守る	-----	1 6

資料

小学校指導例	-----	2 3
積乱雲がもたらす気象災害と身の守り方についての指導計画例		
中学校指導例	-----	2 7
積乱雲がもたらす気象災害と身の守り方についての指導計画例		
学校防災のための情報提供(冊子類、ホームページ等)	-----	3 4
台風対応の通知文例	-----	3 5
熱中症・落雷・竜巻・土砂災害関係通知文書	-----	3 7
「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する 留意事項について」通知文書		
災害種別ごとの指定緊急避難場所、指定避難所	-----	5 3
「避難拠点の災害種別ごとの使用の適否」(新座市地域防災計画から)		



第 1 編

地震による災害

第 1 章 学校防災のねらい

第 1 節 新座市立小・中学校学校防災マニュアル作成の基本的ねらい

新座市立小・中学校防災教育検討委員会（以下、検討委員会という）では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の課題を踏まえつつ、次の基本的ねらいをもって大震災に対する、防災マニュアルを策定する。

- 1 災害時における児童生徒の安全確保に万全を期す。そのために、発災時別に教職員の適切な対応を検討する。さらに、「自分の身は自分で守る」防災教育の徹底を図る。
- 2 災害が発生した場合、学校教育活動再開へ向けた諸準備及び避難所運営への協力などを念頭に置きながら、学校防災体制の充実強化を図る。
- 3 本市は平成 17 年度に公立小・中学校の耐震工事が終了している。しかし、大震災によって学校内で 2 次災害が発生しないよう、既存の施設設備の日常的な安全点検の充実強化を図る。

以上のような基本的ねらいを設けて、「新座市立小・中学校 学校防災マニュアル」（以下、「防災マニュアル」という）を策定していくが、各学校の実状や地域の実態に応じて、当該校において再編集されたい。

なお、防災マニュアルの基本を下記に紹介するので参考にされたい。

発災 ↓ 時間 の 経過	主たる行動	ソフト対応（人的対応）	ハード対応（物的対応）
	(1) 児童生徒の安全確保	○初期対応 （身を守る、校庭への脱出） ○対応計画 （安全確保、情報収集、児童生徒の帰宅）	・建物の耐震性の向上 ◎施設設備等の転倒、落下防止
	(2) 避難所運営の支援	○教職員の役割分担計画 ◎地域（町内会等）と連携した避難所運営計画づくり	・食料備蓄、非常生活物資備蓄 ・停電、断水等に対応した設備 （仮設トイレなど）
	(3) 教育活動の再開	○安否、避難先確認計画 ○教育活動再開計画	・避難所と分離した教室確保（仮設校舎など） ◎教材、教科書の確保

備考：○ 主に学校で対応する ◎ 市当局と学校との協力で対応する ・市当局で対応する

第2節 震災に対応する学校職員の基本的行動

(1) 児童生徒在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
震度5弱 以上の揺れが、新座市で観測された場合	校内災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は、教頭等 ・授業打ち切り、避難指示 ・関係機関へ状況報告	・児童生徒への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・安全確認 ・児童…保護者による引取り (引取票記載者) ・生徒…安全確認後、集団下校

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・指示を受け、 ・児童…保護者による引取り (引取票記載者) ・生徒…集団下校

(2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
震度5弱 ～5強 の揺れが、新座市で観測された場合	校内災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集、校内災害対策本部を設置し、必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	教職員は、校内災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
震度6弱 以上の揺れが、新座市で観測された場合	校内災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・児童生徒への応急対策業務（状況により避難所支援業務、市民への対応業務）

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。

※ 病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

第3節 学校防災体制の整備

大震災の発生に伴って、児童生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を図るために、児童生徒の発達段階や地域の実情を勘案して校内防災委員会の設置等、学校における防災体制の整備が必要である。

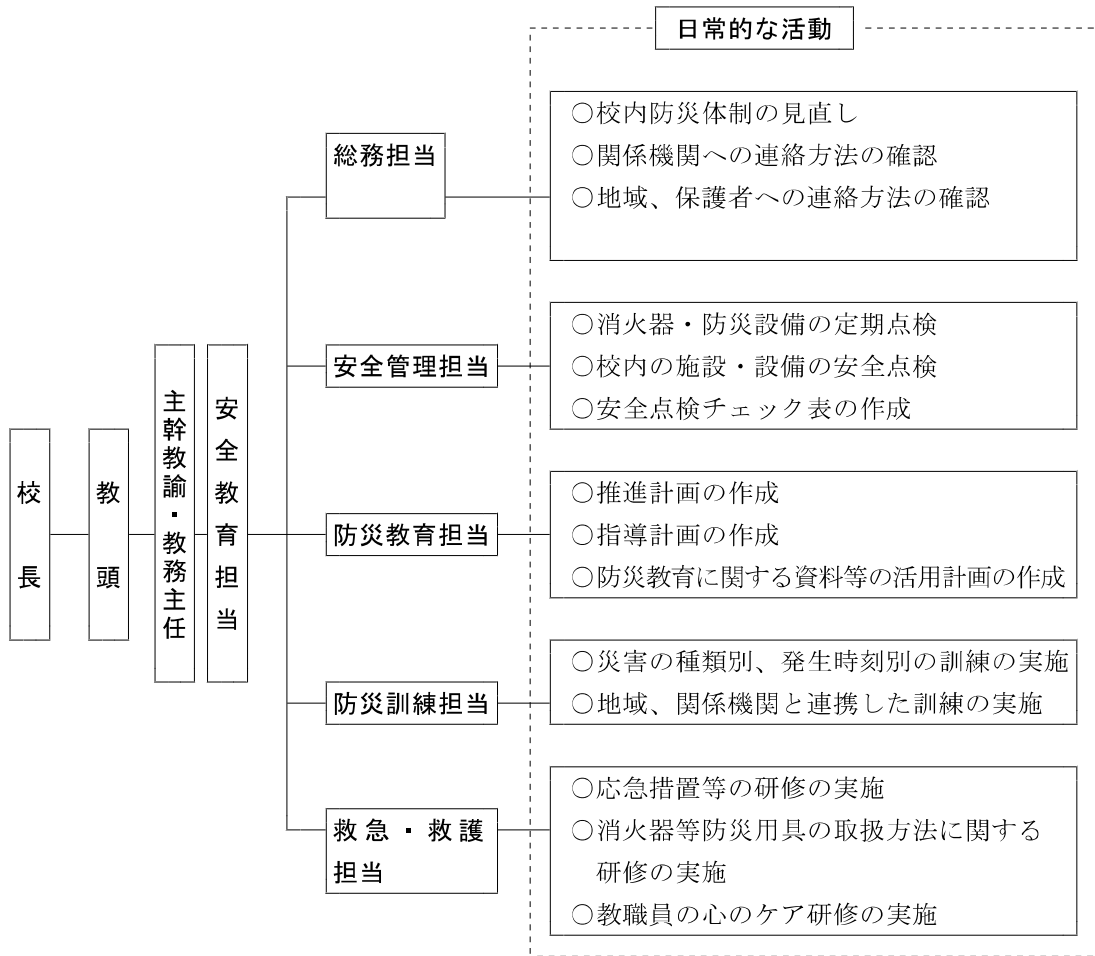
1 校長は、各学校の実状に応じて、教頭、主幹教諭、安全教育担当等を構成メンバーとする「校内防災委員会」を設置するか、または、それと同等の機能をもった既存の校内組織を活用することなどによって、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。

2 組織、役割分担は、各学校の実状に応じて行うこと。

〈校内防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局や市役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力

3 校内防災委員会の組織体制



第2章 震災時の初期対応について

第1節 震災時の初期対応における基本的な考え方

大きな災害が発生した場合、限られた時間の中で、児童生徒の安全を最大限に確保するためには、「何を」「どうすべきか」を明確にして、いつでも誰でもが「とっさに行動できるように」しておかなければならない。

そこで、防災マニュアルは、次のような観点から作成した。

- 1 突然の災害においては、児童生徒の生命を守ることが最優先である。そのためには、災害発生から避難完了までの対応が重要である。災害発生から安全確認、避難決定・避難完了まで、どのように対応すべきかを示した。
- 2 初動体制の基本型として、ここでは授業中における地震発生から避難・安全確認までの動きを想定した。それ以外にも、休み時間、登下校中などさまざまな場合が想定されるが、個々のケースについては防災マニュアルの基本型をもとに、予想される災害の状況と対応について示した。
- 3 避難後の救急措置や保護者への引渡しをはじめとする必要な対応は、その時々状況によって左右される。各学校では、防災マニュアルに示した基本的な対応をもとに学校の実態や地域の実状に応じて具体化する必要がある。

第2節 震度5弱以上！ そのときどうする すばやく安全に

児童生徒の安全を守るためには、激しい揺れが起こっている間の危険回避とそれに引き続く緊急避難誘導が重要である。余震が続くことも想定に入れながら、災害発生から避難経路の安全確認、すばやく安全に避難誘導を完了することが求められる。

状況	激しい揺れ (余震)	揺れが止まって (校舎内の安全確認)	避難決定 校舎外に避難する	安否を確認する (保護者への連絡)
基 本 行 動	・放送を聞く。 ・防災頭巾をかぶり、机の下にもぐって身を守る。	・火気、電気の始末。 ・戸を開けるなど、避難口の確保。 ・避難の指示の放送を聞く。	・緊急避難誘導 ・静かに整列、防災頭巾をかぶって避難する。 ・避難路の安全確認	・人員点呼 → 本部へ報告 ・安全確認 ・負傷者への対応 ・静かに待機する

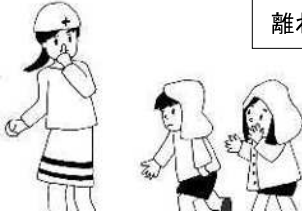
○一斉下校(中)

○保護者への引渡し(小)

第3節 災害発生時の対応マニュアル

1 発生時の基本対応

	状況 時系	職員室	
		管理職（校長・教頭）	養護教諭・事務職員等
災害発生	発生直後の危険回避	＜発 災＞ 第一報（放送）  地震発生 指示に従って行動しなさい。 情報収集 ① 火災発生の有無 ② 避難経路の安全  被害状況の把握 ① 職員室内 ② 職員室付近 廊下・階段等	
	状況確認		
避難	避難誘導	第二報（放送） 緊急避難指示 地震は震度5。 校舎の被害は・・・。 先生の指示に従って、校庭に避難しなさい。 非常持出し指示 非常持出し搬出 ① 名簿 ② 出席簿 ③ 引取調査票 救急用具搬出 ① 薬品類 ② 担架 ③ 救急旗 本部旗設置	
待機	人員確認探索	人員確認・掌握 ① 児童生徒 ② 教職員 被害状況の確認・報告	
		負傷者 応急処置 不明者 安全な待機場所への移動 捜 索 二次災害の回避	

	状 況 時 系	教 室	
		担任・授業担当教師	児童生徒
災 害 発 生	発生直後の 危険回避指示	危険回避指示	机の下にもぐりなさい。防災頭巾をつけなさい。 真ん中を向きなさい。
	↓ 児童生徒の 掌握	避難口確保 火災予防 児童生徒の安全 確認と掌握	出入口ドア 火気火元・電源 
	↓ 避難準備 5分		先生はここにいます。 そのまま待ちなさい。 怪我をした人はいませんか。 ・動かせない怪我人がいる場合は、隣接教師 に連絡と誘導を依頼して、怪我人に付き添う。 ・障がいのある児童生徒に配慮する。 ・パニックに陥らないよう、絶えず励ましの 言葉をかけ、不安を緩和させるようにする。
避 難		本部の指示を待つ	・5分経過しても指示が伝わらない場合は、 周りの様子を見て近くの教職員と連絡を取り 合い、安全を確認しながら避難する。
	避難誘導 5分	避難誘導 	廊下に並びなさい。 静かに先生についてきなさい。 頭をかばいなさい。 離れずについてきなさい。 お・か・し・な・も・ち お＝おさない か＝かけない し＝しゃべらない な＝なからからはなれない も＝もどらない ち＝ちがつかない
待 機	人員確認 5分	人員確認と報告 行方不明者→搜索依頼 負傷者→応急手当依頼	呼名確認
		待 機	そのまま静かに待ちなさい。 ・児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和ら げる。

2 在校時の場合

(1) 普通教室

【予想される状況】		【これだけは】	
・窓ガラスの飛散 天井板・壁の落下 戸棚・本棚等が倒壊する ・机上の花瓶や棚に置いてあるものが落下する ・蛍光灯が落下、教室の床が破壊する場合がある ・出口のドアが開かない場合がある ・子どもたちは恐怖心から心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をして混乱する		・身の安全を守れ ・勝手に飛び出さな ・出口を確保せよ ・落ち着いて先生の話をよく聞け ・放送に耳を傾けよ	
状況	基本行動	児童生徒の行動	教師の行動・指示
グラツときたら	身の安全・避難口の確保・危険物の処理	災害発生 第一報 《放送》 地震発生 指示に従って行動しなさい。 ・防災頭巾をかぶる。 ・窓際から離れる。 ・机の下にもぐって身を守る。 ・床に伏せる。 ・窓・出口のドアを素早く開ける。  本部の指示を待つ。	→『机の下にもぐりなさい』 →『身を低くしなさい』 →『外に出てはいけません』 →『先生はここにいるから、落ち着いて行動しなさい』 ・飛び出さないよう指示する。 ・窓やドアを開ける。 ・どこにいても避難口を確保させる。 ・コンセントを抜く。 ・障がいがある等、避難行動が取にくい児童生徒に留意する。 ・パニックに陥ると次の避難行動に支障をきたすため、絶えず励まし言葉をかけ、不安を緩和させる。
		災害発生 第二報 《放送》 〇〇発生！〇〇発生！落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。	
揺れがおさまったから	避難	・頭を保護しながら避難する。 『おさない』 『かけない』 『しゃべらない』 『なかまからはなれない』 『もどらない』 『ちかづかない』 ・火災発生時はハンカチやタオルで鼻と口をおおう。	→『ドアを開けておきなさい』 →『大丈夫。そのまま待ちなさい』 →『静かに先生についてきなさい』 →『頭をかばいなさい』 →『ハンカチで鼻と口をおおいなさい。』 (火災発生時) →『大丈夫、先生がついているから』 ・本部からの指示が伝わらない場合や差し迫った危険が感じられる場合は自らの判断で安全な場所へ避難させる。 ・ケガがひどく動かすことができない場合は救護班に連絡し、到着までの付き添いと児童の避難誘導を分担して行う。
		人員確認 ・学級ごとに整列する。	・名簿等による人員確認・本部へ報告 ・児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。

(2) 特別教室

【予想される状況】		【これだけは】	
- 調理器具、整理棚の転倒により、危険物が散乱する - 器具の転倒により火災が発生する - ガス漏れがおこり、ガス中毒やガス爆発が発生する - 木工機械の固定ボルトがはずれ、転倒する - 揺れが激しく、火気に近づくことができない - 出口のドアが開かない場合がある - 火傷等をおう危険性が高い		- 身の安全を守れ - 火を素早く消せ - ガスの元栓をしめよ - 勝手に飛び出さな 出口を確保せよ - 落ち着いて先生の話をよく聞け - 放送に耳を傾けよ	
状況	基本行動	児童生徒の行動	教師の行動・指示
グラツときたら	身の安全・避難口の確保・危険物の処理	災害発生 第一報 《放送》 地震発生 指示に従って行動しなさい。 - 机のそばに身を低くする。 - 実験器具の棚から離れる。 - 机の下にもぐる。 - 素早い行動で引火を防ぐ。 - 使用中の火を消す。 - ガスの元栓をしめる。 - コンセントを抜く。 - 漏れた燃料は、すぐ雑巾やタオルで拭き取る。 - 刃物類は安全な場所へ片付ける。 本部の指示を待つ。	→『机の下にもぐりなさい』 →『窓から離れなさい』 『身を低くしなさい』 →『外に出てはいけません』 →『先生はここにいるから落ち着いて行動しなさい』 - 飛び出さないよう指示する。 - 窓やドアを開ける。 - コンセントを抜く。 - どこにいても避難口を確保させる。 ◎前もって、係を決めておくことも役立つ。 - 直ちに火気、ガス、電気等の後始末の指示をする。 - 事故が最小限にとどまるように薬品、器具類は流しに入れさせる。
		災害発生 第二報 《放送》 〇〇発生！〇〇発生！落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。	
揺れがおさまったたら	避難	- 頭を保護しながら避難する。 『おさない』 『かけない』 『しゃべらない』 『なかまからはなれない』 『もどらない』 『ちかづかない』 - 火災発生時はハンカチやタオルで鼻と口をおおう。	→『ドアを開けておきなさい』 →『大丈夫。そのまま待ちなさい』 →『静かに先生についてきなさい』 →『頭をかばいなさい』 →『大丈夫、先生がついているから』 →『ハンカチ等で鼻と口をおおいなさい。』 (火災発生時) - 本部からの指示が伝わらない場合や差し迫った危険が感じられる場合は自らの判断で安全な場所へ避難させる。 - ケガがひどく動かすことができない場合は救護班に連絡し、到着までの付添いと児童の避難誘導を分担して行う。
		人員確認 学級ごと整列する。	- 名簿等による人員確認・本部へ報告 - 児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。

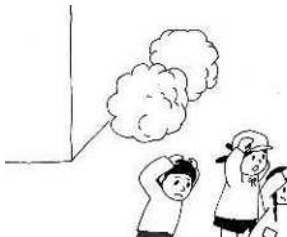
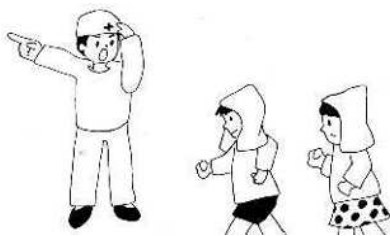
(3) 休み時間

【予想される状況】		【これだけは】	
・各教室、体育館と同様 ・「逃げなければ」という心理から、出口、階段等に殺到して二次被害を引き起こす ・子どもたちの掌握が難しい ・子どもたちは恐怖心から心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をして、混乱を起こす（勝手に家に帰るなど）		・身の安全を守れ ・火を素早く消せ ・勝手に飛び出すな ・出口を確保せよ ・落ち着いて先生の話をよく聞け ・放送に耳を傾けよ	
状況	基本行動	児童・生徒の行動	教師の行動・指示
グラツキたら		災害発生第一報《放送》 地震発生 指示に従って行動しなさい。	
	教室では	・出口を開ける。 ・防災頭巾などで頭を保護する。 ・外へ出ない。 ・机の下にもぐる。	・担当の教室や場所につけける。 ・児童生徒の掌握に努める。
	体育館では	・中央部に集まる。または柱や壁に身を寄せる。	・建物の構造、体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うよう指導しておく。
	校庭では	・校庭の中央に集まる。	・避難口を確保するために窓やドアを開けさせる。
	廊下では	・窓際から離れ、姿勢を低くして頭をかばう。 ・近くの教室に避難する。	・どこにいても避難口を確保させる。
揺れがおさまったたら	その他校舎内では	・ドアを開けて身を低くして待つ。 ・壁に身を寄せる。 ・頭部を保護し、姿勢を低くする	・教師がその場にいても左記の行動が自ら安全にとれるよう指導しておく。
		・本部の指示を待つ。	
		災害発生第二報《放送》 〇〇発生！〇〇発生！落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。	
	避難	・頭を保護しながら避難する。 『おさない』 『かけない』 『しゃべらない』 『なかまからはなれない』 『もどらない』 『ちかづかない』	教師がかけつける。 →『大丈夫。そのまま待ちなさい』
		・火災発生時はハンカチやタオルで鼻と口をおおう。	→『静かに先生についてきなさい』 →『頭をかばいなさい』 →『大丈夫、先生がついているから』 →『ハンカチ等で鼻と口をおおいなさい。』 (火災発生時) ・本部からの指示が伝わらない場合や差し迫った危険が感じられる場合は自らの判断で安全な場所へ避難させる。 ・ケガがひどく動かすことができない場合は救護班に連絡し、到着までの付き添いと児童の避難誘導を分担して行う。
	人員確認	・学級ごと整列する。	・名簿等により人員確認 本部へ報告
			・児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。

(4) 体育館・プール

【予想される状況】		【これだけは】	
・水銀灯、蛍光灯、ステージ照明、スピーカー、舞台緞帳バスケットゴールが落下してくる ・フロアが弓なりになり、舞台上の格納庫からいす、格納車が飛び出してくる ・渡り廊下の接合部が破損し、避難場所へ向かおうとしても通行不可能になる ・プールでは大きな波が起こり、おぼれる危険性がある		・身の安全を守れ ・中央部に集まれ ・勝手に飛び出さな ・出口を確保せよ ・落ち着いて先生の話をよく聞け ・放送に耳を傾けよ	
状況	基本行動	児童生徒の行動	教師の行動・指示
グラツときたら	身の安全・避難口の確保・危険物の処理	災害発生第一報《放送》 地震発生 指示に従って行動しなさい。	
		・中央部に集まる。 ・体育帽や手で頭を守る。 ・立っていると危険なので床に伏せる。 ・窓・出口のドアを素早く開ける。 ・中央でも危険な状態の場合は柱に寄り添う。 <水泳指導中> ・児童はできるだけ速やかにプールの中からあがる。 ・あがれない場合はプールサイドにつかまる。 ・プールサイドにいる児童は、その場にしゃがむ。 ・本部の指示を待つ。	→『中央部に集合しなさい』 →『身を低くしなさい』 →『外に出てはいけません』 →『先生はここにいるから落ち着いて行動しなさい』 ・安心するように声をかけ続ける。 ・飛び出さない。 ・窓やドアを開ける。 ・コンセントを抜く。 ・どこにいても避難口を確保させる。 ・建物構造、体育用具の位置により、柱・壁に寄り添う場合を掌握する。
揺れがおさまったから	避難	発災第二報《放送》 〇〇発生！〇〇発生！落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。	
		・頭を保護しながら避難する。 『おさない』 『かけない』 『しゃべらない』 『なかまからはなれない』 『もどらない』 『ちかづかない』 <プール> タオル・ビート板で頭を保護しながら運動場に避難する。	→『大丈夫 そのまま待ちなさい』 →『静かに先生についていきなさい』 →『頭をかばいなさい』 →『大丈夫、先生がついているから』 →『ハンカチ等で鼻と口をおおいなさい。』 (火災発生時) ・本部からの指示が伝わらない場合や差し迫った危険が感じられる場合は、自らの判断で安全な場所へ避難させる。 ・ケガがひどく動かすことができない場合は救護班に連絡し、到着までの付き添いと児童の避難誘導を分担して行う。
	人員確認	・学級ごと整列する。	・名簿等による人員確認・本部へ報告 ・児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。

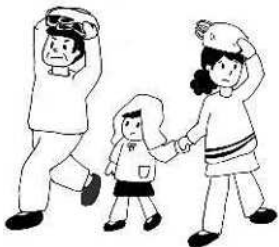
(5) 校 庭

【予想される状況】		【これだけは】	
・地割れ、陥没・斜面の崩壊、液状化現象が起こる ・ブロック塀・フェンス・バックネット・門柱・国旗掲揚柱が倒壊する		・身の安全を守れ ・中央部に集まれ 建物から離れよ。 ・教室に行ってはいけない。	
状況	基本行動	児童生徒の行動	教師の行動・指示
グラツキたら	身の安全・避難口の確保・危険物の処理	災害発生 第一報 《放送》 地震発生 指示に従って行動しなさい。 ・中央部に集まる。 ・体育帽や手で頭を守る。 ・建物から離れる。 ・友だちと手をつなぐ。  ・中央でも危険な場合は、柱に寄り添う。 ・本部の指示を待つ。	・ガラスの破片や落下物の少ない中央部に集合させる。 ・教師自身が冷静に的確な指示をする。 ・安心するよう声をかけ続ける。 →『中央部に集合しなさい』 →『身を低くしなさい』 →『頭をかばいなさい』 →『先生はここにいるから落ち着いて行動しなさい』 ・教師が児童生徒の近くにいないため、不安と恐怖を感じる。(道路へ出たり、家に帰ったりしてしまう) 安全な行動ができるよう、その場で待機させる。 ・地割れ等が生じた場合は状況に応じて安全な場所へ移動して待機させる。 →『中央部に集合しなさい。先生がかけつけるまで一人にならないように。』
		災害発生 第二報 《放送》 〇〇発生！〇〇発生！落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。	→『大丈夫。そのまま待ちなさい』 →『静かに先生についてきなさい』 →『頭をかばいなさい』 →『大丈夫、先生がついているから』 ・本部からの指示が伝わらない場合や差し迫った危険が感じられる場合は、自らの判断で安全な場所へ避難させる。 ・ケガがひどく動かすことができない場合は救護班に連絡し、到着までの付き添いと児童の避難誘導を分担して行う。 ・パニックに陥ると次の行動に支障をきたすため絶えず励ましの言葉かけ、不安を緩和させる。
揺れがおさまったら	避難	・頭を保護しながら避難する。 『おさない』 『かけない』 『しゃべらない』 『なかまからはなれない』 『もどらない』 『ちがづかない』 	・学級ごとと整列する。
	人員確認		・名簿等による人員確認・本部へ報告 ・児童生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。

3 登下校時の場合

【予想される状況】		【これだけは】	
・建物、看板、塀、ビル、家が倒壊し、火災が発生する ・窓ガラス、瓦、屋外掲示物が落下する ・道路の陥没や地割れが起こる ・危険物による爆発や火災が発生する ・自転車や歩行者により、道路が混乱する ・子どもたちはどうしてよいか迷ったり、危険な行動に走ったりする		・建物や塀から離れよ。 ・狭い道路から離れよ。 ・広い場所へ移動せよ。 ・友だちと落ち着いて行動せよ。	
状況	基本行動	児童生徒の行動	教師の行動・指示
グラツときたら	身の安全・避難口の確保・危険物の処理	災害発生第一報《放送》 地震発生 指示に従って行動しなさい。	
		・建物や塀から離れる。 ・揺れがやむまで身を低くする。 ・カバンなど頭にのせ、身を守る ・揺れがやんだら、学校か家の近い方へ避難する。 ・自転車の場合には、すぐ降りてカバン等で身を守る。	※通学路の安全点検を行い、保護者及び児童・生徒に周知する。 ※万が一の場合落ち合う場所、下校の際の避難場所を決めさせておく。 ・登校した児童生徒は安全な場所へ誘導、避難させ、氏名の確認を行う。 ・保護者に学校で保護している旨をメール等で連絡する。
揺れがおさまったら	災害の程度に応じ安全行動	災害が大きいとき	・避難場所が近いときは避難場所へ。 ・家が近いときは家へ。 ・学校に近いときは学校へ。
		災害が比較的小さいとき ◆常時しておくこと ・通学路の危険箇所、安全な場所の確認 ・PTA、保護者への連絡カード、連絡体制の整備	・登校時は登校する。 ・下校時は下校する。

4 学校外の諸活動の場合

【予想される状況】		【これだけは】	
・ 地理に不案内なことに伴う混乱 ・ 道路では、看板の落下、塀の崩壊、ガラス・瓦の発散、電線の垂れ下がり、歩道橋の落下 ・ 海岸や河川では、津波や堤防の決壊 ・ 山間部では、崖崩れ ・ 電車やバスでは脱線、異常な振動、荷物の棚からの落下		・ 勝手な行動をするな。 ・ 建物、電柱、ブロック塀などから離れ、安全な場所へ移れ。 ・ 交通機関を利用している時は、周囲の指示をよく聞き、集団で行動せよ。	
状況	基本行動	児童生徒の行動	教師の行動・指示
グラツときたら	身の安全・避難口の確保	・ 危険箇所から離れる。 ・ 揺れがおさまったら広く安全な場所へ移る。 ・ 周囲の人の指示をよく聞く。 ・ 身を守る。	→ 『身を低くしなさい。』 → 『先生はここにいるから落ち着いて行動しなさい。』 → 『静かに待ちなさい』 → 『近くの人といっしょにいなさい。』
		・ 教師集団から離れない。 ・ 集団で行動する。 	・ 交通機関の利用時は係員の指示に従う。 ・ 引率教師間の連携を密にする。 ・ 放送をよく聞く。 ・ 学校への機敏な連携体制をとる。
揺れがおさまったら		＜修学旅行・林間学校により宿舎に滞在中＞	
		・ 宿舎の避難経路を知り、確認しておく ・ 集団から離れずに行動する。 	・ 第一日目に避難経路と避難の仕方について指導を徹底しておく。 ・ ハンドマイクを準備しておく。 ＜災害発生の際＞ ・ 所定の避難場所へ避難させる。 ・ 人員確認を行う。 ・ 学校との連絡体制をとる。

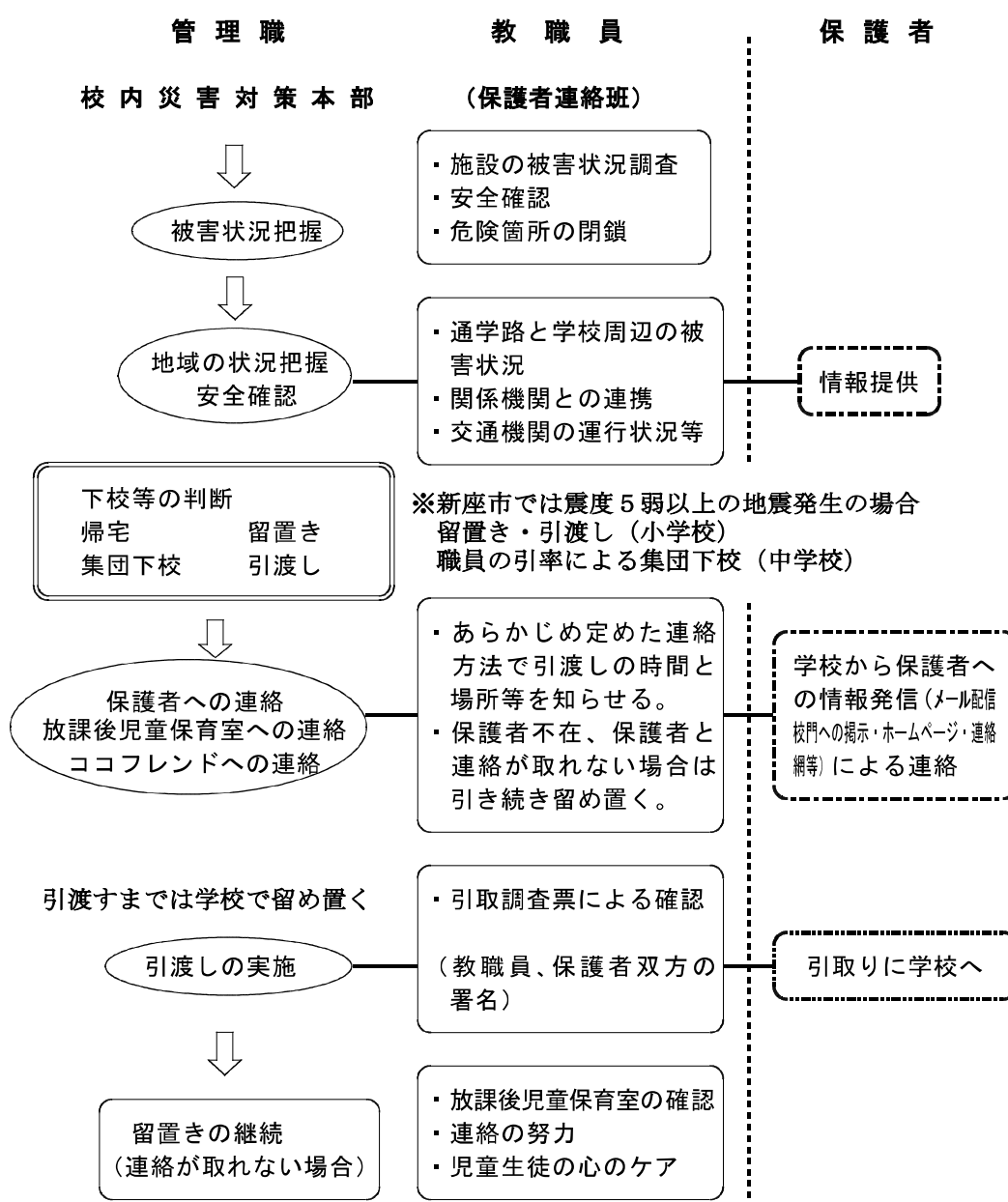
第3章 保護者との連絡・引渡し

災害が発生した場合、学校がまず手をつけなければならないのは、児童生徒の安否確認である。その後、災害規模にもよるが学区内や地域の被災状況等を調べて保護者との連絡、引渡し等にあたなければならない。本章では、大地震後の措置として、保護者との連絡から引渡しまでの一連の動きと留意事項を紹介する。

第1節 保護者との連絡・引渡し

緊急時に児童の引渡しを円滑に行うため、連絡カードを兼ねた引取調査票を作成しておくとともに、訓練を通して引渡しの手順を周知するなど、非常時における速やかな連絡手段を整えておく。この場合、保護者が昼間家庭にいない場合についても考慮する。

【対応例】



第2節 保護者等への引渡し方法の例

1 引渡し場所

災害の規模や被害等によって危険が生じる場合があるので、新座市の避難場所は学校・公園（避難所34カ所）があり、広域避難場所として総合運動公園が指定されている。日頃から、大災害時には、保護者へ引き渡すまで、学校で児童を留め置いていることを保護者へ周知徹底しておく。（保護者の安心にもつながる）なお、状況に応じて生徒についても留め置く場合がある。

2 引渡し方法

(1) 保護者等との連絡

- ・児童の安全確認後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。
- ・教育委員会に引渡しの実施について連絡する。
- ・二次避難を行った場合は、保護者及び教育委員会に避難先を連絡する。

(2) 引渡し

- ・原則として直接保護者に引き渡す。
- ・引き渡す場合は、引取調査票等に所定事項を記入、確認をした上で保護者及び教職員が署名を行う。
- ・引渡しができない場合は、当該児童を学校の安全な場所で留め置く。放課後児童保育室に在室する児童は、指導員の受入体制が整い次第放課後児童保育室で留め置く。

(3) 留意事項

- ・保護者と連絡が取れない場合に預かってもらえる方を予め指定してもらう。
- ・保護者に引取りを依頼する場合は、保護者が迎えに来るまで、児童を学校と放課後児童保育室で留め置くことを伝える。むやみに保護者を急がせることのないように留意する。
- ・学校で留め置いている児童に不安を与えないように配慮する。
- ・放課後児童保育室への連絡と該当児童の確認、放課後児童保育室への引渡し児童を把握し、引取りの依頼をする。
- ・中学校の生徒について、安全確認後の一斉下校とする。安全が確認できない場合については、学校で留め置く。

引取者がいない児童

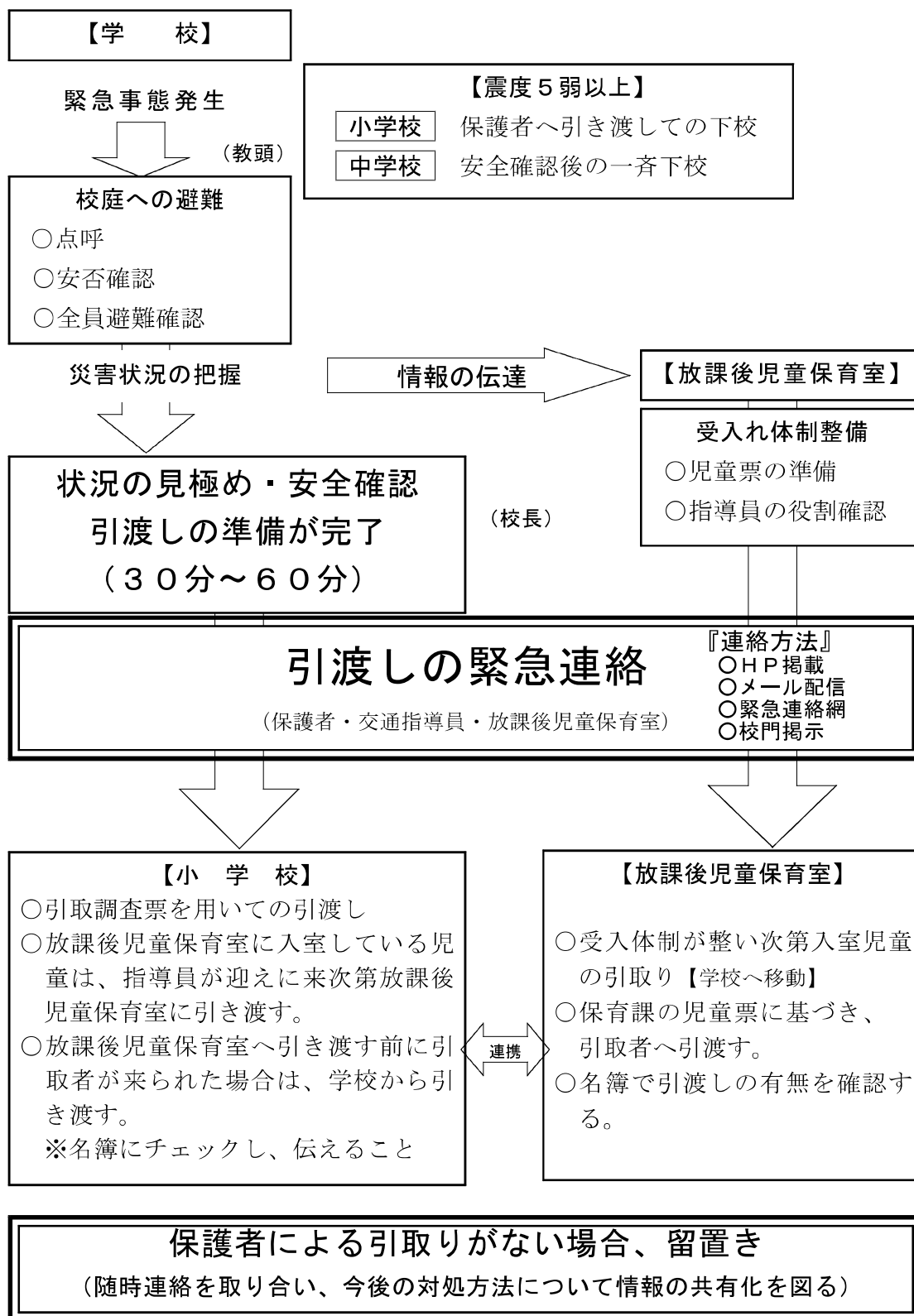
児童を引き渡すまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人はそばにつき、児童生徒に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、貼り紙をしておき、引取者が来るまで、学校または放課後児童保育室で預かる。子どもに不安感を抱かせないように配慮することが大切である。電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

阪神・淡路大震災では、スキー等の修学旅行中に、宿泊先やバスで地震発生の際に接した学校もあった。急きょ学校に引き返し、帰宅させたが保護者の安否確認ができない生徒については、学校でそのまま待機させ、確認ができ次第順次引き渡した。

東日本大震災では、情報通信網が寸断された状況の中で、保護者への連絡に相当な時間を要した。

児童生徒が在宅中の災害発生も想定して、児童生徒等の安否に関する学校への連絡について事前に各家庭と申し合わせておく必要がある。

保護者等への引渡し方法



※ 放課後児童保育室の指導員がいない時間帯については、学校で留め置くこととする。

【引取調査票の例】

令和 年度 緊急時児童引取調査票(学校提出用) 新座市立 学校

ふりがな			
児童氏名		保護者氏名	
住 所	新座市		
自宅電話番号 携帯電話番号	() — —		
きん きゆうじ 緊 急 時 れん らく さき 連 絡 先	TEL ()		関係【 】
	TEL ()		関係【 】
	(必ず連絡のとれる番号を記入してください。)		
在校の 兄弟姉妹	年 組 名前	年 組 名前	年 組 名前
○緊急時に引き 取り可能な方 の氏名・続柄 ※ 注	1 保 護 者	続柄	
	2	続柄	TEL
	3	続柄	TEL
	4	続柄	TEL
○保護者と連絡が つかなかった時 にあずかっても らえる方 相手方に確 認をお願い します	名 前		
	本校在籍の場合 は、児童の学級	年 組	さんの保護者
	住 所		
	電話番号	()	
備考	※ 災害時において、放課後児童保育室に在籍する児童については、放課後 児童保育室で待機する場合があります。		

- ※注 1 保護者の方が引取りに来られない場合は、保護者の方から緊急時に引
取り可能な方への連絡をお願いします。
- 2 保護者が認める場合、引取者は中学生以上のお子さんも対象とします。
- 3 変更がある場合は、連絡帳で担任までお知らせください。
- 4 大地震などを想定すると、徒歩圏内の方が望ましいです。
- 5 震度5弱以上の場合は、引渡しを行います。(小学校)

令和 年 月 日

保 護 者 様

新 座 市 立 ○ ○ 小 学 校
校 長 ○ ○ ○ ○

緊 急 時 児 童 引 取 調 査 票 の 提 出 に つ い て

○○の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力に心より感謝いたします。

さて、ご案内のように大きな災害(地震の場合は震度5弱以上)が発生した時には、保護者の皆様にお子さんを迎えに来ていただきます。その場合、緊急時児童引取調査票に記載された方にのみ、引き渡すこととします。そこで、確実に引取りに学校へ来ていただける方(保護者と連絡がつかなかった時に預かってもらえる方)を記載していただくため、改めて緊急時児童引取調査票を作成いたしました。

つきましては別紙の「緊急時児童引取調査票」にご記入いただき、○月○日までに担任に提出して下さい。

なお、裏面の「家庭用控え」にも記入し、保管しておいて下さい。

令和 年 月 日

保護者様

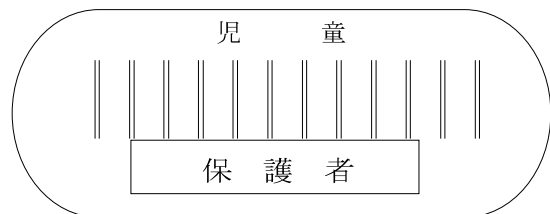
新座市立〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

児童の引渡し訓練のお知らせ

〇〇の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
東日本大震災（3月11日）から〇月（年）が経ちましたが、生々しい記憶は今でも残っています。改めて自然災害の恐ろしさを痛感させられます。
本校でもこのような災害に備え、児童の安全を守るために、毎年9月1日の「防災の日」に保護者の皆様のご協力をいただきながら「児童の引渡し訓練」を実施しています。
本年度は、震度5弱以上の大規模な災害を想定し、下記の要領で防災訓練を実施いたします。ご多用の折とは存じますが、参加へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 日時 令和〇〇年9月1日（ ）
訓練開始 午前10：35 引渡し 11：15～11：30
- 2 場所 校庭（雨天の場合は、各教室廊下）
- 3 内容 災害時における引渡し訓練
訓練参加者は、児童の保護者及び、緊急時児童引取調査票に指定した者
- 4 方法
 - (1) メール連絡訓練
学校から訓練開始の連絡をする。（メール配信等） 10：40
 - (2) 児童の避難訓練（大規模地震発生を想定） 10：35発生
余震の警戒と避難経路の確認 10：40～11：00
児童は教室で待機。対策本部を設置。諸機関への連絡と情報の収集。
児童の校庭への避難 11：00～11：10
 - (3) 保護者等の引取訓練 11：15～11：30
 - ① 保護者が学校に集合 11：10
※ 連絡を受けて歩いて学校まで来るのに要する時間を把握する。
児童は、右図のように並んでいきますので、児童の後ろに並んでください。
 - ② 複数の児童を引取る場合は、低学年から順にお願いします。
 - ③ 引取りの際には、担任が確認をします。ですので、「〇〇の父です」「△△の祖母です。」と教えてください。
 - ④ 引取者のいない児童は、臨時下校班を編成し、職員が途中まで送ります。
 - 5 その他（連絡・お願い等）
 - ・当日は、訓練にふさわしい服装をお願いします。（サンダル等のご遠慮ください）
 - ・ご家庭でもこの訓練を機会に緊急時の対応・行動について話し合いをお願いします。



地震発生から引取りまでの流れ

新座市教育委員会
新座市立〇〇〇学校

学 校

- 1 児童の安全確保
- 2 一次避難（校庭等）
- 3 情報収集・対応決定
- 4 連絡・情報発信

地震発生
震度5弱以上

校内災害対策本部の設置

危険箇所の閉鎖	児童の安否確認
関係機関との連携	危険回避
交通機関の状況	二次災害防止

保護者

一次避難完了後 30分～60分

メール配信
ホームページ・校門掲示
（緊急連絡網）

小学校

引取り ・学校
・放課後児童保育室

- ①学校の指示に従う（待つ）
- ②引取調査票での確認
サイン（捺印）をする
- ③児童を引き取る

中学校

一斉下校

- ①自宅待機
- ②近隣の安全確認
- ③情報収集

帰宅困難・連絡が取れない場合

学校に児童・生徒を留め置く

第4章 震災直後の対応

第1節 避難所としての運営

避難所の運営は、市災害対策本部当局によって行なわれる。学校が行うのは震災直後から市当局の責任者の到着までの間の経過的な措置であり、避難所運営が円滑に行なわれるようにするための準備である。なお、避難所開設の要請があった際には、「避難所施設利用計画」をもとに対応する。

学校が行う準備として以下の内容の整備が必要である。なお、この準備段階から自主防災組織との連携・協力が望まれるところである。

- 1 児童生徒の安全を確保する。
 - (1) 児童生徒の安否の確認と負傷者の救護。
 - (2) 行方不明児童生徒がいた場合の検索・救出。
 - (3) 可能な範囲での児童生徒の保護者への引渡し。
- 2 学校における災害対策の運営体制を整え避難所としての準備を行う。
 - (1) 教育活動の再開計画とともに学校の施設・設備の管理と活用について次の事項を明らかにしておく。
 - ① 立入禁止区域の指定。
 - ② 重要書類の搬出及び保管。
 - ③ 校門、校舎等の鍵の保管と管理。
 - ④ 保健室・調理室・プールの水等の管理と活用。
 - ⑤ 備蓄品の保管及び点検。
 - ⑥ 受水槽からの水源確保の手順の確認（令和4年8月31日追加）
 - (2) 校内災害対策本部を設置し、児童生徒の一時的避難誘導を行う。
 - ① 職員室・校長室・会議室など電話が使用できるところに対策本部を設置。
 - ② 校舎内外の施設を点検して危険箇所を把握し、立入禁止区域を指定。
 - ③ 避難場所を示して、児童生徒を安全な場所へ誘導。
 - (3) 情報の収集と関係諸機関との連絡・調整を行う。
 - ① 教育委員会、市災害対策本部等との連絡、情報確認。
 - ② 地域防災組織との連絡、被災状況把握。
 - (4) 避難者への初期対応を行う。
 - ① 避難者への情報伝達（被災状況、避難状況等）。
 - ② 避難者の人数、氏名の把握と施設・設備の割当て。
 - ③ 救命・救急措置。
 - ④ 自治組織の立ち上げ指導。
- 3 行政管理責任者が到着次第その指揮下に入り、避難所運営に協力する。
 - (1) 施設・設備の管理と救援物資等の保管及び配給の組織化。
 - (2) 緊急車両の導入路の確保と誘導。
 - (3) 負傷者・被災弱者（病人、高齢者等）の応急医療活動の援助。
 - (4) 教職員のローテーション等の編成及びボランティア受け入れと活動指示。

4 避難所の開設支援

(1) 鍵の管理

- ① 立入禁止区域…教頭（主幹教諭等）
- ② 児童生徒教育活動利用区域…主幹教諭、教務主任、教科主任等
- ③ 避難者利用区域…教職員の対応組織各班代表、避難所指定地域住民代表者
- ④ 福祉避難スペース…教頭（主幹教諭等）

Q & A

Q	A
鍵を管理するときに気を付けることは何でしょうか。	基本的には、管理責任者がキーボックスで管理することになりますが、鍵を持ち出すときには、今、誰が使用しているかを明示する必要があります。

(2) 利用区域の設定表示と管理

担当は（１）と同様とする。

- ① 立入禁止区域…学校管理に必要な区域を設定する。
 - ・一般避難者の立入りを避けるべき部屋（例）
 - 校長室 ○事務室 ○保健室 ○職員室
 - 放送室 ○給食室 ○理科室等特別教室 ○物資の保管場所
- ② 児童生徒教育活動利用区域
 - ・児童生徒が在校中の場合は、一般避難者とは分ける。
- ③ 避難者利用区域…できるだけ多くの人数が収容できる場所
 - ・開放優先順位の決定（例）
 - 体育館 ○集会室（マルチルーム等）等
- ④ 福祉避難スペース
 - ・「避難所施設利用計画」に記載している特別教室（例）

Q & A

Q	A
避難者利用区域を設定するときに気を付けることは何でしょうか。	居住スペースを確保するだけでなく、人が行き来するための廊下、階段、トイレ、玄関などの共用スペースも確保することが大切です。
乗用車で避難してきたときには、どのようにすれば良いでしょうか。	原則として、以下の理由を述べて断りましょう。「校庭等は、今後、居住スペースや炊き出し、仮設トイレなどの場所になりますので、車の乗り入れを制限しています。」ただし、「避難所施設利用計画」では徒歩による移動が困難な方に限り、例外的に車両による避難を可とするとしており、その場合の駐車スペースは「避難所施設利用計画」に記載されている場所を開放します。

(3) 避難者の組織づくり（自治組織）

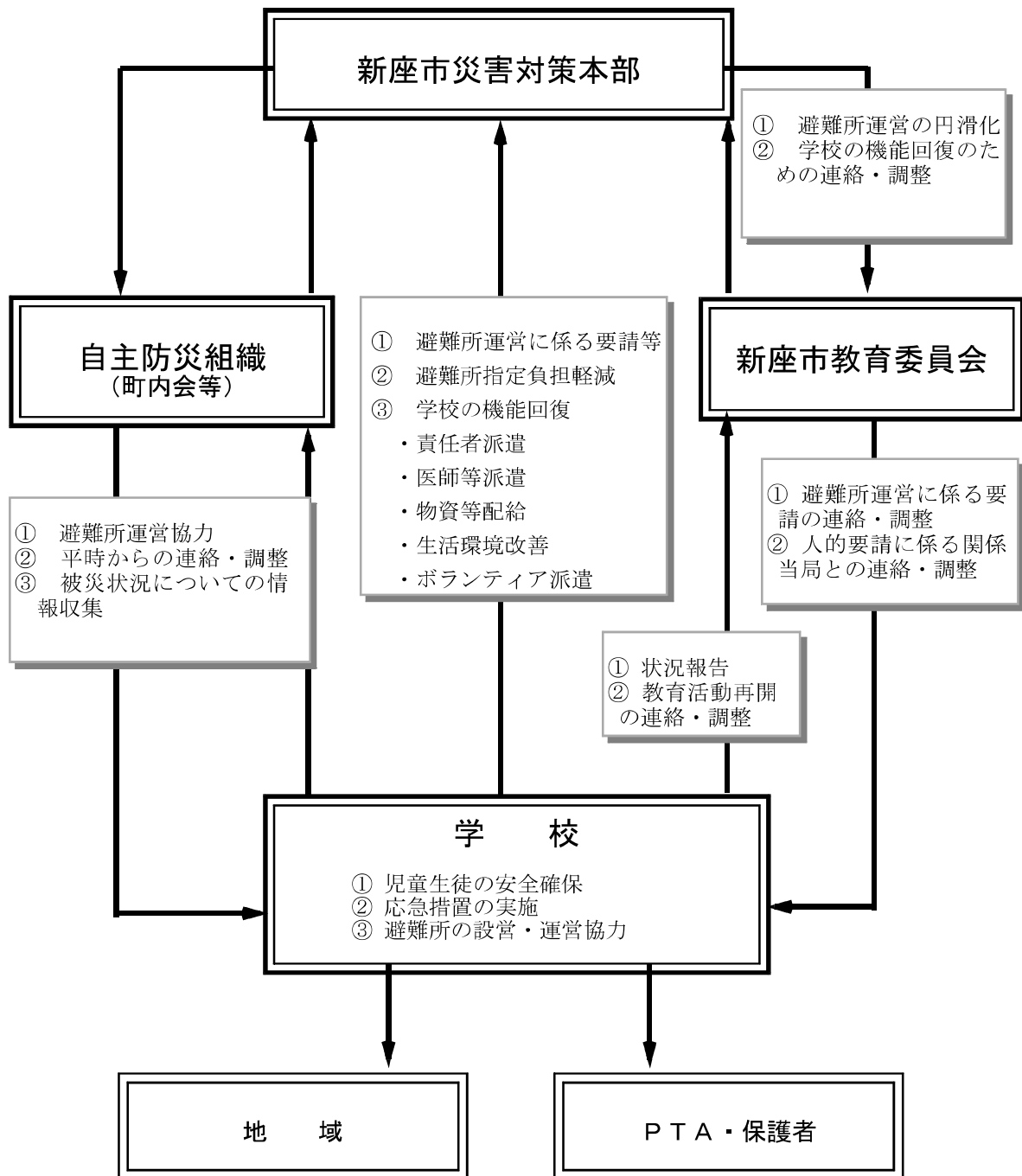
初期対応は教職員が行う必要があるが、市町村や自治組織が主体的に体制を整え、避難所運営し、学校は後方支援に当たる。

Q & A

Q	A
避難者の自治組織を編成するときに気を付けることは何でしょうか。	できるだけ行政機関の方々と共に行ってください。また、代表者には、地域の自治会長など、地域の実状に詳しい方が良いでしょう。
避難所が長期化した時の対応としてどのようなことが考えられますか。	東日本大震災では、市町村や地元の自治組織と協力して教職員が当たることもありました。

第2節 地域及び諸機関、PTAとの連携

1 地域及び諸機関との連携

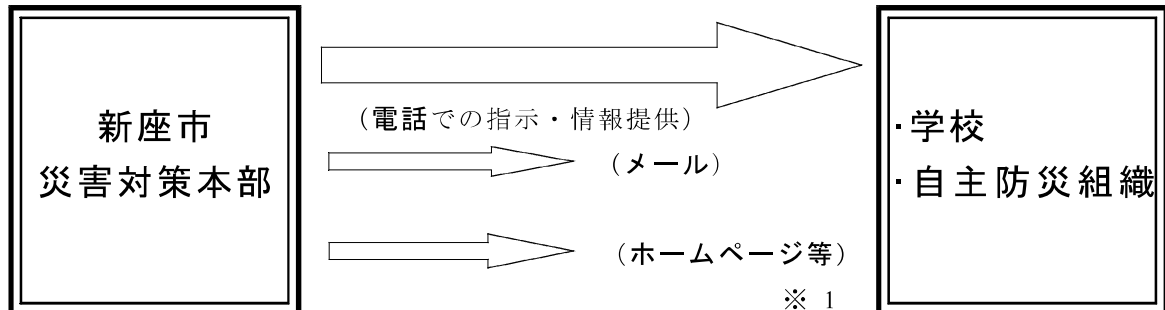


(1) 連絡体制の整備

震災の発生時には、市や学校から児童生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行わなければならない。ただし、通信手段の混乱が続いている場合には、相互の通信にこだわらず、市や学校からの情報発信が確保できるようにする。

ア 市から学校・自主防災組織への情報提供

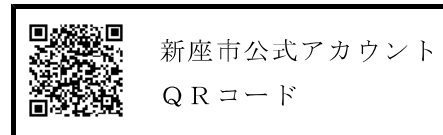
新座市災害対策本部から学校・自主防災組織への指示・情報提供の方法には、以下のものが考えられるが、複数の手段を組み合わせ、指示や情報などの提供を行うようにする。



- ホームページ内「緊急なお知らせ」コーナーの設立

市のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、緊急時の最新の情報提供に努める。

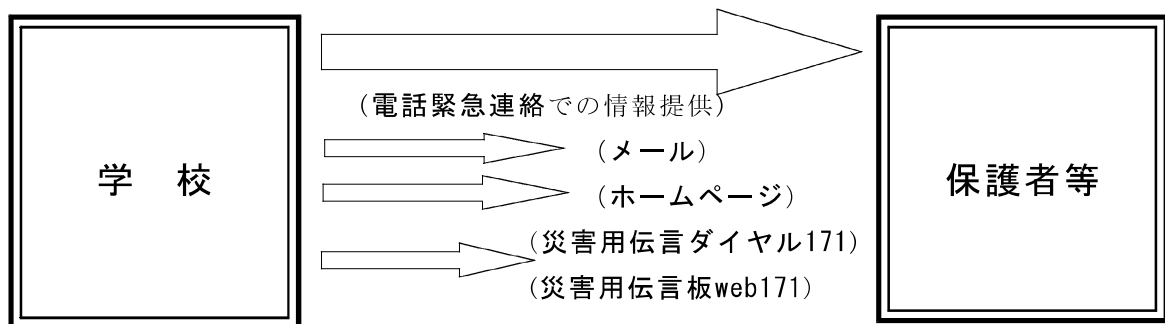
- ※ 1 市は LINE 株式会社が運営するスマートフォンやパソコン向けの無料通話・メールアプリ「LINE (ライン)」を活用し、災害時の防災情報や緊急時の市からのお知らせを配信している。なお、LINE の利用にはアプリをダウンロードする必要があります。



イ 学校から保護者への情報提供

学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、児童生徒の安全の確保にもつながる。

学校から保護者への情報提供の方法は、以下のものが考えられるが、複数の手段を組み合わせ、児童生徒の安否情報などの提供を行うようにする。



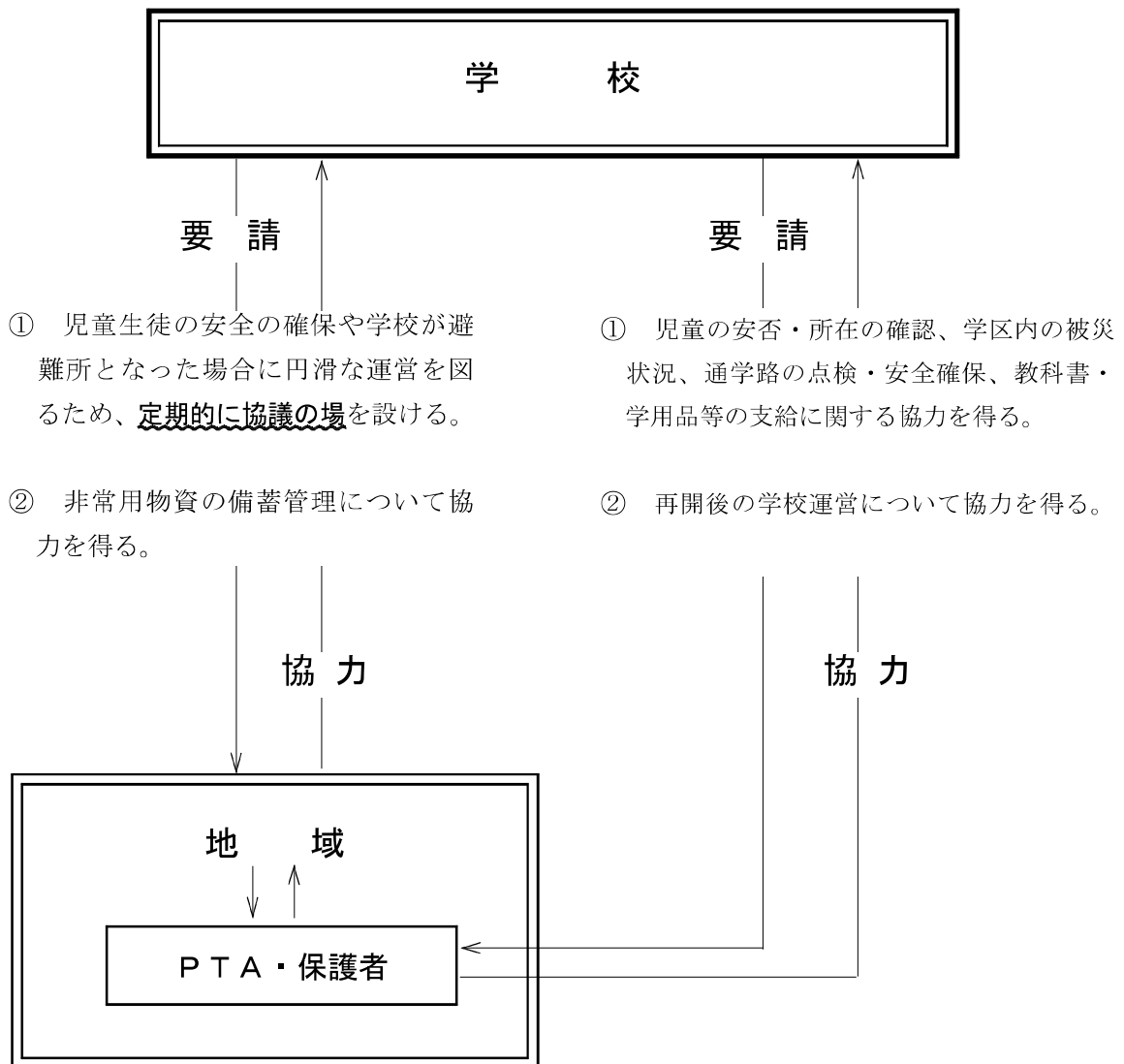
- ホームページ内「緊急なお知らせ」コーナーの設立

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、緊急時の最新の情報提供に努める。

- 連絡用のブログの作成

学校は、〇〇小連絡ブログのようなものを作成して、保護者にURLを事前に知らせておき、保護者がパソコンでも携帯電話でも情報が閲覧できるように努める。

2 地域、P T A・保護者との連携



第3節 学校教育再開に向けての対応

- 1 校長は、市教育委員会と協議して授業再開を決定する。
- 2 授業再開の方策
 - (1) 児童生徒の安否確認を行う。
 - (2) 教職員の状況把握と市教育委員会に授業再開に必要な応援要請を行う。
 - (3) 施設・設備の損壊状況、電気・ガス・水道の復旧状況等学校施設・設備の安全確認を行う。
 - (4) 避難場所から学校までの安全確認を行う。
 - (5) 臨時校舎方式、近隣校との合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等が考えられる。被災状況により、近隣校及び市教育委員会との協議によって決定する。
 - (6) 昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討し、授業の実施方法を決定する。
 - (7) 授業再開の決定を地域諸機関・PTA組織等に、学校便り・ホームページ等により周知するほか、報道機関を活用して広報する。
- 3 授業確保のための方策
 - (1) 防災計画に基づき、避難状況に応じ、学校施設の領域を区分し、授業再開の準備を行う。
 - ア 被災者の数及び状況（年齢・家族構成・健康状態等）、必要な避難所領域
 - イ 授業確保のために学校運営上必要な領域これらの区分にあたっては、利用区分を明示し、避難所運営組織の協力を得て避難場所の移動に理解と協力を求める。
 - (2) 授業確保に必要な人的配置を行う。
 - ア 授業を実施するために必要な教職員数の把握と配置
 - イ ボランティアなど避難所運営に必要な人員の把握と配置それぞれの役割分担を明示し協力体制を確立する。教職員は、授業実施を最優先する。
- 4 学校運営上の配慮事項
 - (1) 登校する児童生徒の把握と安否を確認できない児童生徒の継続調査を行う。
 - (2) 登校する児童生徒の教科書・教材等学用品、通学用品等の所有状況の把握と不足品の調達・支給を行う。
 - ア 災害救助法適用の場合
原則として教科書は1ヶ月以内、通学用品は15日以内に県から支給を受ける。
 - イ 災害救助法適用に至らない場合
原則として教科書は1ヶ月以内、通学用品は15日以内に市から支給を受ける。
 - (3) 家屋の倒壊等により転校する児童生徒の転校事務の簡素化を市教育委員会を通じて県災害対策本部へ要請する。
 - (4) 校長は、教育活動再開に当たって市教育委員会と協議するとともに必要事項を速やかに報告し、決定次第児童生徒及び保護者に周知徹底する。

5 教育活動の再開計画

(1) 教職員、児童生徒の状況確認

電話、電子メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害伝言ダイヤルなど利用可能な手段は全て活用する。また、安否確認の日を表示したり、集合させて直接確認したりして、その他の者の聞き取りを行う。

・具体的な確認内容等

①本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）

②住居の被害状況（全壊・半壊） ③避難場所 ④連絡方法

⑤出勤（登校）の可否（できない理由） ⑥学用品や教科書の状況

※一覧表に整理しておく。

(2) 施設・設備等の状況確認

・施設設備等の状況確認

①校舎等の安全と教室確保

②ライフライン、トイレの確認

③通学路等学校近隣の安全確認

④校舎等の安全判定調査及び応急処置

(3) 教材等の確保

不足が少数の場合は、コピー、印刷、貸借、共用により対応する。相当数が不足する場合は、卒業生や上級生から集めるなど協力を求める。

(4) 学事関係事務

新座市教育委員会に問い合わせる。

(5) 教務関係事務

新座市教育委員会に問い合わせる。

(6) 児童生徒・教職員への教育再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後3日を経過したら、準備を始める必要がある。校長は、災害対策本部の組織を再編し、再開に向けた準備に必要な委員会及び内容別の小委員会を組織し、人員配置を行う。

ア 職務内容

①教職員、児童生徒の状況確認

②学校施設の状況確認

③教育再開計画作成

④救護・心のケア

⑤避難者・住民との折衝

⑥教育委員会等関係機関との調整・協議

⑦広報・周知

イ 教育再開計画の手順

教職員・児童生徒、学校施設の状況を調査し新座市教育委員会と登校日を調整する。登校状況を見て授業再開に向けた準備を進め、教育再開計画を立てる。

ウ 教育再開計画の周知

①各避難場所等に掲示（貼紙等）

②テレビやラジオ等のマスコミ

③電子メール発信

6 新座市関係機関への連絡

(1) 新座市教育委員会への連絡

ア 報告事項

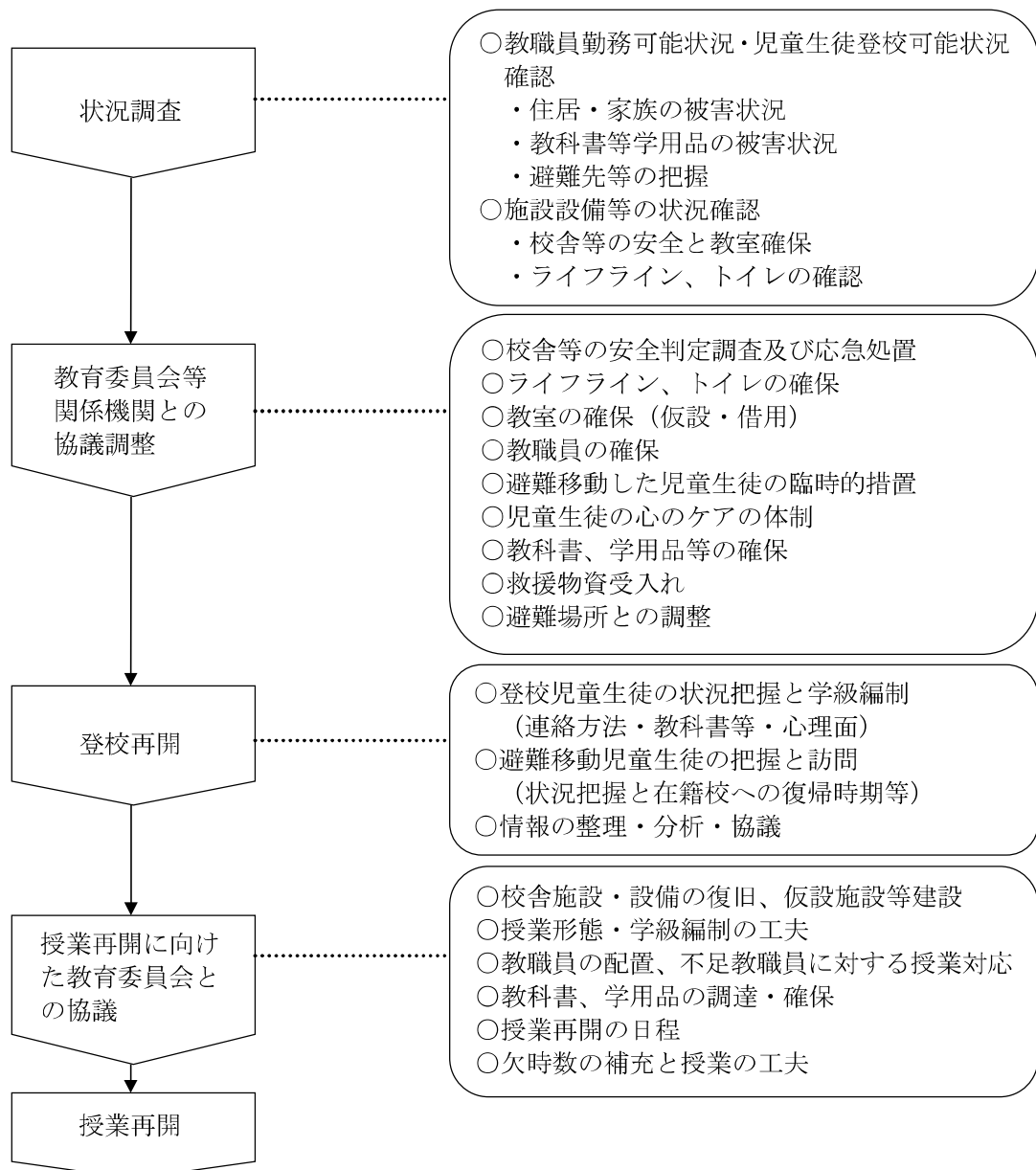
- ①出勤可能教職員数 ②登校可能児童生徒数 ③転学希望者状況
- ④不足する教科書・学用品の状況

イ 協議事項（例）

- ①学校施設の復旧（ライフライン） ②仮設施設・設備の建設
- ③不足教職員についての応援体制・配置 ④登校日と授業再開日程
- ⑤授業形態

(2) 新座市への連絡

学校を避難所としている新座市の担当者と、教育再開に当たり利用場所の調整等、あらかじめ連絡し避難者に説明しておく必要がある。具体的な教育再開計画を示し、混乱なく授業が再開できるよう調整する。



資料

防災教育のねらい及び推進計画

1 防災教育のねらいの明確化

2 防災教育の指導内容の整理

学習指導要領・教科書等に示してある内容を整理する。

3 指導計画の作成

学校教育全体を通じて防災教育を行うため、各教科、道徳、特別活動等指導内容、指導時数等について整理し、『防災教育に関する指導計画』を作成する。その際、独立したものを作成するか、学校安全計画の内容を含めて作成する。

4 視聴覚教材等の作成・活用

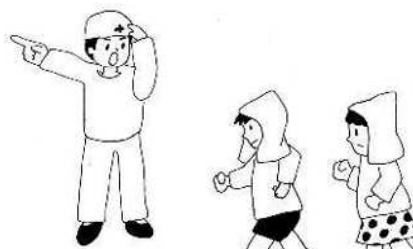
児童生徒が興味をもって積極的に学習に取り組めるよう、文部科学省・県教育委員会及び消防署で作成した指導資料や視聴覚教材等を活用する。

5 地域ぐるみの防災教育の推進

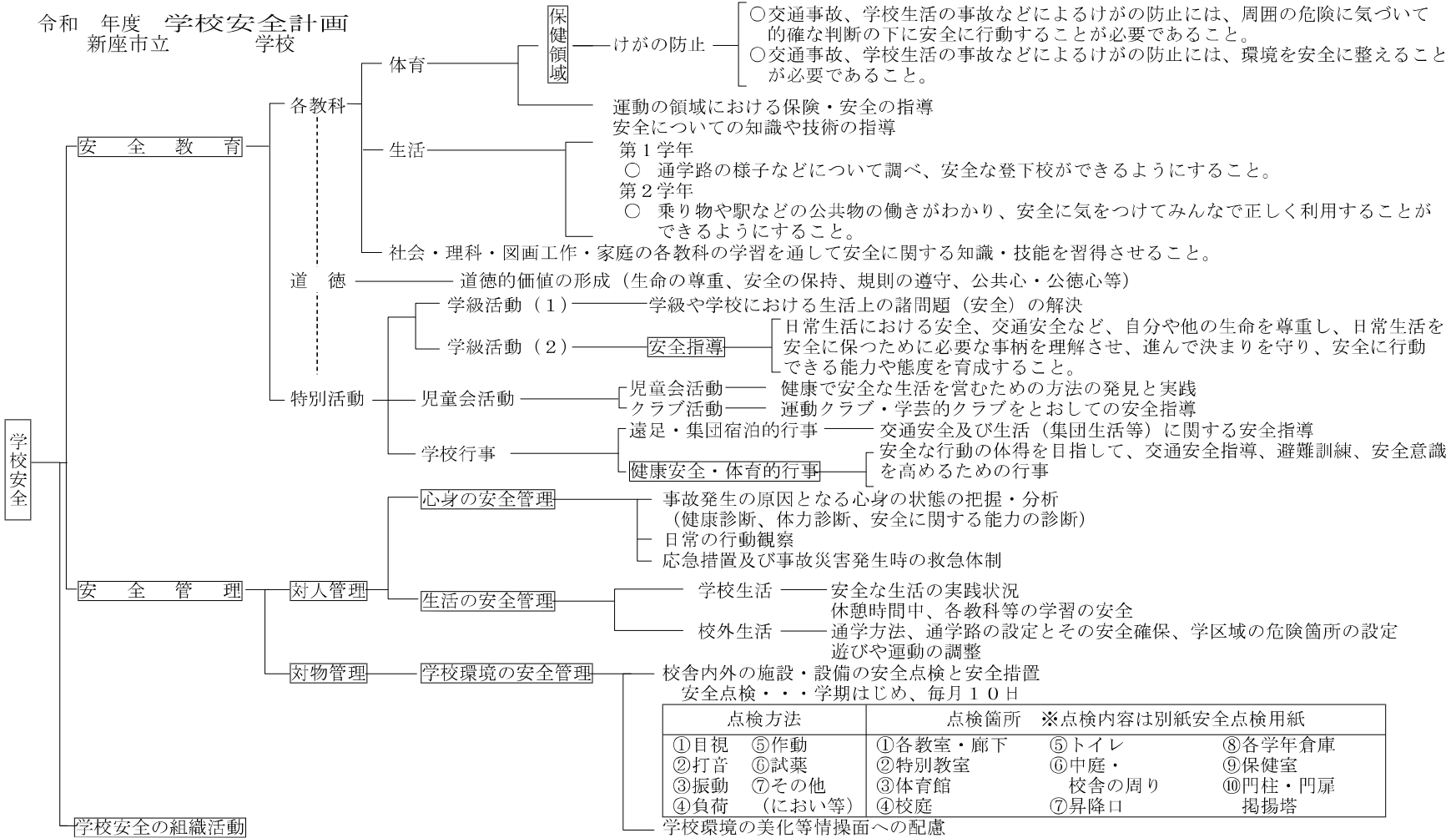
- ① 地域行事への児童生徒等の参加などを奨励し、地域との絆の基礎づくりを進める。
- ② 学校の備蓄倉庫等の確認や地域の防災訓練との連携を進める。
- ③ 地域の消防署や自主防災組織などとの連携を図るよう努める。
- ④ ボランティア活動を通して様々な社会課題にふれ社会的な役割を担うことで、自発性を育み、よりよき社会人としての全人格的な発展を遂げるよう進める。(内容的には、福祉・教育・文化財・環境・地域・国際ボランティア等)

6 教職員研修の充実

7 日常管理及び施設管理



8 全体計画（例）



防災教育に関する指導

防災教育のねらいと領域、学習指導要領における内容、取り扱い例を次に示す。指導にあたっては、児童生徒の発達段階をふまえ、各教科等の目標との関連を十分に配慮するとともに、防災意識を高め、実践的な態度を育てることが大切である。

ねらい

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- 3 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

小学校低学年

→ 災害が発生したときに、教員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動ができるようにする。

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
生活科	・健康で安全な生活	・健康や安全に気をつけて、友達と遊んだり、学校に通ったり、規則正しく生活したりすることができる。
道 徳	・健康や安全に気を付けて生活する。 ・生きることのすばらしさを 知り、生命を大切にする。	・安全のきまりを守って実践することや生命の尊さを自覚できるようにする。
特別活動	・学級活動 心身ともに健康で安全な 生活態度の形成 ・学校行事 健康安全・体育的行事	・学級活動において、種々の災害（地震、台風、集中豪雨等）の際の危険について、具体的な場面を取り上げる。 ・また、学校行事の避難訓練において、災害に応じた行動を身に付け、安全に避難できるようにする。

小学校中学年

→ 災害のときに起きる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
社会科	・自然災害から人々の安全を守る活動と地域の関係機関や人々の様々な協力や備え。	・過去に発生した地域の自然災害などに着目して、聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、地域の関係機関や人々が様々な協力や備えをしていることを理解できるようにする。
道 徳	・自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動する。 ・生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする。	・自分でできることは自分で行うこと、身の回りの安全に気を付けて行動すること、自分自身で考えて生活するとともに、一つしかない生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする心情や態度を育てる。
特別活動	・学級活動 心身ともに健康で安全な 生活態度の形成 ・学校行事 健康安全・体育的行事	・学級活動において、様々な災害（地震、台風、集中豪雨等）の際の危険について、学校周辺や地域の特性や実態を踏まえて取り上げる。 ・また、学校行事の避難訓練において、具体的な行動場面に潜む危険を考慮して、安全に行動できるようにする。

小学校高学年

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
社会科	・自然災害からの復旧や復興にみる 地方公共団体や国の取組	・災害が起こったときの市役所や県庁の救援活動、災害復旧のための様々な施策などを具体的に調べ、そこには、地方公共団体や国の政治の働きが反映していることを理解できるようにする。
理 科	・流れる水の働きと土地の変化 ・土地のつくりと変化	・自然の事物・現象の働きや規則性を理解し、自然災害に適切に適応できるようにする。
家庭科	・簡単な調理 用具、燃料やコンロの安全な取り扱い	・米飯や野菜などの簡単な調理ができるようにする。安全に留意して、用具、ガスコンロなどを取り扱うことができるようにする。
体育科	・けがの防止	・交通事故や水の事故、学校生活の事故におけるけがやその防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすることができるようになる。 ・けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えることができるようになる。
道 徳	・安全に気を付ける。 ・社会に奉仕し、公共のために役に立つことをする。 ・生命を尊重する。	・危険から身を守り、自分だけでなく周囲の人々の安全にも気を付け、生命を尊重する心情や態度を育む。 ・思いやりの心をもつことの大切さについて深く考え、勤労と公共の精神の意義を理解し、公共のために役に立とうとする。
特別活動	・学級活動 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ・学校行事 健康安全・体育的行事	・学級活動において、災害時（地震、台風、集中豪雨等）に自分自身が安全に避難するとともに、下級生の安全への配慮や大人への通報の仕方など、二次災害を防ぐ態度や行動の仕方について取り上げる。 ・学校行事の避難訓練において、災害の種類や程度等に応じた安全な避難行動ができるとともに、通報など二次災害の防止についても体験的に理解できるようにする。 ・林間学校、キャンプ等の活動の際に野外炊事、火おこし、飲料水の確保、止血などの簡単な応急手当などを体験する機会を設けることも考えられる。

中学校

小学校での理解をさらに深め、応急処置の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
理 科	・大地の成り立ちと変化 ・気象とその変化	・地震の発生のメカニズムや地震が発生したときの地面の揺れ方を理解する。 ・火山の噴火の様式及び噴出するマグマの性質について理解する。 ・自分たちが住んでいる新座市や埼玉県の土地の成り立ちや地盤の性質について理解する。
保健体育科	・傷害の防止	・自然災害による傷害の発生要因と、自然災害発生による傷害の防止について理解できるようにする。（二次災害も含む。） ・胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。
技術・家庭科	・日常食の料理等 ・住居の機能と安全な住まい方	・日常食の調理や簡単な木製品の製作ができるようにする。 ・家族の安全を考えた住空間の考え方について考え、工夫することができるようにする。
道 徳	・人間愛の精神 ・勤労を通じて社会貢献 ・生命尊重	・防災訓練や安全にかかわる活動の意義について学ぶとともに、自他の生命尊重や社会貢献、勤労の尊さや意義についての考えを深める。
特別活動	・学級活動 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ・学校行事 健康安全・体育的行事	・学級活動において、災害からの安全などに関する題材を取り上げ、生徒自らの心身の健康状態についての理解と関心を深め、望ましい態度や習慣の形成を図る。 ・健康・安全に関する行事の事後指導において、例えば災害から自他の安全を守ることの意義などについての指導を行う。

避難訓練の進め方

緊急地震速報を活用した避難訓練実施計画例

地震災害は、いつ発生するか分かりません。児童生徒等の一人一人が地震を察知した段階で、自ら判断し、素早く身の安全を確保することが命を守る上で重要です。そのためには、以下の点に留意し計画を立てることが大切です。

- ① 自分の身を守る行動や避難行動を習得させるため、緊急地震速報についての基礎的知識や対応の仕方を学年の発達段階に応じて事前に指導しておく。
- ② 教室内だけでなく、学校のあらゆる場所、登下校中、家庭内など様々な場所や時間帯で発生することを想定し、どのような場所が安全なのかを指導しておく。事前の指導や避難訓練等で繰り返し指導することが大切である。
- ③ 地域（学校間、町内会等）と連携した避難訓練等を計画し、防災意識を高める。

【５・６年生を対象とした指導例】

ねらい

- (１) 緊急地震速報についての学習を生かし、正しい緊急避難の方法を身につける。
- (２) 地震の性質やそれに伴う災害を考え、安全な行動がとれるようにする。
- (３) 災害時において冷静に、迅速に的確な行動がとれるようにする。

ステップ1…事前学習 緊急地震速報を聞いたときの「正しい行動」を学ぼう

特別活動・学級活動(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

- 学習目標
- １ 緊急地震速報についての基礎的な知識を知る。
 - ２ 地震による物の動き方を知り、対応の仕方を考える。
 - ３ 安全な場所への移動のルールを学ぶ。

【指導案例】学習の流れ（45分）

構成	学習活動の内容	指導上の留意点
1 導入 (5分)	1 地震の怖さを知る。 2 緊急地震速報についての基礎的な知識を知る。	・地震が起きたときに何をすれば、自分の身を守ることができるかについて考えさせる。 ・緊急地震速報について、言葉、チャイム音、速報から強い揺れがくるまでの時間は数秒から数十秒しかないことを知らせる。 <準備…チャイム音>
2 展開 1 (35分)	3 地震による物の動き方を知り、緊急地震速報を聞いたときの対応の仕方を考える。 (1) 発表し合い、より良い方法を確認	・学校で緊急地震速報を聞いたり、強い地震の揺れを感じたりしたとき、 <u>どうすれば自分の身を守ることができるかを考えさせる。</u> (個々に、グループで) 教室・廊下・階段・校庭・図書室・トイレ・体育館で ・発表した意見を黒板に整理しながら大切なことを

	する。 (2) 地震による物の動き方をまとめる。 <想定される危険> 落下物(ガラス、蛍光灯) 棚の倒壊 電線の切断 ガス漏れ 水道管破裂 地割れ 火災 パニック(慌て、驚きによる個人行動) (3) 基本行動の確認をする。	確認する。 <準備…ワークシート> ・「シェイクアウト」という防災訓練の考え方を知らせ、<u>基本的安全行動</u>がとれるようにする。 姿勢を低く！ 頭を守って！ (揺れが収まるまで) 動かない！  ・地震はいつどこで起こるか分からないので、地震から自分の身を守るためには、<u>それぞれの場所で自分が判断し、注意する必要がある</u>ことに気づかせる。 (天井、壁の落下物、ガラス等の散乱等)を教える。 ② 上からものが落ちてこない場所へ移動する。 ② 横からものが倒れてこない場所へ移動する。 ③ ものが動いてこない場所へ移動する。 ・緊急地震速報を聞いたときや揺れを感じたときには、<u>どこにいても慌てずに自分で考えて行動することが大切であることを押さえる。</u> <準備…各場所における避難基本行動マニュアル> ① 緊急地震速報の音や緊急放送に耳を傾ける。 ② 机等で頭部を守り、防災頭巾、ハンカチを着用する。 ③ 地震発生の場合、カーテンを閉め、出入り口を開ける。 火災発生の場合、窓を閉め、カーテンを開ける。電気を消し、出入り口を閉める。 ④ 休み時間中の災害における各場所での児童対応マニュアルを指導徹底する。
3 展開 2 (3分)	4 安全な場所への移動のルールを学ぶ。	・揺れがおさまったら、より安全な場所へ移動する。合言葉『お・か・し・も・ち』の確認をする。 ③ さない ④ けない ⑤ やべらない ⑥ どらない ⑦ かづかない
4 まとめ (2分)	5 避難訓練でのめあてをもつ。	緊急地震速報を聞いたら、正しく身を守り、正しい避難ができるよう避難訓練での目標をもたせる。 ティロン♪ティロン♪(緊急地震速報)を聞いたら 自らの判断で 落ちてこない、倒れてこない、移動してこない 安全な場所へ移動する 〔評価〕・緊急地震速報を聞いたときの適切な行動を理解しているか。

ステップ2・・・実践訓練

緊急地震速報による対応・避難訓練

特別活動・学校行事(3)健康安全・体育的行事

学習目標 緊急地震速報の事前学習を生かし、緊急地震速報を聞いたときに自分の判断で自分の身を守る対応行動・避難行動を習得させる。

【指導案例】学習の流れ（30分）

構成	本 部	教職員の行動	児童の行動	準備
1 緊急地震速報 (2分)	新座市防災行政無線より 緊急地震速報受信 教職員アナウンス	※各校個別受信機のため、職員室にて緊急地震速報を受信後、直ちに校内放送で情報を伝達する。	「緊急地震速報。大地震です。非常に強い揺れの地震です。」 「机の下にもぐり、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓の反対側に向けてください。」 「廊下にいる児童は、その場で頭を守り、しゃがみ込んでください。」	防災頭巾 ハンカチ
	どんな行動をするのか、明確に指示する。指示と共に心の安定を図る言葉をかける。 ＜指示例＞ 「大丈夫、静かに！落ち着いて！」 「外へ出るな！動かない！」 「防災頭巾をかぶって！」	□ 出入り口を開け、通路を確保する。 □ 児童の行動に支持を出さずに見届ける。机の下にもぐれない、うまく行動できない児童に対しては、指示を与える。 □ 職員室にいる教師は速やかに担当の場所に駆けつける。	□ 緊急地震速報を聞いたら、自らの判断で、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」安全な場所へ移動し身を守る。 姿勢を低く！ 頭を守って！ （揺れが収まるまで） 動かない！ □ 教室では、机の下にもぐり、机の脚を対角線にしっかりつかみ、揺れが収まるまで待つ。	
2 訓練放送 (2分)	放送 「訓練、訓練。ただいま地震が発生しました。現在校舎内の安全確認をしています。引き続き身を守る行動をとりなさい。」 被災状況の掌握をする。	□ 児童、教室内の安全確認（出入り口、火の元、コンセント、落下物）、教室外の避難経路の確認を行い報告する。 □ 自力で避難できない児童の避難準備をする。	□ 引き続き机の下で退避行動をとる。 □ 教職員や校内放送の指示を静かに聞く。	

3 避難 放送 (1分)	放送 「避難経路の安全が確認できました。先生の指示に従って校庭に避難しなさい。」	☐ 放送を受けて、児童に避難準備を指示する。 ☐ 防災頭巾の着用又は頭を守る物があれば頭の上に載せるよう指示する。	☐ 教職員の指示通りに行動する。	
4 避難 行動 (5分)	<職員室> * 非常持ち出しの担当者による搬出	☐ 準備が整ったら廊下に整列させ人員点呼をする。 ☐ 児童を校庭まで誘導する。 ☐ 各フロアの巡回担当者は、声をかけ残留児童の有無を確認しながら移動する。	☐ 頭部の保護をして並ぶ。 ☐ 「おかしもち」のルールを守って校庭まで移動する。 <避難誘導> * 落下物の少ない所、外壁、窓ガラスなど落下の危険性がない所を通る。	拡声器 計時 救急用具 名簿 緊急引き取りカード
5 点呼 安否 確認 (5分)	点呼の報告を受ける。 * 報告は4分以内 人員点呼：各学級担任→防災管理者（教頭）→最高責任者（校長） * 火災が発生した場合は、担当者が消火活動を行う。	☐ 児童を整列させ座らせる。 ☐ 人員点呼し、本部へ報告する。 ☐ 行方不明児童がいたら、担当者が搜索を行う。	☐ 教職員の指示に従い行動する。 ☐ 静かに点呼を受け、静かに並んで待つ。 ☐ 指示があるまで防災頭巾を外さない。	
6 振り返り (2分)	児童の感想	☐ 感想を児童とともに聞く。	☐ 指名された児童は感想を述べる。 ☐ 感想を静かに聞く。	
7 指導 講評 (5分)	消防署の方の話 校長先生の話 安全主任の話		☐ 講評を静かに聞き、ルールを守って安全に避難できたか振り返る。	
8 終了 (8分)	教室へ移動 事後学習に続く。	☐ 児童を教室まで移動させる。	☐ 静かに移動する。	[評価]・緊急地震速報を聞いて身を守る適切な行動がとれたか。 ・「おかしもち」を守って安全に校庭まで移動することができたか。

ステップ3・・・事後学習 緊急地震速報を聞いたときの行動を振り返ろう

特別活動・学級活動(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

- 学習目標
- 1 実践訓練での自分の対応を振り返る。
 - 2 緊急地震速報を聞いたときの適切な行動を確認する。
 - 3 地震時に身を守ることの必要性を学ぶ。

【指導案例】学習の流れ（20分）

構成	学習活動の内容	指導上の留意点
1 導入 (8分)	1 実践訓練の自分の対応を振り返り、ワークシートに書く。	・避難訓練で正しく自分の身をまもることができたか、どのように身を守ったかを振り返らせる。 ＜準備…振り返りワークシート＞
2 展開 (9分)	2 緊急地震速報を聞いた場合の適切な行動を確認する。	・事前学習で勉強した各場所における適切な行動と照らし合わせて振り返りを発表する。 ・「身を守るための基本行動」を復習させる。 姿勢を低く！ 頭を守って！ （揺れが収まるまで）動かない！
3 まとめ (3分)	4 避難訓練のまとめをする。	・登下校や一人で留守番をしているときも、学校の訓練を思い出し、慌てずに、<u>自分で考えて自分の命を守る行動</u>がとれるよう指導する。 ・<u>事故を未然に防ぐ意識を家族と共有させる。</u> ①避難訓練のことや基本的安全行動等を家族と話し合う。 ②緊急地震速報を聞いたり、強い地震の揺れを感じたりしたときの身を守る対応行動・避難行動を家族に伝える。 ティロン！ティロン！（緊急地震速報）を聞いたら <u>自らの判断で、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない</u> <u>安全な場所に移動する</u> 〔評価〕・ワークシートに記入することで実践訓練時の自分の対応を振り返ることができたか。 ・事前学習・実践訓練・事後学習を通して、地震時の適切な対応を学ぶことができたか。

施設・設備のチェックポイント

被害を防ぐ観点から、以下の点に留意し点検カードを作成し、日常的に安全管理を行い、意識を高めていく必要がある。

- 1 非常口、非常階段、防火用扉、誘導灯、消火器、消火栓、避難袋などが地震等の災害発生時にはすぐに使用できるよう点検・整備されているか。
- 2 廊下、階段、昇降口などには避難の際の通行の妨げになる物が置かれていないか。
- 3 戸棚、書架、靴箱、ロッカー、テレビ、放送設備、ピアノ、教材・教具、掲示物などが倒れたり、落下したりしないように、しっかりと固定されるなど対策がとられているか。
- 4 暖房器具、ガスなどの火気の使用場所には、水、砂、消火器などの消火器具が災害発生時に使用できるよう点検・整備されているか。
- 5 地震など災害発生時に必要とされる携帯ラジオ、トランシーバー、旗、ロープ、ハンドマイク、メガホン、笛、懐中電灯などの器具や救急医薬品が常備され、使用できるようになっているか。
- 6 発火しやすい薬品や灯油などの安全管理ができているか。
- 7 自動火災報知設備や緊急放送設備が災害発生時に作動するように点検・整備されているか。

薬品の管理

薬品管理は、地震等の防災や盗難等の防止を考慮した慎重な管理が求められる。そのためには、在庫薬品の性質を熟知し、最適な保管方法に常に注意を払う必要がある。

1 危険な薬品

種 別		薬 品 類
有害性物質	毒性	水銀、ネスラー試薬
	劇物	塩酸、硫酸、硝酸、水酸化ナトリウム、過酸化水素水、ヨウ素、メタノール
	毒性ガス	アンモニア、メタノール
発火性物質	強酸化性物質 (加熱、衝撃により燃焼、爆発する物質)	過酸化水素水、硝酸カリウム
	低温着火性物質 (空気中で自然発火するものもある)	イオウ、マグネシウム粉（リボン）
	強酸性物質 (有機物と混ぜると発熱、発火する物質)	濃硫酸、濃硝酸
引火性物質 引火性液体		メタノール、エタノール、灯油、氷酢酸

2 防火及び安全性を考慮した薬品管理

(1) 薬品棚への保管

ア ステンレス・金属製の薬品棚が望ましい。

イ 薬品棚は直射日光、火気、水気から離れた通気性のよい所に設置する。

ウ 薬品の定位置がわかるように薬品棚に薬品名を記入したラベルを貼る。

エ 薬品棚への配置例

① 上段・・・色素、指示薬、検出試薬などを流失しても危険の少ないもの。

② 中段・・・よく使用する無機化合物など。

③ 下段・・・毒薬、劇物、アルカリ、有機物など万一転倒した場合に危険なもの。

(2) 特に注意を要する物質の保管

ア 強酸、強酸化性物質・引火性物質・低沸点有機溶剤や熱分解しやすい物質は、隔離保管する。

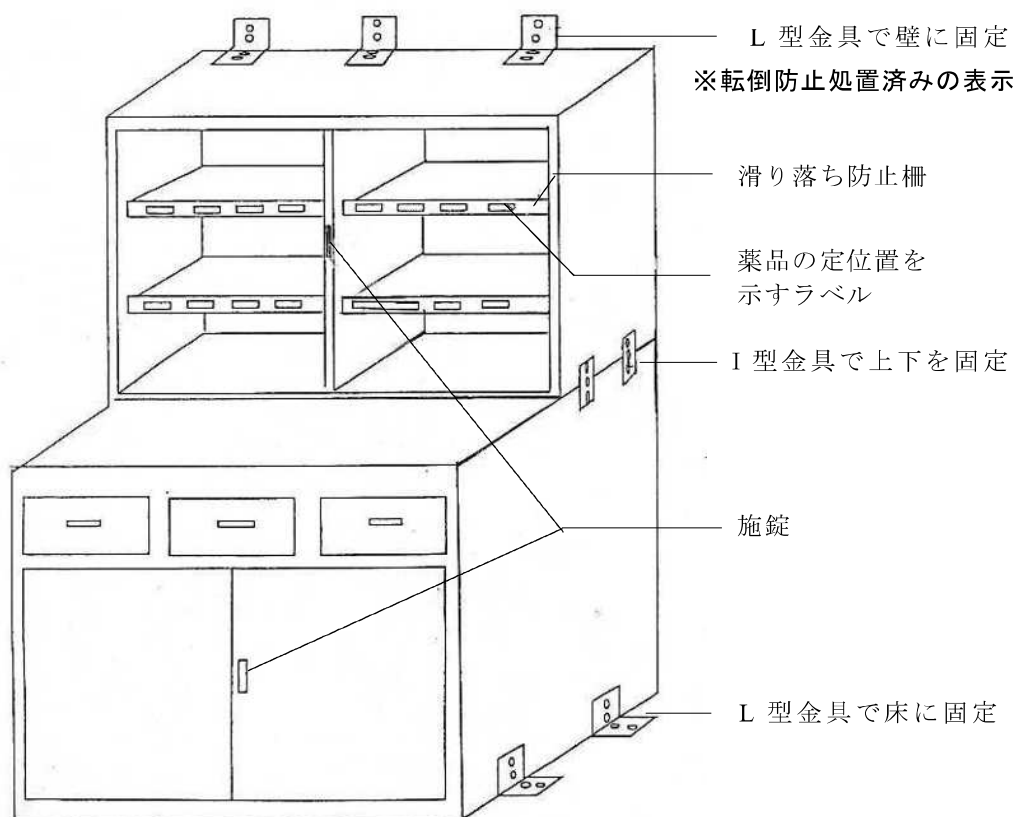
イ 強酸化性物質は、還元性物質（イオウ、アルミニウム、マグネシウムなど）有機物や強酸などと混触すると発熱・発火・爆発することがあり分離保管する。

(3) 地震への対策

ア 薬品棚が倒れないように、L型金具を用いて上部と下部で壁や床に固定する。

イ 薬品棚の手前に滑り落ち防止柵を取り付ける。

ウ 転倒防止と簡便性を兼ねて、仕切板のついたプラスチック製の箱に薬品瓶を入れて薬品棚に入れるとよい。



防災を考慮した薬品棚の例

安全点検と対策の具体例

1 校地内

場 所 等	予 想 さ れ る 危 険	対策と留意事項	程度	備考
遊 具	登り棒は倒れる恐れがある	業者による補強	C	
樹 木	校庭の南にある高木は倒れる危険がある	添え木で補強	B	
門	ブロックでできており倒壊の恐れがある	業者による補強	C	
塀				
バックネット				
サッカーゴール				
体育倉庫				
飼育小屋				
プール				
キューピクル				

A 学校での補強可能
 修理程度 B 金額がかかるが学校での補強可能
 C 業者に依頼しないと対応ができない

2 校舎の外回り

場 所 等	予 想 さ れ る 危 険	対策と留意事項	程度	備考
外 壁	管理棟の外壁がひび割れが起こり、ひさしのコンクリートが見えている	外壁の大補修	C	計画中
ベランダ				
二階渡り廊下				
室外機				
非常階段				
屋上				
スピーカー				

3 普通教室

場 所 等	予 想 さ れ る 危 険	対策と留意事項	程度	備考
照明器具	天井から下がっていて危険がある	補助金具をつける	A	
テレビ				
時 計				
スピーカー				
エアコン				
扇風機				
各種ロッカー				
書 庫				
電 源				
窓・ガラス				
スクリーン				
掲示物等				

4 体育館

場 所 等	予 想 さ れ る 危 険	対策と留意事項	程度	備考
幕				
各種額				
ガス				
電源				
体育器具				
照明器具				
天井に吊した器具				
壁面の器具				
放送施設				
体育倉庫				

5 廊下・階段

場 所 等	予 想 さ れ る 危 険	対策と留意事項	程度	備考
額				
掛け図				
ロッカー				
棚				
防火シャッター				
壁面				
鏡				
靴箱				
電源				
ガス				
窓・ガラス				

※この他、特別教室、給食室などの施設も同様の観点から点検する必要がある。

※安全点検については、次のような例もあるので参照されたい。

安全点検表（校庭遊具施設）

年度

点 検 の 観 点			方 法					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			目 視	打 音	振 動	負 荷	作 動												
校 庭	1	地面が平地に保たれているか	○		○	○													
	2	スプリンクラーが安全に保たれているか	○				○												
	3	危険なものはないか	○																
掲 揚 塔	1	動かないように固定されているか	○		○	○													
	2	接合部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	3	支柱に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	4	ロープに損傷はないか	○																
朝 礼 台	1	接地部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	2	接合部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
サ ツ カ ー ゴ ー ル	1	動かないように固定されているか	○		○	○													
	2	本体に異常なゆるみがないか	○		○														
	3	接地部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	4	接合部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
砂 場	1	枠に損傷や腐食はないか	○			○													
	2	危険なものがないか	○				○												
	3	砂の量は適切か	○																
鉄 固 棒	1	動かないように固定されているか	○		○	○													
	2	接地部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	3	接合部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
鉄 移 動 棒 用	1	接地部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	2	本体に異常なゆるみがないか	○		○														
	3	接合部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
登 り 棒	1	動かないように固定されているか	○		○	○													
	2	接地部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
	3	接合部分に損傷や腐食はないか	○	○	○	○													
点 検 日																			
不良箇所の状態																			
事 後 処 理																			
			点 検 者																
			安全点検担当																
			教 頭																
			校 長																

災害用伝言ダイヤル１７１（ＮＴＴ）（ＮＴＴホームページから抜粋）

Ｑ どのような電話からでも利用できますか。

Ａ 加入電話、ＩＮＳネット※、公衆電話、ひかり電話※からご利用できます。

携帯電話やＰＨＳ、他通信事業者の電話からのご利用については、ご契約の各通信事業者にお問い合わせ下さい。

※ ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

Ｑ 災害時以外でも利用できますか。

Ａ 災害時以外にも、災害用伝言ダイヤル（１７１）をご体験していただけるように「体験利用日」を設定しております。

是非、家族・親戚・友人間で体験していただきますようにお願いします。

【体験利用日】

- ・ 毎月１日、１５日 ００：００～２４：００
- ・ 正月三が日（１月１日 ００：００～１月３日 ２４：００）
- ・ 防災週間（８月３０日 ９：００～９月５日 １７：００）
- ・ 防災とボランティア週間（１月１５日 ９：００～１月２１日 １７：００）

※１ 災害が発生した際には体験利用ができません場合があります。

※２ 体験利用の開始時間は運用の都合で早まる場合があります。

※３ 体験利用時においても災害運用時と同様に、発信されるお客様から伝言の録音または再生する電話番号までの通話料（通常、電話をおかけになる場合と同様の料金）はかかります。

Ｑ 保存期間等提供条件を教えてください。

Ａ 【災害時】

伝言録音時間：１伝言あたり３０秒以内

伝言保存期間：災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用終了まで

伝言蓄積数：電話番号あたり１～２０伝言（提供時にお知らせいたします。）

※ 提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じてＮＴＴが設定し、テレビ・ラジオ・ＮＴＴ東日本公式ホームページなどを通じて皆さまにお知らせいたします。

【体験利用時】

伝言録音時間：１伝言あたり３０秒以内

伝言保存期間：体験利用期間終了まで

伝言蓄積数：電話番号あたり２０伝言

Ｑ どのような災害の時に利用できますか。

Ａ 震度６弱以上の地震発生時には、その事実を知ってから概ね３０分を目途にご利用できるようになります。

震度５強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌するＮＴＴ東日本または西日本が提供の判断を行います。なお、災害用伝言ダイヤルを起動したときには、ＴＶ、ラジオ、ＮＴＴ東日本のホームページを通じお知らせします。

Ｑ 利用料金について教えてください。

Ａ 伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。録音・再生とも、通常の電話をおかけになる場合と同じく、発信地から被災地の電話番号までの通話料が必要です。

具体的には、まず「１７１」をダイヤルした後、ガイダンスに沿って録音か再生かの識別コードと被災地の電話番号を入れるまでは無料です。

その後、案内ガイダンス（「電話番号０XXXXXXXの伝言を録音[再生]します。・・・」）が流れた時点から、被災地の電話番号までの通話料が必要となります。なお、録音できる伝言数を超えている場合、または、お預かりしている伝言が無い場合、通話料はかかりません。

災害用伝言板（web 1 7 1） <https://www.web171.jp> （N T Tホームページから抜粋）

・インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板。

Q どのような端末からでも利用できますか。

A インターネット接続が可能な端末（パソコン、スマートフォン、携帯電話）からご利用可能です。

Q 災害用伝言板（web 1 7 1）を利用するには申込が必要ですか。

A 規約に同意していただき、インターネットに接続できる環境が必要になります。

Q 利用可能な伝言登録数、伝言保存期間はどれくらいですか？

A 伝言登録数：20件

伝言保存期間：最大6カ月

※伝言をお預かりしてから保存期間を経過した時点及び運用終了時に自動的に消去します。伝言登録数や保存期間等は、災害の状況により異なります。提供開始時にテレビ・ラジオ・N T T東日本のホームページ等を通じてお知らせします。

Q 災害用伝言板（web 1 7 1）に登録された伝言は、災害用伝言板(web 1 7 1) で確認できますか。

A 災害用伝言板（web 1 7 1）では災害用伝言ダイヤル（1 7 1）で登録された電話番号の検索を行うことで、伝言の確認ができます。

Q 利用料金は、どのようになっていますか。

A 伝言の登録、閲覧に伴う利用料は無料です。インターネット接続費用やプロバイダ利用料金および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

メールや電話（音声）による伝言登録内容の通知機能をご利用いただく場合、通知先のお客様がメール受信によるパケット通信料や電話（音声）による転送電話サービス、海外で携帯電話の国際ローミングサービスをご利用の場合、通話料がかかります。

災害時における対応マニュアル（校内掲示用）

※震度5弱以上の地震発生の場合

平成27年3月
新座市教育委員会

【緊急事態発生時の対応】

震度5弱以上の地震発生（児童・生徒が学校にいる場合）

チェック1

被害状況はどうか

児童生徒の安全確保
校舎等の倒壊・
放送設備等確認

頭部保護・不安緩和
出口確保

対応1

校庭に避難

- ・おさない
- ・かけない
- ・しゃべらない
- ・なかまからはなれない
- ・もどらない
- ・ちがつかない

天候によっては
校舎内待機

チェック2

児童・生徒の安否確認

点呼
安否報告
全員避難確認

全員避難できていない
負傷者がいた

→ 担任等が校舎内外で安否確認
→ 養護教諭による応急手当・医療機関へ搬送

＜登下校時の場合＞

- ①自宅が学校、いずれか近い方に避難する。
 - ②自宅が倒壊等の場合は、学校に避難する。
 - ③公園や交番、子ども110番の家・店などに避難し、周囲の大人に助けを求める。
 - ④帰宅等した場合、できるだけ早く学校に連絡をする。
 - ⑤登校は、必ず学校からの連絡を受けた後、通学班登校を行う。
- ※電話等不通の場合、自宅待機、または、学校で留め置く。

＜登校前の場合＞

- ①自宅待機する。
 - ②登校は、必ず学校からの連絡を受けた後、通学班登校を行う。
- ※被害甚大な場合は、臨時休業日の措置を行う。
- ※電話等不通の場合、自宅待機する。

対応2

＜電話・メール等の連絡が可能な場合＞

- ・災害の状況を把握し、引取りを校長が決定
- ・保護者／交通指導員／放課後児童保育室等に緊急連絡
- ①小学校—保護者に引取り依頼（引取調査票で確認・中学生以上の兄弟も引取者として認める）
- ②中学校—地域の安全を確認しながら集団下校（教員は付添いを行う）

※交通機関等の乱れで引取りが遅れる場合は、児童は学校で留め置く。

対応3

＜電話・メール等の連絡が不可能な場合＞

- ・災害の状況を把握し、引取りを校長が決定
- ・学区内に拡声器等を用いて、引取りの伝達を行う。
- ・保護者の引取りが終わるまで、児童は学校または放課後児童保育室で留め置く。

※電話・メール等の連絡が可能になった時点で、保護者に児童生徒の安否情報と引取りの連絡

【事後の対応等】

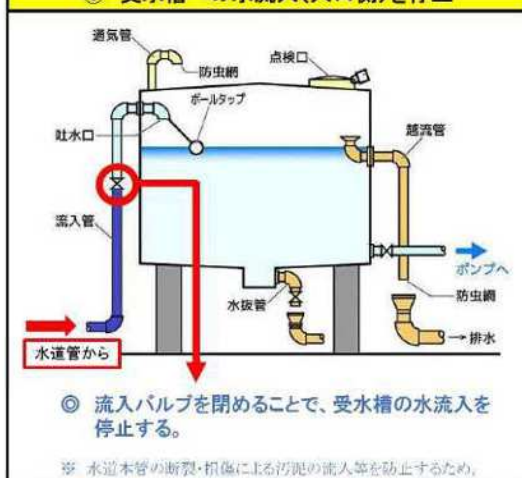
対応4

＜事後の対応や措置＞

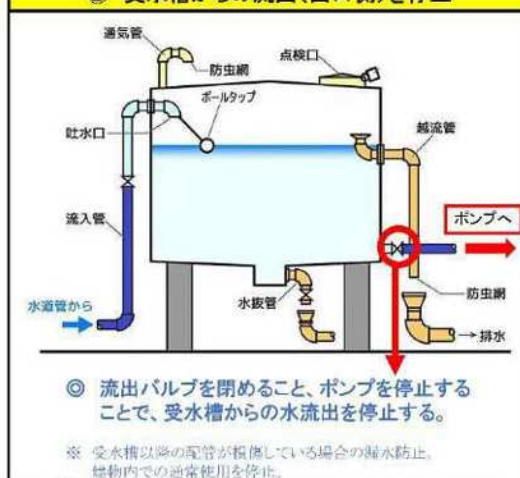
- ・通学路を含め学区内等の被害状況の確認
- ・授業再開への準備
- ・課題への対応策検討
- ・児童・生徒の心のケア
- ・報告書の作成
- ・情報の整理と提供
- ・保護者への説明等

非常時における受水槽の水源確保の手順

① 受水槽への水流入(入口側)を停止



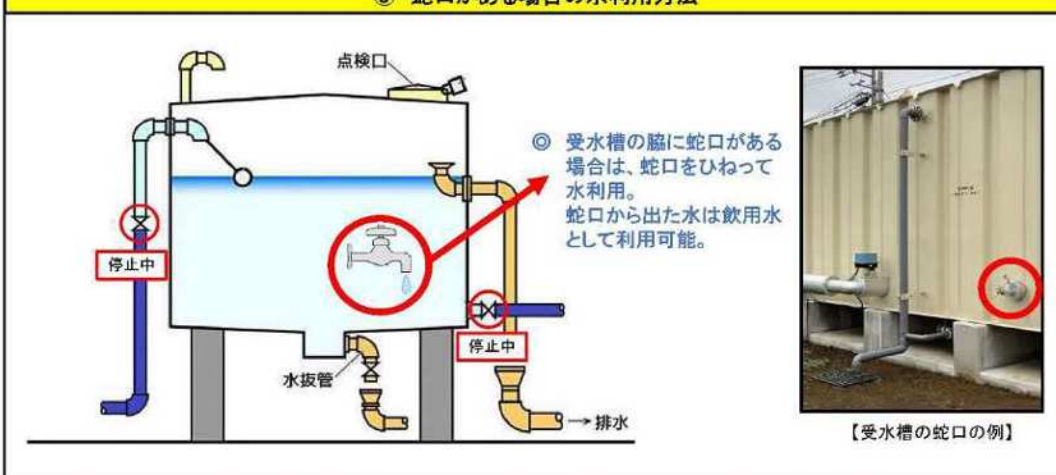
② 受水槽からの流出(出口側)を停止



全ての受水槽がこのような構造となっているわけではないため、各施設の具体的な取扱方法は保守管理事業者に確認をお願いします。

非常時における受水槽の水源確保の手順

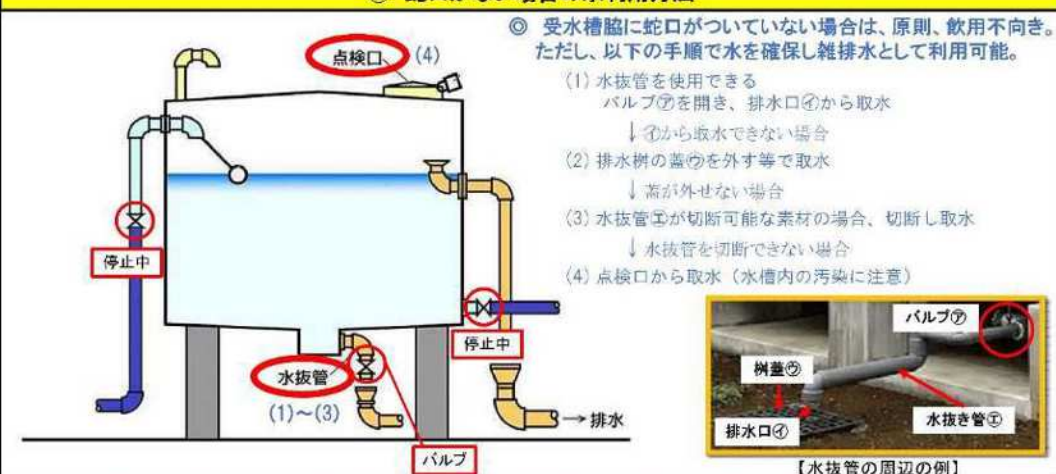
③ 蛇口がある場合の水利用方法



全ての受水槽がこのような構造となっているわけではないため、各施設の具体的な取扱方法は保守管理事業者に確認をお願いします。

非常時における受水槽の水源確保の手順

④ 蛇口がない場合の水利用方法



全ての受水槽がこのような構造となっているわけではないため、各施設の具体的な取扱方法は保守管理事業者に確認をお願いします。

第2編

異常気象等による災害

(特別警報、J-A L E R T、
竜巻・大雨・雷・台風対応等)

第 1 章 総論

第 1 節 第 2 編作成のねらい

近年、竜巻や局地的大雨等の異常気象による自然災害が立て続けに発生し、特に、埼玉県東部地区、北部地区で発生した竜巻では、施設被害をはじめ、多数の児童生徒が負傷するなど、これまで経験したことのない自然災害の驚異を目の当たりにすることになった。令和元年 10 月に発生した台風 19 号では、新座市内でも特別警報が発令され、避難所が開設された。入間川や越辺川が決壊し甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しい。「大震災は起きるものである」と同時に「竜巻は発生するものである」「大型台風は今後も毎年発生するものである」という見地に立ち、常に児童生徒を取り巻くリスクを想定しつつ、各学校が対策を進めていかなければならないと再認識させられたところである。災害からの教訓として児童生徒に安全に必要な知識、危険予測、回避能力、主体的に行動する態度等をはぐくみ、学校が地域の防災拠点としての機能を果たすこと等が強く求められている現状や、全国瞬時警報システム（^{ジェイアラート}J-ALERT）の新座市における導入、国による「特別警報」の創設等を受け、次の基本的なねらいをもって「第 2 編 異常気象等による災害（竜巻、大雨、雷、台風等）」を策定するものである。

- 1 国の特別警報創設、市の全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入を踏まえた学校防災体制の推進を図る。
- 2 異常気象等による災害（竜巻、大雨、雷、台風等）発生時における児童生徒の安全確保に万全を期す。そのための教職員の適切な対応を検討する。さらに、児童生徒に安全に必要な知識、危険予測、回避能力、主体的に行動する態度等をはぐくむ防災教育の推進を図る。

各学校においては、学校の実情や地域の実態に応じて再編成されたい。



第2節 特別警報について

「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告する新しい防災情報である。東日本大震災では、気象庁は大津波警報などを発表した。住民の迅速な避難に繋がらなかった例があった。また、平成23年の台風12号による大雨災害等においては、気象庁は警報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が著しく高いことを有効に伝える手段がなく、関係市町村長による適時的確な避難勧告・指示の発令や、住民自らの迅速な避難行動に必ずしも結びつかなかった。よって、気象庁は災害に対する気象庁の危機感を伝えるために、「特別警報」を創設した（平成25年8月30日運用開始）。なお、大雨特別警報は、避難勧告等に相当する気象現象をはるかに超えるような現象を対象として発表されるもので、発表時には何らかの災害が既に発生している蓋然性が極めて高いとされる。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

「特別警報」発令時の対応

	小学校	中学校
登校前に発令された場合	登校させない	
登校後に発令された場合	①授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況に関わる情報収集 ②市教育委員会と協議し、児童生徒の生命及び安全を確保する対応を判断 ③特別警報が解除された後も、警報の発令状況や災害の状況及び気象・通学路の状況に関わる情報収集をして下校させる判断ができるまで学校待機 ④保護者へ連絡（メール配信、ホームページ、校門掲示等）	
	⑤保護者引取り	⑤一斉下校

※埼玉県では、過去に令和元年10月12日午後3時30分から10月13日午前0時10分までの間、「大雨特別警報」が発令された事例がある。（令和2年9月現在）

第3節 全国瞬時警報システム(J-ALERT)^{ジエイ・アラート}による緊急情報の放送について

全国瞬時警報システム(J-ALERT)は、緊急地震速報など、国が提供する緊急情報を自動的に防災行政無線で放送するシステムである。緊急情報を直接かつ瞬時に伝達することで、限られた時間の中で住民を守り、被害を減らすことを目的としている。

情報伝達の流れ

- 1 緊急事態の発生とその覚知(気象庁、内閣官房)
- 2 消防庁へ情報伝達
- 3 地方公共団体へ情報伝達(通信衛星)
- 4 住民へ情報伝達(防災行政無線)
- 5 学校へ情報伝達(職員室の戸別受信機)
- 6 校内へ情報伝達(校内放送)

※校内への情報伝達体制については、各学校で整備を進めること。



伝達される情報

自然災害に関する情報例

緊急地震速報

⇒ 放送例(3回くり返し)
「(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。」こちらは、防災にいざです。(チャイム)

緊急地震速報を受信してからの校内放送例 ※職員室に掲示し活用

「机の下にもぐり、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓の反対側に向けてください。」
「廊下にいる生徒(児童)は、その場で頭を保護して、しゃがみ込んでください。」
【長時間揺れている場合は、必要に応じ生徒(児童)の不安を取り除く。】
※本震の後には、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するように支持する。
【状況により、避難指示】

東海地震注意(予知)情報

⇒ 放送例(3回くり返し)
「(チャイム) こちらは、防災にいざです。ただいま、東海地震注意(予知)情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意ください。」
こちらは、防災にいざです。(チャイム)

気象等の特別警報

⇒ 放送例(3回くり返し)
(チャイム) こちらは、防災にいざです。
「当地域に、〇〇特別警報が発表されました。周囲の状況をみて、避難行動をとってください。」
こちらは、防災にいざです。(チャイム)

気象等の警報

- ⇒ 放送例（３回くり返し）
- （チャイム）こちらは、防災にいざです。
「当地域に、〇〇警報がでました。今後の気象情報に注意してください。
こちらは、防災にいざです。（チャイム）

放送内容やその場の状況により、とるべき行動は異なりますが、放送が流れたときにどのように行動すべきかを確認することが必要になります。

有事情報に関する情報例

弾道ミサイル情報

- ⇒ 放送例（３回くり返し）
- 「（有事サイレン１４秒吹鳴）ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビラジオをつけてください。」こちらは、防災にいざです。（チャイム）

航空攻撃情報

- ⇒ 放送例（３回くり返し）
- 「（有事サイレン１４秒吹鳴）航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性あります。屋内に避難し、テレビラジオをつけてください。」
こちらは、防災にいざです。（チャイム）

ゲリラ・特殊部隊攻撃情報

- ⇒ 放送例（３回くり返し）
- 「（有事サイレン１４秒吹鳴）ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性あります。屋内に避難し、テレビラジオをつけてください。」こちらは、防災にいざです。（チャイム）

大規模テロ情報

- ⇒ 放送例（３回くり返し）
- 「（有事サイレン１４秒吹鳴）大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビラジオをつけてください。」こちらは、防災にいざです。（チャイム）

事前書換音声情報、即時合成音声情報

- ⇒ ※放送内容は不明。
その都度文面が変化する。

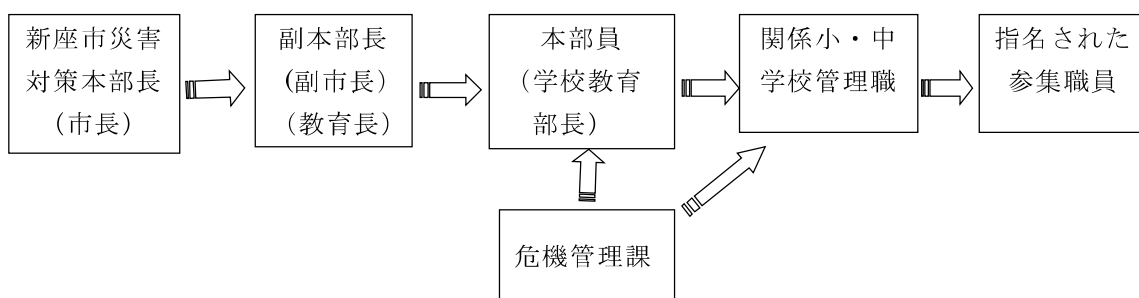
第4節 風水害時における避難所開設への対応について

近年、大型台風や集中豪雨による風水害が増えていることから、風水害による避難所開設が迅速に行われることが求められている。避難所運営については、市災害対策本部当局によって行われる。避難所開設にあたり、体育館の開錠については市の緊急初動職員及び自主防災会員が行うことができるが、福祉スペースとなる特別教室等、校舎内の開錠については、管理面からも学校の教職員が行うことが望ましい。令和2年10月に策定された「避難所施設利用計画」には、地震及び風水害による夜間・休日の避難所施設開錠手順について、校舎においては学校の教職員が参集し、開錠することが記載されている。

1 夜間・休日の避難所施設開錠及び施錠について

- (1) 原則管理職が参集し、開錠及び施錠を行う。なお、管理職の居住地が遠方等の理由ですぐに駆け付けことが困難であることが予想される場合は、管理職は事前に開錠のために参集する職員を指名する。
- (2) 開錠後、必要に応じて市の緊急初動職員に、使用箇所の確認や注意事項等の引継ぎを行う。指名された参集職員は、管理職に指示を仰ぎながら引継ぎを行う。
- (3) 避難所が閉鎖される際には、市の防災部局からの連絡を受け施錠のために参集する。

2 参集する際の指示系統



3 教職員の服務上の取扱いについて

参集職員が、やむを得ず夜間や休日に対応する場合、学校管理職は、教職員に過重な負担を強いることのないよう、勤務時間の割振変更や週休日の振替で対応する。

- ・避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上の職務として取扱い、当該職務に係る補償や賠償は通常、公務災害補償や国家賠償等の対象となる。
- ・教育委員会及び学校は、教職員が災害に対応するためにやむを得ず交代制で夜間も泊まり込む場合や休日に対応する場合もあり得ることから、教職員に過重な負担を強いることのないよう、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替等について十分に配慮すること。

参考：「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」
（平成29年1月20日 文部科学省初等中等教育局長）

第2章 異常気象による災害発生時の対応

第1節 異常気象を知る

1 気象情報を確認（気象庁による天気予報と雷注意報の確認）

- ・屋外での学校行事が予定されている場合



事前にテレビ、ラジオ、インターネット等で天気予報と雷注意報等を確認する。

- ・キーワード（積乱雲が発達しやすい気象状況）
「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」

2 積乱雲が近づく兆し

○竜巻や局地的大雨が発生するような発達した積乱雲が近づく兆し（サイン）

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

○竜巻が近づく際の特徴

- ・雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。
- ・飛散物が筒状に舞い上がる。
- ・ゴーというジェット機のようなごう音がする。
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる 等



3 心構え

○危険な場所から離れ、安全な場所に避難する。

- ・屋外で積乱雲が近づく兆しを察知したら、できるだけ速やかに危険な場所から離れ児童生徒を丈夫な建物に避難させる。
- ・災害は「まさか」ではなく、「いつかは」起きるものであり、油断しない。
「自分の身は自分で守る」

○雷が聞こえたら

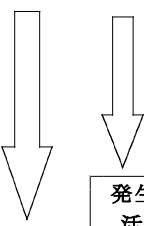
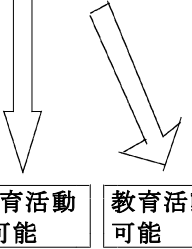
- ・遠くで雷の音がしたら既に危険な状況で、自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくないという認識を持つ。
- ・部活動を含む屋外活動を中断し、児童生徒を速やかに屋内に避難させる。
- ・近くの安全な建物に避難する、避難する建物がない場合には、高い木の近くを避けてできるだけ姿勢を低くする等、登下校時であっても児童生徒が自らの身を守るように日頃から安全指導を行う。

○台風等の接近による被害軽減の措置

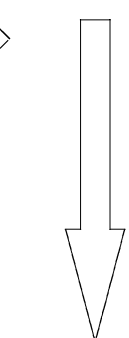
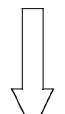
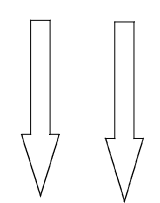
- ・飛散しやすい物を屋内に片づけ、屋外のサッカーゴール等は横に倒しておく。
- ・出入口や窓は閉鎖する。カーテンを閉め、できる限り窓から離れる。

第2節 竜巻発生時における各場面での対応

1 児童生徒在校時

対 応	気象状況等	校長・教頭	教職員	児童生徒
防止・準備	天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全管理 ●マニュアルの見直し、共通理解 ●校内研修（学校安全）の実施 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携	☐ 安全指導	☐ 安全学習 ・竜巻について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
対 応	竜巻注意情報 	☐ 第1行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・避難状況の確認 ・放送、拡声器	☐ 第1行動開始 「竜巻が発生しています。身を守る準備をください。」 ☐ 外にいる者は校舎内、教室へ移動する。 ☐ 教室内では、できるだけ中央に寄る。机を中央に寄せる。 ☐ 窓、カーテンを閉める。	
第2行動	竜巻発生 	☐ 第2行動指示 ・放送、拡声器	☐ 第2行動開始 「竜巻が接近しています。机の下にもぐるなど、自分の身をしっかり守りなさい。」 ☐ 机の下にもぐる。 （窓、ドア、壁から離れる） ☐ 頭と首を守る。 （防災頭巾がない場合は両手） <教職員の共通行動> ●児童の避難行動を確認する。 ●その場にいる児童を励ます。 ●自身も身を守る行動をとる。	
第3行動	竜巻通過 	☐ 第3行動指示 ☐ 状況確認 ・児童安否 ・被害状況確認 ・被害状況により、消防・救急、教育委員会等へ連絡 ・学校周辺確認	☐ 第3行動開始 「先生方は状況を報告してください。児童はその場を動かないようにしなさい。」 ●児童を落ち着かせる。 ●児童の安否、被害状況の確認。 ●状況を管理職へ報告。 ●児童をその場に待機させる。それが難しい場合は、安全な場所へ誘導。（負傷者の応急手当）	
回復	☐ 教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童を誘導 ・メール配信、HPによる情報提供（下校の遅れ、状況によっては引き渡し）	☐ 教育活動続行可能 ・授業再開 ・学校周辺の安全が確認された後、集団下校 ・メール配信、HPによる情報提供	☐ メンタルサポート	
		☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価		

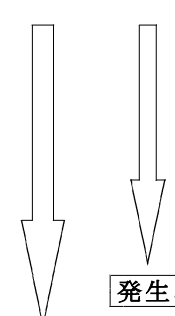
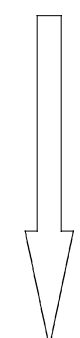
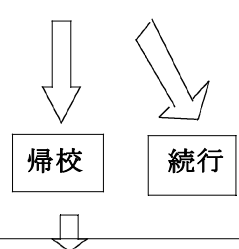
2 下校時
(1) 小学校

対 応	校長・教頭	教職員	気象状況等	児 童
防止・準備	☐ 安全管理 ●通学路点検 ●登下校指導 ●通学路、通学方法等の把握 ●保護者、地域との連携（災害発生時の申し合わせ等）	☐ 安全指導	天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全学習 ・「地域安全マップ」の作成
対 応	第 1 行 動 ☐ 第 1 行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・下校状況の把握 ・放送、拡声器 発生なし→解除指示	☐ 第 1 行動開始 ・下校状況の確認 ・在校児童の安全確保	竜巻注意情報 	☐ 第 1 行動開始 ・下校前に竜巻注意情報が発令された場合は学校で待機する。 ・下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所へ避難する。 ・近くの人に助けを求める。
	第 2 行 動 ☐ 第 2 行動指示	☐ 第 2 行動開始	竜巻発生 	☐ 第 2 行動開始 ・自らの身を守る場所で安全を確保する。 ・頭、首を守る。
	第 3 行 動 ☐ 第 3 行動指示 ☐ 状況確認 ・児童安否被害状況確認 ・被害状況により、消防・救急、教育委員、学校周辺的安全確認	☐ 第 3 行動開始 ・在校児童安否被害状況確認 ・在校していない児童の安否確認 ・負傷者への応急手当を行う	竜巻通過  教育活動不可能 教育活動可能	☐ 第 3 行動開始 ・下校中の場合、学校か自宅か安全に戻れる方に行く。 ・状況によっては避難場所で待機する。 ・自宅に帰った際は学校へ連絡する。
回 復	☐教育活動不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童を誘導 ・メール配信、HPによる情報提供（休校、児童の下校、状況によっては引き渡し） ☐学校再開 ☐メンタルサポート ☐災害対策評価		☐教育活動可能 ・通常授業 ・メール配信、HPによる情報提供	

(2) 中学校

対 応		校長・教頭	教職員	気象状況等	生 徒
防 止 ・ 準 備		☐ 安全管理 ●通学路点検 ●登下校指導 ●通学路、通学方法等の把握 ●保護者、地域との連携（災害発生時の申し合わせ等）	☐ 安全指導	天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全学習 ・「地域安全マップ」の作成
対 応	第 1 行 動	☐ 第 1 行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・下校状況の把握 ・放送、拡声器 発生なし→解除指示	☐ 第 1 行動開始 ・下校状況の確認 ・在校生徒の安全確保 ・保護者との連絡がとれたら下校させる	竜巻注意情報 	☐ 第 1 行動開始 ・下校前に竜巻注意情報が発令された場合は学校で待機する。 ・下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所へ避難する。 ・近くの人に助けを求める。 ・弟、妹がいる場合引取者となる
	第 2 行 動	☐ 第 2 行動指示	☐ 第 2 行動開始	竜巻発生 	☐ 第 2 行動開始 ・自らの身を守る場所で安全を確保する。 ・頭、首を守る。
	第 3 行 動	☐ 第 3 行動指示 ☐ 状況確認 ・生徒安否 ・被害状況確認 ・被害状況により、消防・救急、教育委員会等へ連絡 ・学校周辺の安全確認	☐ 第 3 行動開始 ・在校生徒安否 ・被害状況確認 ・在校していない生徒の安否確認 ・負傷者への応急手当を行う	竜巻通過 教育活動不可能 教育活動可能	☐ 第 3 行動開始 ・下校中の場合、学校か自宅か安全に戻る方に行く。 ・状況によっては避難場所で待機する。 ・自宅に帰った際は学校へ連絡する。
回 復		☐ 教育活動不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ生徒を誘導 ・メール配信、HPによる情報提供（休校、生徒の下校、状況によっては引き渡し） ☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価		☐ 教育活動可能 ・通常授業 ・メール配信、HPによる情報提供	☐ メンタルサポート

3 校外行事

対 応		在校教職員	気象状況等	引率教職員	児童生徒
防止・準備		☐ 安全管理 ・日程の把握 ・児童の名簿の確認 ・気象状況等の確認	天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全指導	☐ 安全学習 ●現地の防災計画、避難所、避難場所、医療機関の確認 ●宿泊場所の構造、安全な場所、非常口、避難経路の確認 ●児童緊急連絡先の管理 ●往復の交通機関の安全確認
対応	第1行動	☐ 情報収集 ・情報収集（気象庁情報等） ・現地との連絡（現地の近隣で竜巻が発生し被害がでた場合も状況を確認）	竜巻注意情報 	☐ 第1行動指示	☐ 第1行動開始 「宿泊場所等にいる場合」 ○外にいる者は室内へ避難する。 ○室内の安全な場所に避難する。 ○できるだけ下の階に避難する。 ○窓、カーテンを閉める。 「屋外にいる場合」 ●安全な場所へ直ちに避難させる
	第2行動	☐ 情報収集 ・情報収集（気象庁情報等）	竜巻発生 	☐ 第2行動指示	☐ 第2行動開始 「その場に応じた避難行動をとる」 ○机の下にもぐる。（窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。（防災頭巾やヘルメット、無い場合は両手） ＜教職員の共通行動＞ ●児童の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童を勇気づける。 ●教職員も身を守る行動をとる。
	第3行動	☐ 情報収集 ・現地の情報収集（安否、被害状況等） ・中止になった場合の家庭、教育委員会への連絡	竜巻通過 	☐ 第3行動指示	☐ 第3行動開始 ●児童を落ち着かせる。 ●児童の安否、被害状況を確認し、状況を学校へ報告する。 ●被害状況により、消防、救急へ連絡する。 ●負傷者の応急手当を行う。
回復		☐ 教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・家庭への連絡、教育委員会へ状況説明 ・メール配信、HPによる情報提供（帰校等） ・担当旅行会社との連絡 ☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価		☐ メンタルサポート	☐ 教育活動続行可能 ・校外行事再開 ・メール配信、HPによる情報提供

4 在宅時

対 応		校長・教頭	教職員	気象状況等	児童生徒
防止・準備		☐ 安全管理 ・保護者との連携	☐ 安全指導 ・在宅時の対応 ・名簿、連絡体制の管理	天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全学習 ・「地域安全マップ」の作成 ・家庭内での避難方法 ・家族との連絡方法 ・保護者不在時の対応 ・災害用伝言ダイヤル
対 応	第1行動	☐ 情報収集 ・気象庁情報等 ・状況によっては第1行動 発生なし → 解除	☐ 情報収集 ・気象庁情報等 ・状況によっては第1行動	竜巻注意情報 	☐ 第1行動開始 ・室内の安全な場所へ避難する。 ・窓、カーテンを閉める。 ・できるだけ下の階に避難する。
	第2行動	☐ 第2行動指示 ・気象庁情報等 ・状況によっては第2行動	☐ 第2行動開始 ・気象庁情報等 ・状況によっては第2行動	竜巻発生 	☐ 第2行動開始 ・自らの身を守る場所で安全を確保する。 ・頭、首を守る。
	第3行動	☐ 第3行動指 被害状況によっては学校へ参集 ☐ 状況確認 ・児童安否の確認、被害状況確認 ・教育委員会等へ連絡 ・学校周辺の安全確認	☐ 第3行動開始 ・児童安否の確認、被害状況確認	竜巻通過 	☐ 第3行動開始（保護者不在時） ・状況によっては避難所へ避難する。 ・近くの人に助けを求める。 ・保護者や学校へ連絡する。 ・災害用伝言ダイヤル
回 復		☐ 教育活動再開不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・メール配信、HPによる情報提供（休校等） ☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価		☐ 教育活動可能 ・通常授業 ・メール配信、HPによる情報提供	☐ 自宅待機 ・登校の安全が確認されるまで自宅で待機する。

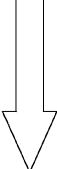
1 警報発令が事前（前日）に予測されている

対 応	気象状況等	校長・教頭	教
-----	-------	-------	---

[illegible]

対 応		気象状況等 天気予報・雷注意報 ・登下校時間帯の気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	校長・教頭：教職員 ☐ 安全管理 ●マニュアルの見直し、共通理解 ●校内研修（学校安全）の実施 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携	児童生徒 ☐ 安全学習 ・異常気象について知る。 ・身の守り方、避難行動について知る。	
対 応	第1行動	台風、大雨等の急な接近 	☐ 第1行動開始時（気圧等）と、情報収集（気象庁発表など）を行い、状況を確認し、必要に応じて避難指示に従う。	☐ 第1行動開始時に、児童生徒は教室や廊下などに移動し、安全な場所にいることを確認する。また、避難経路を確認し、避難準備を行う。	
		教育委員会は保育課（放課後児童保育室）、生涯学習スポーツ課（ココフレンド）、交通防犯課（交通指導員）に、学校の対応を連絡する。			
	下校可能と判断	台風、大雨等発生前又は発生後	☐ 第2行動開始時（気圧等）と、情報収集（気象庁発表など）を行い、状況を確認し、必要に応じて避難指示に従う。	☐ 第2行動開始時に、児童生徒は教室や廊下などに移動し、安全な場所にいることを確認する。また、避難経路を確認し、避難準備を行う。	
	下校困難と判断	台風、大雨等通過中 この段階に至る前に適切に判断をすることが必要。	☐ 第2行動開始時（気圧等）と、情報収集（気象庁発表など）を行い、状況を確認し、必要に応じて避難指示に従う。	☐ 第2行動開始時に、児童生徒は教室や廊下などに移動し、安全な場所にいることを確認する。また、避難経路を確認し、避難準備を行う。	
回 復			☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価	☐ メンタルサポート	

3 児童生徒在校時（局地的大雨等一時的なケース）

対 応		気象状況等	校長・教頭	教職員	児童生徒
防 止 ・ 準 備		天気予報・雷注意報 ・登下校時の気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」	☐ 安全管理 ☐ 安全指導 ● マニュアルの見直し、共通理解 ● 校内研修（学校安全）の実施 ● 避難訓練の実施 ● 保護者、地域、関係機関との連携		☐ 安全学習 ・異常気象について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
	第1行動	局地的大雨等の急な接近 	☐ 第1行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・雷鳴の有無の確認。	☐ 第1行動開始 ・暴風で飛ばされる可能性がある物は室内に入れる。 ・カーテンを閉める。	
	通常の下校時刻で下校可能と判断	局地的大雨等発生前又は発生後 	☐ 第2行動指示 ・学校周辺の状況（冠水、河川氾濫、倒木等）を確認。 ※新座市ハザードマップ参照 ☐ メール配信・HPによる情報提供 ・必要に応じて保護者及び関係各所（放課後児童保育室、ココフレンド、交通指導員等）に学校の対応を連絡する。	☐ 第2行動開始 ○発生前（下校時にはまだ発生しないと想定される場合） ・児童生徒は通常下校。 ・教職員は必要に応じて下校指導。 ○発生後（局地的大雨等通過後） ・児童生徒は通常下校。 ・教職員は通学路（冠水、河川氾濫、倒木等）の安全確認を行いながら必要に応じて下校指導。 ※局地的大雨通過の前後であっても雷鳴が確認される場合には学校に待機させる。	
	通常の下校時刻では下校困難と判断	局地的大雨等通過中	☐ 第2行動指示 ☐ 状況確認 ・児童生徒の安否、被害状況確認。 ・被害状況により、消防・救急、教育委員会等へ連絡。 ・学校周辺確認。 ☐ メール配信・HPによる情報提供 ・下校時刻変更等を保護者及び関係各所（放課後児童保育室、ココフレンド、交通指導員等）に連絡する。	☐ 第2行動開始 ・児童生徒は学校待機。 ● 児童生徒を落ち着かせる。 ● 児童生徒の安否、被害状況の確認。 ● 状況を管理職へ報告。 ・警報解除後、児童生徒は通常下校。 ・教職員は通学路（冠水、河川氾濫、倒木等）の安全確認を行いながら必要に応じて下校指導。 ※河川氾濫の可能性がある学校は必要に応じて児童生徒を垂直避難させる。 ※河川氾濫の可能性がある学校は重要書類を安全な場所に搬出する。	
回 復			☐ 学校再開 ☐ 災害対策評価	☐ メンタルサポート	

第3章 新たな危機事象（弾道ミサイル）の対応

第1節 弾道ミサイル発射に係る対応

1 情報の伝達手段について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートにより情報伝達される。国から緊急情報が発信されるとこれを受信した市では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により市民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にも緊急速報メール等が配信される。

2 適切な情報伝達の体制整備について

Jアラートにより発信される緊急情報は市の防災行政無線により屋外スピーカーを通じて流される。その際、学校内での情報伝達の方法を検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要である

3 避難場所の設定等の体制整備について

施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要である。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討周知し、全教職員で共通理解を図っておく必要がある。

4 避難訓練について

(1) 状況に合わせた避難行動

弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、地震発生時とは避難の仕方が異なることを念頭におく必要がある。正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要である。

(2) 自治体の避難訓練と合わせた取組

自治体が実施する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために効果的である。教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し、身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能である。

第2節 弾道ミサイルから身を守る

Jアラート発令の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそこに避難する。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討しておく。

また、弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。



〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外（校庭等）にいる場合
●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる	●できるだけ頑丈な建物(校舎など)の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る
付近にミサイルが落下した場合	
●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する	●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。

その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられる。

1 様々な場面における避難行動等の留意点

(1) 登下校中の場合

登下校中は地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

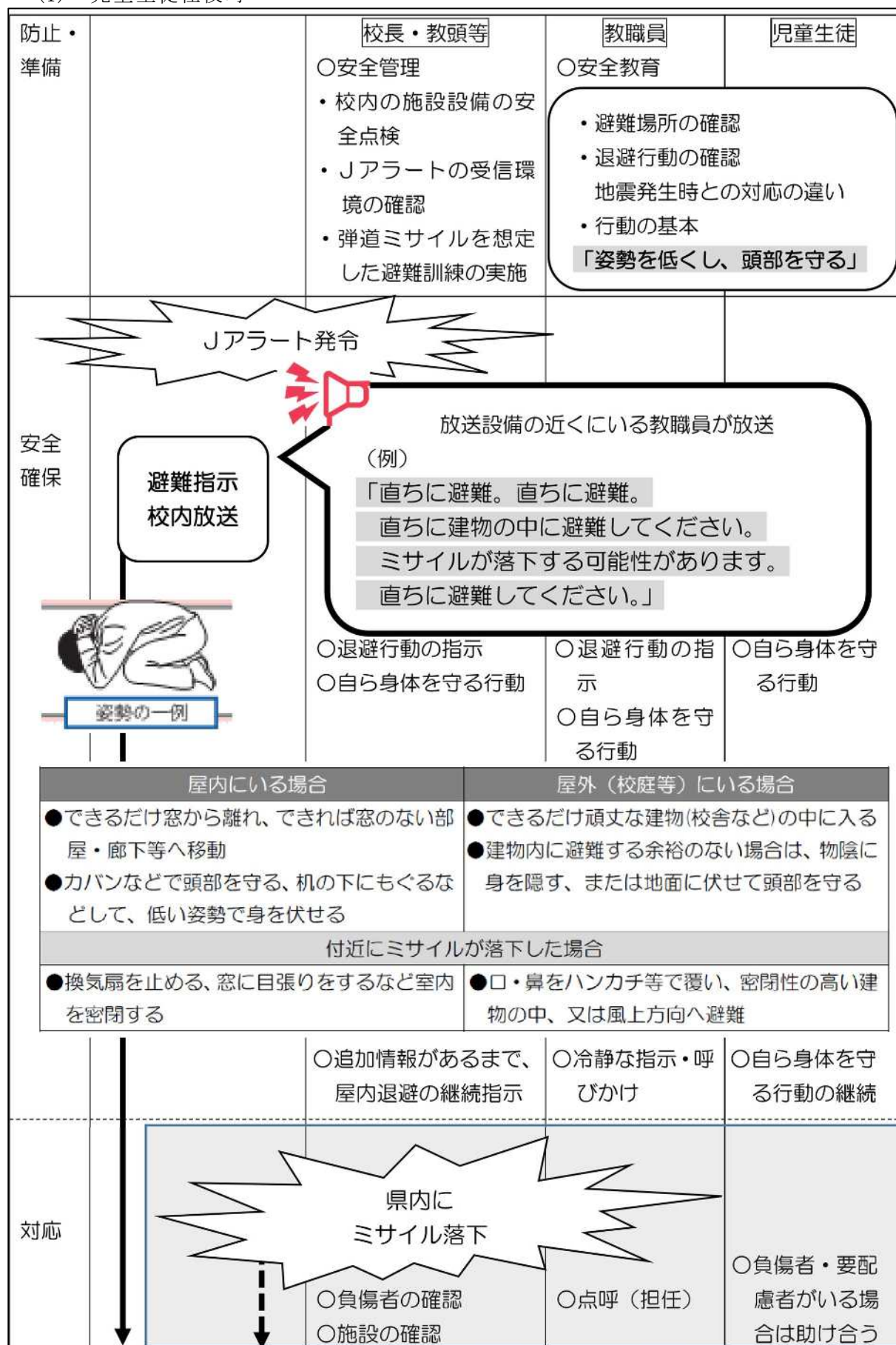
ミサイル発射情報は、屋外スピーカー、テレビ、ラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメール配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞く。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとなる。公共交通機関では、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

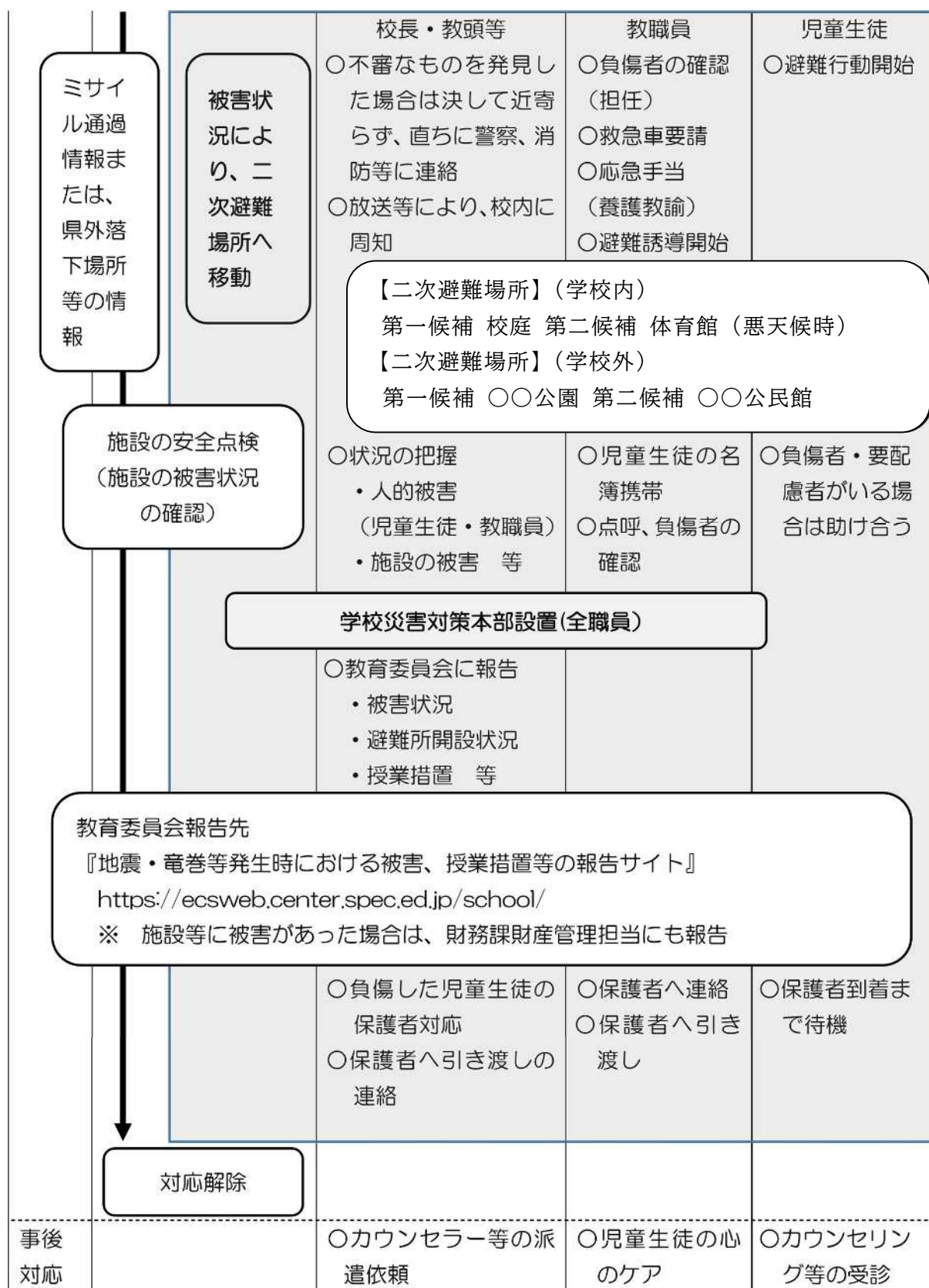
(2) 自宅等にいる場合

児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法について周知しておく。

2 児童生徒への対応フロー

(1) 児童生徒在校時

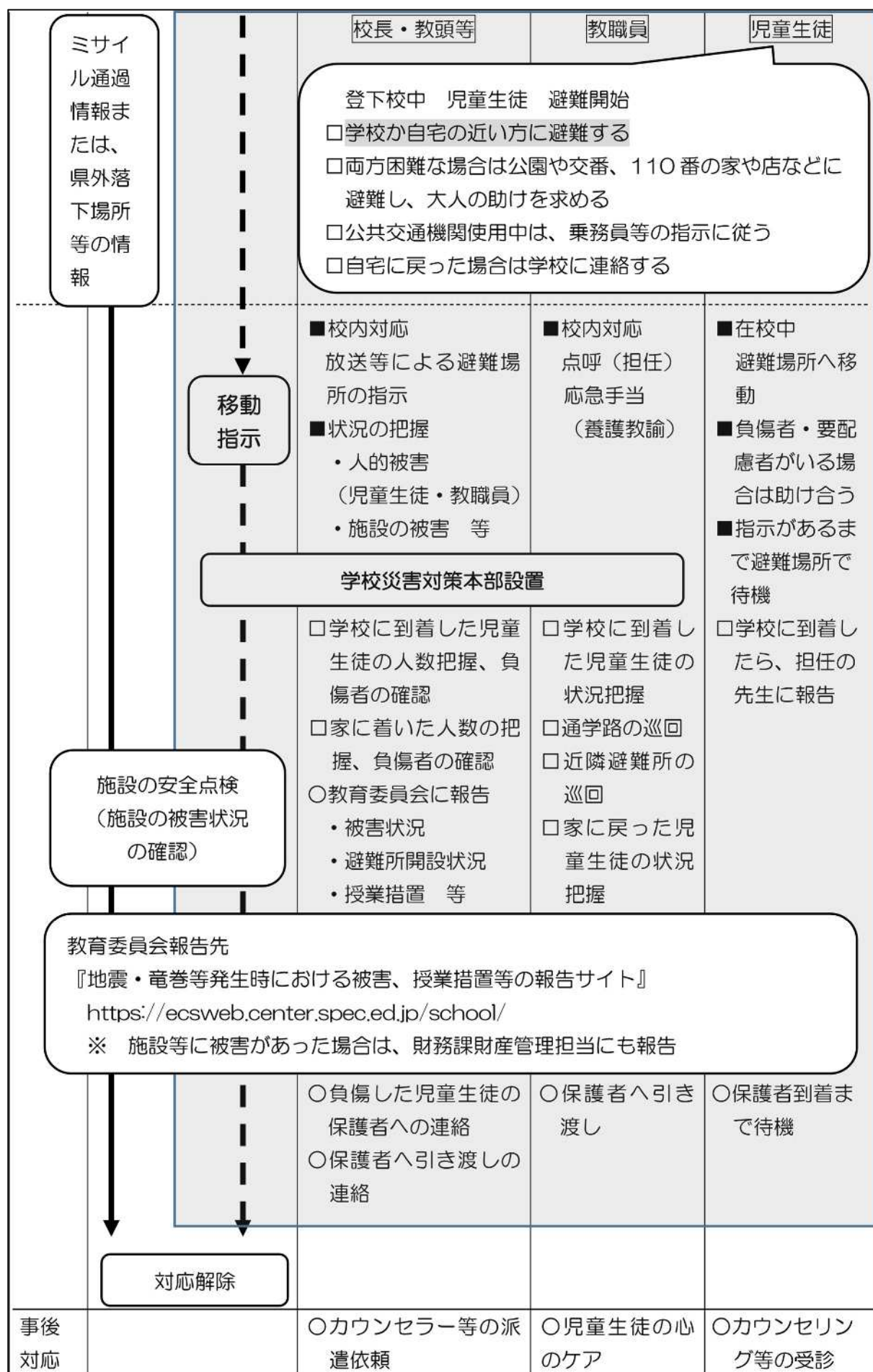




(2) 登下校中

■・・・校内にいる児童生徒への対応 □・・・登下校中の児童生徒への対応

防止・準備		校長・教頭等 ○安全管理 通学路点検 保護者・地域との連携  姿勢の一例	教職員 ○安全教育 登下校指導 通学路、通学方法の把握	児童生徒 ○安全教育 各教科、特別活動等
安全確保		 Jアラート発令		
対応	避難指示 校内放送	 放送設備の近くにいる教職員が放送 (例) 「直ちに避難。直ちに避難。 直ちに建物の中に避難してください。 ミサイルが落下する可能性があります。 直ちに避難してください。」		
		■退避行動の指示 ■自ら身体を守る行動	■退避行動の指示 ■自ら身体を守る行動	■自ら身体を守る行動
		屋内にいる場合 ●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる	屋外（校庭等）にいる場合 ●できるだけ頑丈な建物(校舎など)の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る	
		付近にミサイルが落下した場合 ●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する		
		●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難		
		■追加情報があるまで、屋内退避の継続指示	■冷静な指示・呼びかけ	■自ら身体を守る行動の継続
		 県内にミサイル落下		



(3) 校外活動中

防止・準備		校長・教頭等 ○避難を念頭においた活動計画作成の指示 ○保護者説明会で引き渡し方法等の説明	教職員 ○避難場所等を想定した活動計画の作成 ○避難を念頭においた下見の実施	児童生徒 ○退避行動の確認 ○事前学習における、活動中の避難場所の確認 ○自由行動中における連絡手段・集合場所等の確認
		・行動の基本 「姿勢を低くし、頭部を守る」		
安全確保	Jアラート発令			 姿勢の一例
	屋内にいる場合 ●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる		屋外（校庭等）にいる場合 ●できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る	
	付近にミサイルが落下した場合			
	●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する		●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難	
対応	ミサイル通過情報または、県外落下場所等の情報			
	○生徒へ退避行動の指示（引率している場合） ○自ら身体を守る行動（引率している場合）		○生徒へ退避行動の指示 ○自ら身体を守る行動	○自ら身体を守る行動
	付近にミサイル落下			
	○現地の情報収集 ○事前に指定しておいた避難場所に移動（引率している場合）		○管理職と情報共有 ○事前に指定しておいた避難場所に移動	○負傷者・要配慮者がいる場合は助け合う ○事前に指定しておいた避難場所に移動
	事前に指定しておいた避難場所に集合			

			校長・教頭等 ○現地の情報収集 ・人的被害 （児童生徒・教職員） ・避難状況 等	教職員 ○点呼（担任） 負傷者の確認 救急車要請 ○応急手当 （養護教諭）	児童生徒 ○負傷者・要配慮者がいる場合は助け合う
			学校災害対策本部設置 ○現地の情報収集 ○教育委員会に報告 ・被害状況 ・授業措置 等	現地災害対策本部設置 ○合流した児童生徒の状況把握（担任）	
		施設の安全点検 （施設の被害状況の確認）	教育委員会報告先 『地震・竜巻等発生時における被害、授業措置等の報告サイト』 https://ecswb.center.spec.ed.jp/school/ ※ 施設等に被害があった場合は、財務課財産管理担当にも報告		
			○負傷した児童生徒の保護者への連絡 ○保護者へ引き渡しの連絡	○保護者へ連絡 ○保護者へ引き渡し	○保護者到着まで待機
		対応解除			
事後対応			○カウンセラー等の派遣依頼	○児童生徒の心のケア	○カウンセリング等の受診

資料

小学校指導例

積乱雲がもたらす気象災害と身の守り方についての指導計画例

地震や火災と違い、急な大雨や雷、竜巻に関する学習は、これまであまり行われてこなかった。そのため、教職員・児童生徒の急な大雨や雷、竜巻に関する意識を高め、訓練の目的を達成するため、以下の点に留意し計画を立て実施することが大切である。

- ① この「積乱雲がもたらす気象災害と身の守り方についての指導」を実施する初年度については、「ステップ1」を1～6年生生の学年でも実態に応じて行うこととする。
- ② 次年度からは、第5学年で「ステップ1」を重点的に実施し、他の学年では「ステップ2」「ステップ3」を中心に、実態に応じた指導を行うこととする。
- ③ 新座市洪水ハザードマップ等を参考にし、各々の地域に適した指導計画を策定する。

ねらい

- (1) 急な大雨や落雷、竜巻の予兆に気づき、対処しようとする意識を高める。
- (2) 気象災害に対して、身の安全を確保するための適切な方法を身につける。
- (3) 災害時において冷静に判断し、自分や家族など周囲の人々と適切な行動がとれるようにする。

ステップ1…事前指導 急な大雨・雷・竜巻から身を守る「正しい行動」を学ぼう

特別活動・学級活動 (2) 日常の生活や学習への適応および健康安全

- 学習目標
- 1 急な大雨や落雷、竜巻の予兆と基礎的な対処方法を知る。
 - 2 気象災害に応じた、身の安全を確保するための方法を考える。
 - 3 学校での正しい避難行動を知る。

【指導案例】学習の流れ (45 分)

- 準備 ビデオ教材
- ・これはあぶない！被害編 (6 分)
 - ・これなら安全！解説編 (12 分)

ワークシート ・児童用ワークシート ・ワークシート解答あり (教員用)

→全て、国土交通省気象庁 HP より

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html)

構成	学習活動の内容	指導上の留意点
1 導入 (5 分)	1 本時の学習を知る 急な大雨・雷・竜巻から身を守る「正しい行動」を学ぼう	「今日は、急な大雨や雷、竜巻が起きたときに何をすれば、自分の身を守ることができるのかについて考えてみましょう」 ※急な大雨が降ると町がどうなるかを想起さ

2 展開 1 (15 分)	2 急な大雨や雷が落ちたときの被害について知る (1)「これはあぶない！被害編」を視聴する ・大雨が降ったときの被害 ・雷が落ちたときの被害 (2) どうすれば被害に遭わずにすんだのかを考え話し合う ・	〈資料〉「これはあぶない！被害編」(6 分) 「急な大雨や雷が落ちたときにどのような被害が起きるのか、どうすればその被害が防げたのかを考えながらビデオを見ましょう。」 ※災害の予兆や避難の仕方に注目させる。 ※1 つずつ発表させ、話しあって確認する ※グループに分けて話し合い、グループで考えたことを1 つずつ発表しながら確認してもよい
3 展開 2 (20 分)	3 どうすれば身を守ることができるか知る (1)「これなら安全！解説編」を視聴する ・大雨が降ったときの対処 ・雷が落ちたときの対処 (2) 自然災害への対処について確認する ・正しい対処の仕方	〈資料〉「これなら安全！解説編」(12 分) 「なぜ、そうしなければいけないのかを考えながら、避難の仕方などを確認しましょう。」 ※災害の原因に注目させる。 ※この後確認のワークシートを行うことを伝える。 〈資料〉児童用ワークシート 「ビデオで確認したことを元に、自分でワークシートを完成させてみましょう。」 〔評価〕 ・自然災害の予兆や、予兆に対してとらなければならない適切な行動を理解しているか。
4 まとめ (5 分)	4 学校で急な大雨や雷、竜巻が起きたときどうするか知る（竜巻の場合の訓練） ・校舎内、教室へ避難する ・窓・カーテンを閉めて、窓・ドアからできるだけ離れる ・机の下に隠れ適当な物で頭や首を守る	「今日は、みなさんが急な大雨や雷、竜巻にあった時の対応行動を学習しました。学校にいるときにはどのようにすればよいか、実際に行ってみましょう。 ※適切な行動がとれるように、練習をする。 「今日学習したことを思い出し、正しく身を守りましょう。家に帰ったら、放課後や休みの日の行動についても話し合ってみましょう。」

ステップ2…実戦訓練 積乱雲がもたらす気象災害の避難訓練(竜巻)

特別活動・学校行事 (3) 健康安全・体育的行事

学習目標 竜巻により引き起こされる危険を予測して、その場に応じて危険を回避できる対応行動・避難行動を習得させる。

【指導案例】学習の流れ (15 分)

準備 ビデオ教材 ・資料映像：竜巻① (2 分)

→国土交通省気象庁 HP より

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/sub6.html)

構成	学習活動の内容	指導上の留意点
1 導入 (3 分)	1 本時の学習を確認する ・竜巻の特徴 真っ黒い雲、雷鳴や雷光、冷たい空気、大粒の雨や雹、漏斗状の雲、ジェット機のような轟音、飛散物 など ・避難のタイミング 竜巻が見えたり、避難放送が入ったりしたとき ・身の守り方 頑丈な建物に避難するなど	「今日は、天気が急に変わって竜巻が起きたときの避難訓練を行います。」 ※竜巻についての理解が浅い場合は、ビデオ資料を使用する。 〈資料〉竜巻① (2 分) ※避難や身の守り方については、事前に練習し、素早く実行できるようにしておく。
	竜巻の危険から自分たちの身を守ろう。	
2 展開 (10 分)	2 避難訓練を行う (1) 緊急放送 1 を聞き、第 1 行動をとる ●緊急放送 1 「訓練・訓練・訓練、ただいま、本校周辺において竜巻注意情報が発令されました。外で活動している児童は先生の指示に従い、直ちに校舎内に入りなさい。教室にいる児童は、教室・廊下の窓とカーテンを閉めなさい。」 「頭や首を守る物を準備し、強い風と飛んでくる物から身を守ることができる姿勢をとりなさい。」 (2) 緊急放送 2 を聞き、第 2 行動をとる ●緊急放送 2 (緊急放送 1 の 2 分後) 「訓練・訓練・訓練、竜巻が学校へ向かっていることが確認されました。全員、窓や壁から離れ、身を守ることができる場所で頭や首を守りなさい。」	※窓から離れた壁側に机を寄せ、下にもぐる。 机の脚をしっかり両手でつかみ、一番外側の児童はランドセル等で頭や首を守る。

	(3) 緊急放送3を聞き、第3行動をとる ●緊急放送3（緊急放送2の3分後） 「訓練・訓練・訓練、竜巻が通り過ぎました。先生方は、児童の安否と被害状況を確認し、報告してください。児童は指示があるまでその場で待ちなさい。」 ●緊急放送4（全ての階からの報告終了後） 「訓練・訓練・訓練、竜巻が通り過ぎ、天候が回復しました。竜巻による大きな被害は確認されませんでした。そのまま授業を続けてください。」	※教職員は、児童を励まししながら、安全な場所で自ら身を守る姿勢になっているかどうかを確認する。 ※教職員は児童及び施設の被害状況を確認し、学年主任（各階の責任者）へ報告する。 ※責任者は被害の有無と状況を管理職に報告
3 まとめ (2分)	3 避難行動を振り返る ・正しい避難行動 [評価]学習で学んだ適切な行動が、実践訓練において実施されているか。	※うまくできたことや難しかったことについて振り返り、今後とるべき行動を確認する。 ※登下校時や在宅時において、竜巻の発生が予想された際、または発生した際の行動について、家族と話し合うことに触れる。

ステップ3・・・事後指導 みんなで、急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう

朝の会・帰りの会・各家庭での話し合い（家庭学習の課題や宿題としてもよい）

学習目標 家族と災害に関する知識や事故を未然に防ぐ意識を共有する。

【指導案例】学習の流れ（5分）

構成	学習活動の内容	指導上の留意点
1 導入 (2分) 帰りの会等	1 家族と共有する意義を確認する ・災害の兆候 ・適切な避難行動	「今日は、急な大雨や雷、竜巻の時の身の守り方について家族と話し合ってみましょう。」 ※平成26年度新座市教職員全体研修会の講演で紹介された子供の力について紹介する。
2 展開 各家庭	2 家族と気象災害の前兆や避難行動について話し合う。	※実態に応じて作文や日記に記録させたり、家族からのコメントをもらったりする。
3 まとめ (3分) 朝の会等	3 家庭での話し合いの結果を交流する。 ・各家庭の避難方法や場所	※児童間で交流するだけでなく、学級だより等で家庭向けに発信する。 [評価]災害知識や意識を家族と共有できたか。

中学校指導例

積乱雲がもたらす気象災害と身の守り方についての指導計画例

地震や火災と違い、急な大雨や雷、竜巻に関する学習は、これまであまり行われてこなかった。そのため、教職員・児童生徒の急な大雨や雷、竜巻に関する意識を高め、訓練の目的を達成するため、以下の点に留意し計画を立て実施することが大切である。

- ① この「積乱雲がもたらす気象災害と身の守り方についての指導」を実施する初年度については、「ステップ1」を1～3年生どの学年でも実態に応じて行うこととする。
- ② 次年度からは、第1学年で「ステップ1」を重点的に実施し、他の学年では「ステップ2」を中心に、実態に応じた指導を行うこととする。
- ③ 新座市洪水ハザードマップ等を参考にし、各々の地域に適した指導計画を策定する。

ねらい

- (1) 竜巻発生のしくみや特徴および被害・影響を理解する。
- (2) 竜巻により引き起こされる危険を予測し、自らの身の安全を守るために適切な避難行動をとることができるようにする。
- (3) 災害時におけるボランティア活動について理解を深め、進んで地域防災の活動に参加することができるようにする。

ステップ1・・・事前指導 竜巻の危険から自らの身の安全の守り方について考えよう

特別活動・学級活動 (2) 適応と成長及び健康安全

カ ボランティア活動の意義の理解と参加

キ 心身ともに健康で安な生活態度や習慣の形成

学習目標 1 自然災害の予兆に対して、どのような行動をとらなくてはならないかを考える。
2 災害時におけるボランティア活動について理解を深める。

【指導案例】学習の流れ(45分)

準備 ビデオ教材 ・これはあぶない!被害編(6分)

・これなら安心!解説編(12分)

ワークシート ・児童用ワークシート ・ワークシート解答あり(教員用)

→国土交通省気象庁HPより

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html)

構成	学習活動の内容	指導上の留意点(主な発問と生徒への支援)
1 導入 (3分)	1 本時の学習課題を知る。	「日本では様々な災害が発生します。皆さんが『災害』と聞くと、どのような災害を思い出しますか」

		「どうすれば急な大雨・雷・竜巻から身を守れるか」 考えよう 「今日は、災害の中から急な大雨・雷・竜巻について学習します。急な大雨・雷・竜巻が起きた時、どのようにすれば自分の身を守ることができるのか学習します。」 「また、避難の方法、災害時にできるボランティア活動について考えましょう。」
2 展開 1 (15分)	2 急な大雨や雷が落ちた時の被害について知る。 気象庁 HP より資料映像の「これはあぶない！被害編を視聴する。	「急な大雨や雷が落ちた時にどのような被害が起きるのか、どのようにすれば防げるのか考えながらビデオを視聴しましょう」 ※災害の予兆・被害・避難の仕方に注目させる。 グループごとに話し合わせ、発表させる。
3 展開 2 (15分)	3 どうすれば身を守れるか知る。 気象庁 HP より資料映像の「これなら安全！解説編を視聴する。 以下を指導・確認する。 ○竜巻の特徴について確認する。 ・真っ黒い雲、雷鳴や雷光、冷たい空気、大粒の雨や雹、ろうと状の雲、ジェット機のような轟音、飛散物など。 ○竜巻による危険から自らの身の安全を守るための方法や行動について確認する。 ・竜巻が見えたり、避難放送が入ったりしたら、すぐに近くの教室に避難する。 ・外にいる場合は、直ちに校舎内、教室へ避難する。(頑丈な建物に避難する。プレハブ等は避ける。) ・窓、カーテンは閉める。 ・窓、ドア、壁から離れ、できる	「ビデオを視聴しながら、ワークシートを完成させましょう。」

4 展開3 (12分)	だけ中央に寄る。または机の下や物陰に隠れる。 ・適当なもので頭や首を守る。ない場合は両腕で頭と首を守る。 4 災害時におけるボランティア活動について理解を深め、進んで地域防災の活動に参加することができるようにする。	「災害にあったとき、消防や救急などが機能しないこともあります。『自分の身は自分で守る』という自助と『自分たちの地域は自分たちで守る』という共助という考え方が大切になります。」「阪神淡路大震災の時、6割の方が倒壊家屋から地域の人によって助け出されています。」「日中は、働きに出ている大人も多くいます。幼児や小学生、高齢者の救助を行うときに、地域に確実にいる中学生は、地域にとって大変心強い存在なのです。」 「では、災害時、中学生としてできることは何があるでしょうか。考えてみましょう。」 個人→グループ→クラスと意見交換を行う 〔評価〕自然災害の予兆に対して、どのような行動をとらなくてはいけな いかを理解しているか。
5 まとめ (5分)	・大雨や雷・竜巻が起きた時どうするか、ワークシートをもとに確認する。 ・災害時におけるボランティア活動について、中学生としてできることについて考えることができたか、振り返らせる。 ・次の時間、避難訓練を行うことを予告する。	「今日は、大雨や雷・竜巻にあったときの対応について学習しました。」「また、自助・共助の考えのもと、何ができるか、考えてもらいました。災害は、いつ起きてもおかしくありません。日々の生活のなかでも、できることをイメージして生活しましょう。」「また、家に帰ったら、家族の人と休みの日や放課後、部活動中での行動について話し合ってみましょう。」「次の時間、避難訓練を行います。」

ステップ２・・・実戦訓練

積乱雲がもたらす気象災害の避難訓練（竜巻）

特別活動・学校行事（３）健康安全・体育的行事

学習目標 竜巻により引き起こされる危険を予測し、自らの身の安全を守るための適切な避難行動を習得させる。

【指導案例】学習の流れ（１５分）

- 準備 ビデオ教材 ・積乱雲のでき方（１分１７秒）
- ・積乱雲が発達する様子（４３秒）
 - ・積乱雲が近づく兆し①（１分８秒）
 - ・積乱雲が近づく兆し②（５７秒）
 - ・竜巻①（１分５３秒）
 - ・竜巻②（１分１９秒）

→国土交通省気象庁ＨＰより

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html)

感想用紙

構成	学習内容	指導上の留意点（主な発問と生徒への支援）
１ 導入 （３分）	１ 本時の学習内容を確認する。 ・身の守り方の確認 ・避難訓練の行動の確認 ○担任は、本時のねらいと学習内容を説明する 竜巻により引き起こされる危険を予測し、自らの身の安全を守るために適切な避難行動をとることができるようにする。 ○生徒は、それぞれの活動場所へ移動し活動を開始する。	「今日は、竜巻の予兆・特徴の確認と避難訓練を行います。」

2 展開 1 (10分)	2 竜巻の予兆、特徴の確認 をする。 国土交通省気象庁 HP より 映像資料を視聴する ・積乱雲のでき方 ・積乱雲が発達する様子 ・積乱雲が近づく兆し① ・積乱雲が近づく兆し② ・竜巻① ・竜巻②	「竜巻の仕組みや特徴、避難するときの判断 となる特徴について、映像を視聴して学習し ましょう」
3 展開 2 (2分)	3 避難訓練の説明	「今日は、放課後の部活動中に、天候が急変 して竜巻が発生した時の避難訓練を行います。」 「普段の活動場所に移動します。天候が急変 し竜巻が発生したとの放送が入ります。指示 に従って、災害の回避行動を確認しましよ う。」
4 展開 2 (30分) 避難訓練を 行う	4 避難訓練 ・活動場所に移動 ○緊急放送（1）を聞き、第 1 行動を行う。	「活動場所に移動しましょう」 ○一斉放送により、緊急放送（1）を入れ、 第1 行動を支持する。
●訓練、訓練、訓練、ただ今、本校周辺において、竜巻注意報が発令されました。 ●外で活動している生徒は、先生の指示に従い、直ちに校舎内に入りなさい。 ●校舎内にいる生徒は、教室・廊下の窓とカーテンを閉めなさい。 ●頭や首を守るものを準備し、強い風と飛んでくるものから身を守ることができる姿 勢をとりなさい。		
	○緊急放送（2）を聞き、第 2 行動を行う。	・教職員は、生徒を落ち着かせ、竜巻の危険 から自らの身の安全を確保できる準備を行わ せる。 ○緊急放送（2）を入れ、第2 行動を行わせ る。
●訓練、訓練、訓練、竜巻が学校へ向かっている事が確認されました。 ●全員、窓や壁から離れ、身を守ることができる場所で頭や首を守りなさい。		

	○緊急放送（３）を聞き、第３行動を行う。	・教職員は、生徒を励ましなが、安全な場所ですら身をを守る姿勢になっているか確認する。 ○緊急放送（３）を入れ、第３行動を指示する。
●訓練、訓練、訓練、竜巻が通り過ぎました。 ●先生方は、生徒の安否、被害状況を確認し報告してください。生徒は、指示があるまでその場で待ちなさい。		
	○避難指示を出し、グラウンドへ一時避難させる。	・教職員は、生徒及び施設被害状況を確認し、各エリアの責任者へ報告する。 ・責任者は、被害の有無、被害状況を管理職に報告する。 ・怪我をした生徒、教職員を搬送する。 ・管理職は、情報を集約し、今後の行動について検討し決定する。（本時では、グラウンドへの一時避難を決定し、指示する。）
●訓練、訓練、訓練、校舎内の窓ガラスが割れるなどの被害が発生していますので、一時グラウンドへ避難します。 ●○○校舎○○側階段、○○昇降口は被害のため使用できません。先生の指示に従い、避難を始めなさい。 ●避難の際は、割れたガラスや破損したものには絶対触れてはいけません。		
		・グラウンドに集合語、点呼を行う。（点呼は担任→学年主任→教頭→校長。※これまでの避難訓練と同じにする） ・教室に戻る。
5 まとめ (5分)	○校長先生の講評及び安全主任から本時の訓練について振り返る。	感想用紙を記入させる。うまくできたことや難しかったこと、竜巻に対して今後とるべき行動などについて、まとめるよう指導。翌日、担任に提出させる。
〔評価〕 ・竜巻により引き起こされる危険を予測し、自らの身の安全を守るための適切な避難行動をとることができたか。 ・学習で学んだ適切な行動が、実践訓練において実施されているか。		

ステップ３・・・事後指導 みんなで、急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう

ホームルーム・各家庭での話し合い（家庭学習の課題や宿題としてもよい）

学習目標 家族と災害に関する知識や事故を未然に防ぐ意識を共有する。

【指導案例】学習の流れ（５分）

構 成	学習活動の内容	指導上の留意点
１ 導入 （２分） ホームルー ム等	１ 家族と共有する意義を確認 する ・災害の兆候 ・適切な避難行動	「今日は、急な大雨や雷、竜巻の時の身の守り方 や災害時におけるボランティア活動について家 族と話し合ってみましょう。」 ※平成 26 年度新座市教職員全体研修会の講演で 紹介された子供の力について紹介する。
２ 展開 各家庭	２ 家族と気象災害の前兆や避 難行動について話し合う。	※実態に応じて作文や日記に記録させたり、家族 からのコメントをもらったりする。
３ まとめ （３分） ホームルー ム等	３ 家庭での話し合いの結果を 交流する。 ・各家庭の避難方法や場所	※児童間で交流するだけでなく、学級だより等で 家庭向けに発信する。 〔評価〕 災害知識や意識を家族と共有できたか。

学校防災のための情報提供

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（冊子）

文部科学省のホームページからダウンロードできます。

www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

緊急地震速報訓練用指導プログラム

熊谷地方気象台ホームページからダウンロードできます。

www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/index2b.html

www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/index2.html

急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！

気象庁ホームページからダウンロードできます。

D V D（動画） www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/

リーフレット www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ooame-kaminari-tatsumaki/index.html

局地的な大雨・竜巻から身を守る

熊谷地方気象台ホームページに情報が提供されています。

www.jma-net.go.jp/kumagaya/education/

竜巻から身を守る（リーフレット）

気象庁ホームページからダウンロードできます。

www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatsumaki/

レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）

気象庁のホームページに降水量・雷活動度・竜巻発生確度の情報が提供されています。

www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1

国土交通省防災教育ポータル

授業で使える教材例・防災教育の事例などが紹介されています。

mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html

T E A M防災ジャパン（内閣府）

防災に関するあらゆる情報が集約されたポータルサイトです。

bosaijapan.jp

子どもの心のケアのために ―災害や事件・事故発生時を中心に―

子どもの心のケア、心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方や対処方法等が紹介されています。

mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

学校防災マニュアル（県立学校版：追加資料）竜巻から児童生徒の安全を守るために

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

www.pref.saitama.lg.jp/f2211/gakkoubousaimanyuaru-tatumakikarajidouseitonoanzenwomamorutameni.html

新座市ハザードマップ

新座市のホームページからダウンロードできます。

www.city.niiza.lg.jp/soshiki/17/atode.html（洪水・上砂災害）

www.city.niiza.lg.jp/soshiki/17/zisin-hazardmap.html（地震）

新座市防災マップ・ハンドブック

新座市のホームページからダウンロードできます。

www.city.niiza.lg.jp/soshiki/17/bousai-handbook_r1.html

台風対応の通知文例

新教支発第 号
令和〇〇年 月 日

市立各小・中学校長 様

新座市教育委員会教育長
金子 廣 志

台風〇〇号接近に伴う対応について（通知）

このことについて、台風〇〇号の今後の進路によっては関東地方に影響が出る可能性があります。

つきましては、市として共通した対応を図る場合は、下記のとおり連絡しますので迅速な対応をお願いします。

記

- 1 連絡日時 令和〇年〇〇月●日（○）午前6時00分まで
- 2 連絡方法 校長会緊急連絡網（判断が間際になる場合は、各校長の携帯電話にメッセージを送信します。）
- 3 留意事項
 - ・校内の教職員及び保護者（学級及び部活動等）への連絡体制について事前に確認しておくこと。
 - ・必要に応じて関係諸団体（交通指導員等）への連絡をすること。・台風の進路に応じ、児童生徒の安全確保を優先して登校の判断をすることなど、事前の連絡や安全指導について徹底すること。
 - ・中学校区内の小・中学校で連絡を取り合い、対応について情報を共有すること。
 - ・戸締まりについて確認すること。また、ベランダ、校庭等の備品等が飛ばされたり、転倒したりすることがないように点検するとともに、校舎内外の施設設備について風雨対策を講じること。
 - ・部活動等の実施については、気象状況を把握し、生徒の安全確保を優先した対応を図ること。
- 4 その他
 - ・保護者宛文書の案を電子メールにて送付しますので活用願います。
 - ・●日のココフレンドは閉室となります。

担当 教育支援課 担当
電話 048-477-7142

令和〇〇年〇〇月 日

小・中学校保護者 様

新座市立〇〇学校長

〇 〇 〇 〇

台風〇〇号の接近に伴う登校時の安全確保について（お願い）

〇曜日から●曜日にかけて台風〇〇号が接近するとの予報が出されております。台風による気象の変化は今後の進路状況等に伴い様々な場合が想定されますが、今回は台風の進路予報を鑑み、登校の安全確保のため、下記のとおり対応いたします。

御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 緊急連絡が必要な場合は、〇〇日（〇）の午前6時30分までにスクールメールにて連絡いたします。台風の進路状況の変化により、緊急連絡が必要ないと判断される場合は、連絡いたしません。通常通りの登校となります。
- 2 臨時休校等、特別な対応を図る場合は、市教育委員会から直接スクールメールが送付される場合があります。
- 3 登校時に風雨が強い等、通学路の安全が確保できないと判断される場合は、登校を遅らせるなどの対応をお願いいたします。この場合、遅刻の扱いにはいたしません。
- 4 気象情報を十分に確認のうえ、天候が落ち着き次第、御近所で連絡しあうなどして登校させてください。
- 5 〇〇日のココフレンドは閉室といたします。（小学校のみ）

※下校時間が変更になる可能性がある場合は以下の文言を参照。

児童生徒の安全を最優先とするため、下校時刻が変更となる可能性があります。変更する際には、〇〇日（〇）の●時までに、スクールメールで連絡しますので、あらかじめご了承ください。



教保体第405号
令和元年5月27日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

熱中症事故の防止について（依頼）

標記について、令和元年5月24日付け元文科教第72号で、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課ほかから別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、通知の内容を確認、参照の上、特に下記事項に留意し、熱中症事故を未然に防ぐために、再度指導の徹底を図っていただきますようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、こまめに休憩と水分を補給させること。また、校内における体育活動においては、AEDの設置場所を確認し、併せて、校外活動においては、可能な限りAEDを携帯することとし、操作の仕方の確認や周辺の病院等を把握しておくこと。
- 2 猛暑日になることが予想される場合には、校内放送等を活用し熱中症予防の注意喚起に努めること。
- 3 熱中症事故は、身体が暑さに慣れてない時に多く発生する傾向があるので、暑さに慣れるまでは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に身体を慣らすこと。特に1年生や初心者には十分配慮すること。
- 4 担当教職員は、児童生徒の健康観察を活動前から終了後まで実施し、熱中症の予防、早期発見、早期の処置に努めること。
- 5 熱中症は、屋外のみならず屋内において、運動やスポーツをしなくても条件が重なれば発生する。体育館等において多くの児童生徒を集めた集会や室内での活動においても

- 熱中症が発生する可能性があるため、換気を十分行う等室内環境の整備に努めること。
- 6 万が一事故が発生した場合、教職員一人で対応せず、各学校の「危機管理マニュアル」に沿って複数の教職員で速やかに対応すること。
- 7 熱中症の発生は気象状況が大きく関係するため、日本気象協会の熱中症予防情報や環境省の熱中症予防サイトなどにより情報収集に努めること。
- 8 熱中症の危険が高まった場合などには、埼玉県保健医療部健康長寿課から各市町村の保健衛生部局や防災部局などへ一斉メールを出すことがある。
この場合、防災無線などで注意喚起される場合があるので情報収集に努めること。

【熱中症に関する情報】

- ・日本気象協会の熱中症情報
<https://tenki.jp/heatstroke/>
- ・環境省：熱中症予防情報サイト（暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報）
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・気象庁：熱中症から身を守るために
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/nettsu.html>
- ・総務省：熱中症情報
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldlist9_2.html
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター：熱中症を予防しよう
<http://www.jpn-sport.go.jp/anzen/default.aspx?TabId=114>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会：熱中症を防ごう
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/guidebook1.html>
- ・2019年度（第60号）学校体育必携：（埼玉県教育委員会）
- ・熱中症の危険が高まった場合などには、埼玉県保健医療部健康長寿課から各市町村の保健衛生部局や防災部局などへ一斉メールを出すことがある。

健康教育・学校安全担当 塚本 卓司
電 話：048-830-6964
FAX：048-830-4971
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

教保体第808号
平成30年7月24日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

落雷事故の防止について（依頼）

標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありました。

落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、特にこの時期は雷の発生が多くなることが予想されます。

つきましては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月初版）等の資料を参照するほか、下記事項に留意し、落雷事故を未然に防ぐために、指導の徹底を再度図っていただきますようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知をお願いします。

記

1 落雷事故の防止について

- (1) 活動に際しては、当日の天気予報について、平成28年10月3日付教保体第1297号で通知したとおり、特に大雨や雷雲の発生について積極的な気象情報の入手と活用により、児童生徒の安全確保の徹底を図るとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。
- (2) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動中に落雷の予兆や落雷注意報の発令があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止する。さらに、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒等の安全確保を最優先事項として判断すること。
- (3) 児童生徒にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

2 落雷に関する情報の積極的な活用について

- ・気象庁：「雷ナウキャスト」（雷と竜巻の短時間予報について）
「雷注意報」の発表状況や、雷発生の可能性や激しさについて、詳細な地域分布と1時間先まで10分毎の予報を確認できる。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>

- ・気象庁：雷から身を守るには

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>

- ・財団法人 埼玉県体育協会：落雷事故対策マニュアル

<http://www.saitama-sports.or.jp/files/science/Thunderbolt>

- ・落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るにはー安全対策 Q&Aー改訂版」（平成13年5月1日発行）

- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省 平成30年2月初版）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

担当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 藤井 邦之

TEL 048-830-6964

FAX 048-830-4971



教保体第758号
平成25年9月3日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

竜巻（突風）発生時における児童生徒等の安全確保について（依頼）

児童生徒等の安全確保につきましては、日頃から御配慮いただき感謝申し上げます。

さて、9月2日、越谷市を中心に竜巻（突風）が発生し、施設被害をはじめ、多数の児童生徒がけがをする災害が発生いたしました。

つきましては、下記事項を参考に、自然災害発生時に児童生徒が危険性を認識し、自らの判断により危機を回避する行動がとれるよう御指導くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 気象情報の把握等について

- (1) 大気が不安定な状況の際には、インターネット、テレビ、ラジオ等により最新の気象情報を入手するよう努めること。
- (2) 竜巻注意情報の発表や発達した積乱雲が近づくなど、竜巻（突風）発生のおそれがあると判断した場合には、迷うことなく屋外での教育活動を中止し、児童生徒の保護を最優先として適切な指示を行うこと。

2 気象急変時の対応

- (1) 竜巻（突風）が発生した際の対応

☐ 屋内にいる場合

- ・ 窓やカーテン、ドア等を閉め窓から離れること。
- ・ 丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭部を守ること。

☐ 屋外にいる場合

- ・ 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくすること。
- ・ 物置やプレハブ（仮設建築物）など簡易な建物等には避難しないこと。
- ・ 避難する場所が近くにない場合には、くぼみなどに身を伏せ、両腕で頭部を守ること。
- ・ 電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らないこと。

(2) 雷が発生した際の対応

- ・ 発達した積乱雲の下では、急な雷も発生するため、たとえ雷鳴が遠くに聞こえても速やかに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）を探して避難すること。
- ・ 近くに避難する場所がない場合は、樹木に近づかず、低い場所にしゃがみ込むなどして、できるだけ姿勢を低くすること。

3 その他

今回の竜巻（突風）による災害を踏まえ、児童生徒が異常気象から身を守るための指導についても、今後の防災教育（防災訓練等）に加えて取り組むこと。

4 参 考

「竜巻から身を守る」（気象庁）

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatsumaki/>

「雷について」（気象庁）

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/thunder0-0.html>

「気象庁関連の刊行物・レポート」（気象庁）

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

担 当

埼玉県教育局県立学校部

保健体育課学校安全担当

電 話 048-830-6947



教保体第861号
平成26年9月17日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校における土砂災害等危険箇所の把握と対策について

児童生徒への安全教育及び学校施設の安全管理等については、日頃から御尽力いただきありがとうございます。

さて、国土交通省砂防部では平成15年3月に、突発的な自然現象の発生により埼玉県内で土砂災害の恐れのある「危険箇所」について発表しております。

現在、県では土砂災害防止法に基づき「警戒区域」及び「特別警戒区域」の指定を進め、避難体制の整備を義務付けているところですが、各学校においても、児童生徒の安全確保に向けた対策を講じるために土砂災害危険箇所について把握し、児童生徒への安全教育及び学校施設の安全管理を講じる必要があります。

つきましては、下記事項を参考に、各学校の立地状況を踏まえ、安全対策を講じるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知及び指導について御配意いただきますようお願いいたします

記

1 危険箇所の把握

- (1) 学校の立地及び児童生徒の登下校における危険箇所について、下記アドレスにアクセスし、各県土整備事務所「土砂災害危険箇所マップ」を参照し確認する。

【アドレス】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/sabol/dosyasaigai.html>

- (2) 市町村教育委員会においては、市町村砂防担当課等と情報を共有し、所管する学校に係る危険箇所の把握に努める。

2 危険箇所への対策

- (1) 状況の把握

安全点検箇所の対象として、定期的に観察し、必要に応じて点検を行う。

(2) 必要な措置

- ・「学校防災マニュアル」に盛り込むなど、学校の状況に応じたマニュアルの整備を行う。
(連絡体制や児童生徒の避難できる経路の策定など)

3 その他

危険箇所については、各学校の立地（敷地）の他、登下校の際の通学路などを含み、児童生徒の学校生活における活動範囲を網羅する。

県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当 山中
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971



28文科初第1353号

平成29年1月20日

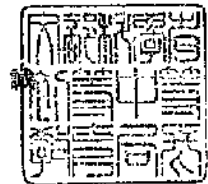
各都道府県教育委員会

各指定都市教育委員会

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

大規模災害時の学校における避難所運営の協力に 関する留意事項について（通知）

本年度は、熊本県熊本地方や鳥取県中部を震源とする地震や数多くの台風等により、大規模災害が発生しましたが、その際、地域コミュニティの中心である公立学校が避難所となり、数多くの避難者を受け入れ、学校の教職員が避難所運営に協力したと承知しております。

大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される避難所（以下「福祉避難所」という。）を含む。）の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等（以下「防災担当部局等」という。）が責任を負うものであります。

しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後には被害状況の把握に追われるほか、道路だけではなく通信、電気、ガス、上下水道をはじめとしたライフラインの寸断等により、現実的には市町村の防災担当部局等が直ちに避難所運営の十分な体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、今後も、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されますが、教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又は住民の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことができます。また、特に特別支援学校においては、障害者が利用するに当たっての配慮も進んでいること等から、福祉避難所となることも想定されます。

文部科学省では、これまでも阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害時の実態

や得られた教訓から、学校やその設置者において適切な対応がなされるべく検討を行ってきたところです（【参考資料】参照）。これまでの取組も踏まえ、大規模災害発生時における学校の避難所運営について、下記のとおり留意事項を取りまとめました。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、本件について十分な周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行うようお願いします。

併せて、本通知は、内閣府（防災担当）から都道府県の避難所運営を担当する部局に周知をお願いしているところです。

なお、学校及びその設置者が避難所運営の協力に当たり、必要な取組を進めるために、学校施設における避難所機能の確保や教職員の防災意識、危機管理意識を醸成できるような研修等の実施について要望をいただいているところです。文部科学省では、平成28年熊本地震の発生に伴い学校施設の耐震対策や防災機能の確保等、今後の学校施設の整備方策について「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し検討を行ってきたところです。今後も要望を踏まえ、引き続き、国として取組を進めることとしています。

記

1. 学校が避難所になった場合の運営方策について

大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かに関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定される。これまで文部科学省においては、「学校等の防災体制の充実について 第二次報告」（平成28年9月 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議）（以下「第二次報告」という。）において、学校が避難所となる場合の運営方策（以下「学校避難所運営方策」という。）をまとめている。そのため、学校保健安全法第29条に基づく学校防災マニュアルに学校避難所運営方策が盛り込まれているところもある。学校避難所運営方策については、改めて防災担当部局等及び地域住民が組織する自主防災組織と連携して、教育委員会及び学校において、以下の留意事項を踏まえて検証・整備を行う必要がある。

- (1) 教育委員会及び学校は、市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所になった場合を想定して、学校避難所運営方策の検証・整備を行うこと。その際、教育委員会は、学校が当該方策を検証・整備する際に必要な事項等を示すことや、防災担当部局等に協力を依頼したりすること等、必要な支援を行うこと。
- (2) 学校避難所運営方策の検証・整備については、平成28年4月に内閣府（防災担当）が作成した「避難所運営ガイドライン」や市町村が作成している避難所運営マニュアル、平成24年3月に文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」、第二次報告等も参考にしながら、次の各事項についても十分な内容であるか確認すること。その際、児童生徒等が在校中に学校が避難所となり、

児童生徒等と教職員の安否確認や避難誘導等と同時に行われる場合も想定しておくこと。

- ① 教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担
- ② 学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法
- ③ 教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画（救護室や仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、避難者による駐車及び救護物資の搬送等に関わる車両の進入等の場所の検討等）
- ④ 学校施設・設備の被害状況の把握方法
- ⑤ 避難者の把握方法
- ⑥ 主として高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者やペットを連れた避難者への対応
- ⑦ 水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法
- ⑧ 防災担当部局等や教育委員会との情報連絡の在り方
- ⑨ 地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整及びPTAや避難者等との情報共有の在り方

(3) 教育委員会及び学校は、学校防災マニュアルと併せて学校避難所運営方策についても、より実践的かつ実効性あるものにするために、類似の自然災害が予測される学校等における相互検証や有識者等の外部人材による検証、年度当初に学校防災マニュアルや学校避難所運営方策を踏まえた訓練を行う等の検証等を通じて、不十分の見直しを行うとともに、その内容について教職員はもとよりPTA等にも共通理解を図るよう努めること。

(4) 教育委員会及び学校は、学校避難所運営方策について、防災担当部局等と協力して、地域住民が組織する自主防災組織、医療機関をはじめとした関係機関と共有を図るよう努めること。

2. 学校の組織体制の整備について

発災時には学校防災マニュアルや学校避難所運営方策に基づき、全教職員は児童生徒等と教職員の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や教育活動再開の準備等の対応に組織として取り組むことが求められる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、発災時の学校の組織体制の在り方と校長を責任者として核となる教職員を中心に学校安全や防災を推進する体制を検証・整備し、役割分担を明確にすることが必要である。

- (1) 教育委員会及び学校は、各学校において発災時における教職員の具体的な参集・配備の在り方について、検証・整備すること。豪雨等による水害・土砂災害の発生が懸念される場合には市町村による避難情報の発令や住民の自主避難等により、発災前に避難所が開設される場合があることについて留意すること。また、大規模災害が発生した場合には教職員自身が被災者になり行動がとれない場合等、事前に組織した校内体制が十分機能しない場合についても留意すること。
- (2) 教育委員会及び学校は、大規模災害に備えて、各学校において学校安全や防災を

推進する教職員・組織を校務分掌上明確にする等、組織として取り組むための体制について検証・整備すること。また、教育委員会は、必要に応じて、全ての学校において共通にとるべき組織体制の在り方について検討すること。例えば、宮城県では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、県内全ての公立小中学校に防災主任を配置し、防災訓練や学校における避難所運営のための関係機関との調整等を行っており、そのような取組を参考にすることも有効であること。

3. 災害時における教職員の避難所運営への協力業務と教職員の意識の醸成について

大規模災害の発生時において、直ちに市町村の防災担当部局等が職員を派遣して学校における避難所を運営することは困難な可能性が高い。学校が避難所運営に関して費用面で負担することはないものの、やむを得ず発災から一定期間は施設管理という点も踏まえて学校の教職員が避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想される。そのような事態になっても防災担当部局等と連携・協力して学校や教職員が的確に避難所運営の協力業務ができるよう、以下の留意事項を踏まえて、必要な取組等を進めていくことが必要である。

(1) 教育委員会は、災害時に避難所運営の協力業務に従事することはあくまで防災担当部局等の役割を補完する措置であって、教職員が、児童生徒等の安否確認や学校教育活動の再開等の本来業務に専念できるように、防災担当部局等に速やかに担当職員を派遣できるよう調整を行うこと。

(2) これまでの大規模災害において、教職員が避難所運営の協力業務として、主に

- ・避難者の把握と名簿の作成
- ・避難者の誘導や学校施設内の夜間を含む安全確認
- ・教職員、地域の自治組織の代表やボランティア等を中心とした避難所運営のための組織の立ち上げ
- ・関係機関への情報伝達と報告
- ・備蓄品や救援物資の管理と仕分け、配布
- ・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整

等の業務を行っていることから、教育委員会は、そのための事前の準備や発災時において避難所運営に関する業務のうち学校の教職員が学校現場の判断として実施することが可能な範囲を明確化すること等について、防災担当部局等が中心となって関係機関との調整・検討を行うことを促すこと。また、防災担当部局等と共同して、防災に係る研修等の中に避難所運営の協力業務のための訓練を取り入れる等の工夫を行うこと。

(3) 教育委員会は、これまでの災害の教訓を踏まえて、教職員一人一人が災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯に応じてどのように対応することが望ましいかを含めて、研修等を通じて、改めて防災意識や危機管理意識の醸成を図るよう努めること。特に、避難所運営の協力業務を行うに当たっては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下に行うことが重要であることから、管理職を対象として、大規模災害時に学校組織のリーダーとして十分に対応できるように必要な研修等を行うよう努めること。

4. 教職員が避難所運営の協力業務に従事した場合の服務上の取扱いについて

災害時に、教職員が避難所運営の協力業務に安全かつ安心して取り組むためには、以下の留意事項を踏まえて、教職員が当該業務に携わった場合についての服務上の取扱いを整理・明確化しておくことが必要である。

(1) 避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上の職務として取扱い、当該職務に係る補償や賠償は通常、公務災害補償や国家賠償等の対象となること。

また、災害時における避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務については、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）における「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」に該当すること。

(2) 他県を含め避難所となっている学校の教職員以外の教職員が避難所運営の協力業務に従事する場合については、当該教職員の服務監督権者である教育委員会において、その属する地方公共団体が決定した方針等に基づき、教職員を派遣する場合、公務出張の扱いをすることも可能であること。

(3) 教育委員会及び学校は、教職員が災害に対応するためにやむを得ず交代制で夜間も泊り込む場合や休日に対応する場合もあり得ることから、教職員に過重な負担を強いることのないよう、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替等について十分に配慮すること。

5. 防災担当部局等との連携・協力体制の構築

学校が避難所となった場合は、基本的には市町村の防災担当部局等が責任者となり、運営されることになることから、事前に当該部局と必要な調整等を行うことが重要である。また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合、市町村の防災担当部局等に円滑に引き継げるようにしておくことが重要である。したがって、以下の留意事項を踏まえて、市町村の防災担当部局等と密接かつ十分に連携・協力を図ることが必要である。

(1) 教育委員会は、市町村の防災担当部局等に対して、発災時に避難所となる学校ごとに担当職員を明確に定めておくよう促すこと。また、地域の自主防災組織・ボランティア組織等を含めて災害時の対応や住民の自主運営へと移行した際の避難所運営の代表者をはじめとした役割分担の確認等について定期的に学校と協議を行うことや、学校において行われる訓練を共同で行うことについても防災担当部局等に促すこと。特に、都道府県立学校については、都道府県教育委員会が積極的に域内の市町村の防災担当部局等に対して連携・調整するように促すこと。

(2) 教育委員会は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校ごとに、学校施設の利用計画やあらかじめ整備すべき施設設備、非常用物資等の備蓄の在り方等について防災担当部局等と積極的に共有し、取組を進めるよう努めること。その際、総合教育会議を活用することも有効であること。

- (3) 特別支援学校を設置している教育委員会は、当該特別支援学校が、福祉避難所に指定されるに際しては、必要な施設面のバリアフリー化の状況、想定される避難者数に応じた人材の確保や非常用物資の備蓄等についてあらかじめ防災担当部局等と検討・調整を行うこと。

6. 地域との連携・協力体制の構築について

大規模災害において、学校における避難所運営が長期化する場合には地域住民の自主的な活動が極めて重要である。地域住民等と日常的に連携がとれていた学校等は、地域の自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告もあることから、教育委員会は、コミュニティ・スクール等を活用して、防災も含めて学校と地域の連携・協力体制の構築を進めるよう努めること。併せて、教育委員会は、防災担当部局等と協力して、学校が地域の自治組織等からなる自主防災組織等と協議・連携できるような場の設定等について支援を行うこと。

7. 教育委員会間の連携・協力体制の構築について

学校が避難所になった場合には、当該学校に所属する教職員は、児童生徒等の安全確保等に加え、様々な対応を行うことが必要となる。その際、人的な支援は必要不可欠であるが、学校教育活動に見解・理解のある人材の支援は、当該学校に所属する教職員に安心感を与えるとともに、教育活動の再開のために大いに役立つことになる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、都道府県教育委員会と市町村教育委員会、同一都道府県内の市町村教育委員会間、他の都道府県教育委員会等との間における連携・協力を積極的に図ることが必要である。

- (1) 都道府県教育委員会は広域的な観点において指導助言を行う役割をもつことから、発災した場合の都道府県内の教職員の人的支援体制や情報集約・共有体制の在り方について検討を行っておく必要があること。発災にあたり、被害状況等の情報収集は迅速に行うことが必要であるが、市町村教育委員会は十分な体制がとれない可能性もあることから、教育事務所等を活用して都道府県教育委員会が積極的に職員を派遣して行うことを検討すること。

また、都道府県又は市町村教育委員会が管理する学校施設や学校給食施設等が被災により教育活動の再開に支障が生じた場合を想定して、他の教育委員会で管理している施設の活用についても調整・検討すること。

- (2) 指定都市教育委員会及び指定都市が所在する都道府県教育委員会は、発災時には互いに情報集約・共有を積極的に図る必要があることから、その在り方等について事前に調整を図っておくこと。

- (3) 他の都道府県及び指定都市等からの教職員の人的支援体制については、地方公共団体間で締結される相互援助協定等に教職員の援助派遣を規定する等、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会等において、あらかじめ体制の整備を図るよう努めること。例えば、兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて、災害により避難所になった学校を支援する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員組織を

設立しており、その活動は大規模災害時に有効であったとの報告もあることから、そのような取組を参考にすることも有効であること。

8. 教育活動の再開について

大規模災害後に児童生徒等の心の平穏を回復・維持するためには、学校生活を再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠である。その一方で大規模災害発生後であることを踏まえると児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活に戻るためには、以下の留意事項を踏まえて、教育活動再開の準備を進めることが必要である。

- (1) 教育委員会は、教育活動の再開に向けて、児童生徒等の登下校ルートの安全確認、児童生徒等の居住地・健康状況の把握、教科書・教材の有無の確認、授業・学校給食再開の見通しの確認等、段階的対応をまとめたチェックリストを事前に作成し、それを学校において活用する等、再開を判断するにあたり児童生徒等の安全確保等に遺漏のないように最大限の配慮をすること。
- (2) 教育委員会及び学校は、早期の教育機能回復を図る観点から学校再開の見通しを早めにPTAや防災担当部局等、避難者も含めて共有を図ること。そのためには、防災担当部局等とも連携して、必要な情報を一元化し可視化することで現状について共通理解が図られるようにすること。また、学校内の避難者の居住場所の集約や他施設への移動を行う際には、防災担当部局等が中心となつて行うことになるが、教育委員会と学校においては学校再開の時期を踏まえて避難者の理解を得られるよう防災担当部局等と慎重に調整を行うこと。
- (3) 教育委員会及び学校は、教育活動を再開するに当たり、一定期間、避難者と児童生徒等が同じ施設を共有しなければならない場合や真にやむを得ず校庭に仮設住宅が設置される場合等、未だ学校内に避難者が存在する際の両者の動線の設定をはじめとした校内の施設利用や学校行事、体育等の授業の在り方について検討しておくこと。
- (4) 教育委員会は、被災した児童生徒等や教職員について、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と呼ばれる症状をはじめとした心の健康上の問題が生じている可能性もあることから、外部機関と連携しながら心のケアに努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育委員会係
健康教育・食育課企画調整係

電話 03-5253-4111（代表）

内線4678、4672（初等中等教育企画課教育委員会係）

内線4950（健康教育・食育課企画調整係）

【参考資料】

阪神・淡路大震災や東日本大震災の発生を踏まえて文部科学省において行った、
学校が避難所になった場合の運営の協力に関する検討結果を含むものは以下の通り。

- 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議
 - ・学校等の防災体制の充実について 第一次報告（平成7年11月）
 - ・学校等の防災体制の充実について 第二次報告（平成8年9月）
- 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
 - ・最終報告（平成24年7月）
- 文部科学省
 - ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）

また、地域の避難所となる学校施設の在り方等に関する検討結果は以下の通り。

- 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言（平成23年7月）
- 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
 - ・災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～（平成26年3月）
- 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言（平成28年7月）

なお、内閣府（防災担当）から、様々な避難所の生活環境対策について、まとめられており、以下のURLを必要に応じて参考にさせていただきたい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

避難拠点の災害種別ごとの使用の適否

(●印を付した箇所が使用できることを示す。)

番号	防災		名称	指定避難 所を兼ね る施設	災害種別				
	ブロック				洪水	崖崩れ	地震	大規模な 火災	内水氾濫
	区分	拠点							
1	第1	●	第四小学校	●		●	●	●	●
2			畑中公民館		●	●	●	●	
3			栄小学校	●	●	●	●	●	
4			池田小学校	●	●	●	●	●	
5		●	片山小学校	●	●	●	●	●	
6	第2		第三中学校	●	●	●	●	●	
7			中央公民館		●	●	●	●	
8			第六中学校	●	●	●	●	●	
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	
10			新座高校	●	●	●	●	●	
11	第3		八石小学校	●	●	●	●	●	
12			野寺小学校	●	●	●	●	●	
13			石神小学校	●	●	●	●	●	
14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	
15			栗原公民館		●	●	●	●	
16		栗原ふれあいの家		●	●		●		
17		第五中学校	●	●	●	●	●	●	
18	第4	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●
19			新堀小学校	●	●	●	●	●	
20			西堀・新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	
21			市民総合体育館	●	●	●	●	●	
22			野火止小学校	●	●	●	●	●	
23	第5		陣屋小学校	●	●	●	●	●	●
24			市民会館		●	●	●	●	
25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	
26			十文字学園	●	●	●	●	●	
27		●	新座小学校	●		●	●	●	
28	第6		新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館			●	●	●	
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	
31			第四中学校	●		●	●	●	
32			西武台高校	●		●	●	●	
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	
34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	
35		●	東北小学校	●	●	●	●	●	
36	第7		立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	
37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	
38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	
39			にいざほっとぶらざ		●	●	●	●	
40	第8		野火止公民館		●	●	●	●	
41			東野小学校	●	●	●	●	●	
42		●	第二中学校	●	●	●	●	●	

参考：新座市地域防災計画 平成31年2月 第2編 43ページ

注1) 水防法に基づく洪水浸水想定区域や埼玉県が作成した水害リスク情報図の浸水想定域内にある避難拠点については、洪水からの避難のためには使用しない。

※現行の新座市地域防災計画は、新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（平成30年3月発行）を基に作成されているため、第四小学校は洪水の緊急避難場所として指定されているが、令和2年5月に埼玉県が洪水浸水想定区域等を改めたことに伴い、洪水からの避難のためには使用しない。

注2) 木造住宅密集地にあり、かつ、敷地内に空地の少ない避難拠点については、延焼火災のおそれがあるため、大規模な火災からの避難のためには使用しない。

注3) 敷地内に土砂災害警戒区域を含む避難拠点については、崖崩れからの避難のためには使用しない。

令和２年改訂

新座市立小・中学校 防災対応委員

委員長	斉藤 直之	新座市立新座小学校長
副委員長	伊藤 進	新座市立第二中学校長
	岡部 英一	新座市立片山小学校教頭
	丹野 俊宏	新座市立第六中学校教頭
	村上 貴彦	新座市立東野小学校主幹教諭
	橋本 一秋	新座市立第五中学校教諭

なお、新座市教育委員会においては、次の者が編集にあたった。

大井 敏彰	学校教育部副部長兼教育支援課長
山崎 孝雄	学校教育部教育支援課副課長
印南 佐代	学校教育部教育支援課指導主事

イラスト 奥田 由美

令和４年８月３１日一部修正

第４章第１節２(１)⑥ 受水槽からの水源確保の手順の確認 (令和４年８月３１日追加)

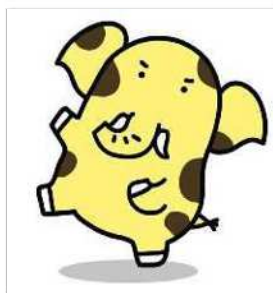
令和４年１２月２８日一部追加

第２編第３章新たな危機事象（弾道ミサイル）の対応 (令和４年１２月２８日追加)

【参考】

＜改訂＞学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために

(埼玉県 令和４年１１月１８日)



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン